
長期優良住宅 申請マニュアル

第 1 章 長期優良住宅適合認定の申請について

1.	申請マニュアルについて	
1-1	マニュアルの対象	1
1-2	マニュアルの活用	1
2.	長期優良住宅について	
2-1	長期優良住宅とは…?	1
2-2	長期優良住宅の7つの認定基準とチェックポイント	2
2-3	住宅履歴情報管理システムについて	5
3.	認定手続きについて	
3-1	認定手続き概要	7
3-2	長期優良住宅の認定申請に必要な書類	8
3-3	登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼について	9
3-4	平成 22 年 6 月 1 日施行の法改正について	10
4.	認定申請を行う	
4-1	所管行政庁へ確認申請と同時に申請を行う一般的な場合	11
4-2	登録住宅性能評価機関を利用した一般的な申請の場合	12
4-3	ハウスプラス住宅保証(株)を使用する場合	13
5.	提出書類 必要部数確認 Check List	
5-1	所管行政庁へ申請を行う一般的な場合	15
5-2	登録住宅性能評価機関を利用した一般的な申請の場合	16
6.	提出図面 記入内容確認 Check List	17
7.	よくある質問 (Q&A)	21

第 2 章 申請書類の記入例と参考書式

1.	申請時に提出する書類の記入例と参考書式	
1-1	Houseplus Portal Web Site 利用申請書	23
1-2	技術的審査依頼書	27
1-3	技術的審査依頼の委任状	28
1-4	技術的審査の適合証	29
1-5	認定申請書（第一面）～（第四面）	31
1-6	長期優良住宅認定申請の委任状	35
1-7	設計内容説明書【一戸建て木造軸組用】（第 1 面）～（第 6 面）	37
1-8	維持保全計画書	43
1-9	認定通知書	63
1-10	工事完了の報告書	64
2.	住宅履歴に関する書類の記入例と参考書式	
2-1	住宅履歴情報システム新規物件登録申請書	67
2-2	住宅履歴情報登録に関する申込みの委任状	69
2-3	住宅履歴情報預かり証	70
3.	その他申請に関する書類の参考書式	
3-1	計画の変更に係る技術的審査依頼書	71
3-2	計画の変更に係る技術的審査の適合証	72
3-3	技術的審査に適合しない旨の通知書	73
3-4	技術的審査の取り下げ届	74
3-5	変更認定申請書	75
3-6	変更認定通知書	78
3-7	承認申請書	79
3-8	承認通知書	80

第 3 章 付録

1.	長期使用構造等とするための措置	83
2.	長期優良住宅申請実例サンプル図面	105
3.	所管行政庁 検索方法	127

* 本書の内容は、平成 21 年 6 月 4 日施行の
「長期優良住宅の普及の促進に関する法律 施行規則」に基づき作成されています。

[illegible]

長期優良住宅適合認定の申請について

第 1 章

1. 申請マニュアルについて

1-1 マニュアルの対象

MEMO

本申請マニュアルは、全国建設労働組合総連合（以下、当組合）が組合員向けに作成するものである。そのため、最も一般的な請負契約による「一戸建ての木造住宅」の申請についての説明を主としている。

1-2 マニュアルの活用

長期優良住宅の認定を受けるための申請の流れを把握し、申請に必要な書類について、また、その書類の書き方について確認する。

2. 長期優良住宅について

2-1 長期優良住宅とは…？

MEMO

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するために、大きく分けて以下のような措置が講じられている住宅を指す。

- ① 長期に使用するための構造及び設備を有していること
- ② 居住環境等への配慮を行っていること
- ③ 一定面積以上の住戸面積を有していること
- ④ 維持保全の期間・方法を定めていること

上記のうち①は建築物に関する技術的な基準で構成されており、その多くは住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の基準(以下「評価方法基準」という)を準用している。

また、上記①～④の全ての措置を講じ、所管行政庁(都道府県、市または区)に認定申請を行うことで、長期優良住宅としての認定を受けることができる。

1) 構造躯体等の劣化対策 【劣化対策等級 3 + α 】

通常想定される維持保全の条件下で、構造躯体の使用継続期間が少なくとも 100 年程度となる措置木造では、床下と小屋裏の点検口を設置し、床下空間は一定の高さを確保する。

- ☐ 性能評価基準「劣化対策等級」等級 3 への適応
- ☐ 土台に使用する樹種の確認 (D1 樹種又は保存処理がされた材を使用)
- ☐ 外壁下端に水切りが設置されている
- ☐ 水廻り部分 (浴室・洗面・脱衣室) に、防腐措置又は防水上有効な措置がなされている
- ☐ 床下空間毎、小屋裏空間毎に点検口が設置されている *
- ☐ 床下空間の有効高さ 330 mm 以上を確保されている
- ☐ 床下防湿について、有効な対策がなされている
- ☐ 地盤について、有効な防蟻措置がなされている
- ☐ 基礎高さが地盤面から 400 mm 以上確保されている

* 人通口等によりつながっている床下空間は一つの空間とみなす

2) 構造躯体等の倒壊等の防止 【耐震等級 2 (倒壊等の防止)】

極めて稀に発生する地震に対して、継続的な利用のための改修の容易化を図る為の損傷レベルの低減を図る事。

大規模地震力に対する変形を一定以下に抑制する措置を講じる事。

- ☐ 性能評価基準「耐震等級」等級 2 (倒壊等の防止) 以上への適応 *
- ☐ 計画された建築物に対して適正な構造計算が行われ、且つ計算結果が基準をみたしている

--- 4 号建物の場合 ---

- ☐ 壁量が耐力壁の存在壁量 + 準耐力壁の存在壁量 $\geq$ 必要壁量である
- ☐ 壁の配置が平成 12 年建設省告示第 1352 号の規定の壁配置の釣り合いに適合している
- ☐ 床組等について存在床倍率 $\geq$ 必要床倍率である
- ☐ 接合部について筋交いの端部 / 柱頭・柱脚の接合部 / 胴差しと通し柱の接合部 / 建物外周に接する部分の接合部が適正である
- ☐ 基礎について基準法レベルの構造方法 / 鉛直荷重・水平荷重に対する構造方法が適正である
- ☐ 横架材について建物の荷重 / 横架材の間隔・長さ等に関して、樹種・断面寸法が適正である

* 建築基準法レベル 1.25 倍の地震力に対して倒壊しない事

2) 構造躯体等の倒壊等の防止 【耐震等級2（倒壊等の防止）】 つづき

---免震建築物である場合---

- ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画／免震建築物の実況に応じた敷地の維持管理に関する計画の2種の図書が作成されている
- ☐ 構造方法の仕様規定を確認し、同内容が設計図書等に反映されている
- ☐ 適切な構造計算を行い、計算結果が基準をみたしている
- ☐ 柱・壁・床等の構造要素が有効に釣り合い良く配置され、その内容が設計図書等に反映されている
- ☐ 柱・壁・床等の構造部材の接合方法が設計図書等に反映されている

3) 維持管理・更新の容易性 【維持管理対策等級3】

構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備等に対して、維持管理を行うために必要な措置が講じられている事。構造躯体等に影響を与えることなく、配管の維持管理を行う事が出来、更新時の工事が軽減される措置が講じられている事。

- ☐ 性能評価基準「維持管理対策等級」等級3への適応
- ☐ 排水管・給水管・給湯管毎に、概ねの配管位置を確認する
- ☐ 配管の設置方法について、次の点を確認する
 - ・コンクリート内埋め込み配管の有無
 - ・地中埋設管上でのコンクリート打設の有無
- ☐ 専用排水管について、清掃・点検に必要な措置がなされている

4) 省エネルギー対策 【省エネルギー対策等級4】

省エネ法に規定する平成11年省エネルギー基準（次世代省エネ基準）に適合する事。

- ☐ 性能評価基準「省エネルギー対策等級」等級4への適応
- ☐ 熱損失係数等による計算又は熱貫流率等による計算による計算結果が適正である
- ☐ 結露の発生の防止対策として適切な措置がなされている

---次世代省エネ対応建材の使用にて対応する場合---

- ☐ 構造用面材・断熱材・開口部の各部位の組合せが次世代省エネ型式認定等を取得している *
- ☐ 上記組合せに使用した建材の認定証が添付されている
- ☐ 上記組合せに使用した建材が設計図書等へ反映されている

* 別冊「長期優良住宅 建材マニュアル」を参照

5) 居住環境への配慮

良好な景観の形成、その他の地域に於ける居住環境の維持及び向上に配慮されたものである事。

- ☐ 地区計画・景観計画・建築協定・景観協定・条例・その他の要綱等のうち、所管行政庁が選定・公表したものに適合している
- ☐ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域外であること

6) 規模の基準 (住戸の面積)
良好な居住水準を確保するため、必要な規模を確保する事。 ☐ 床面積の合計が 75 m²以上である (ただし、地域の実情を勘案し所管行政庁が 55 m²以上で別途定める場合には、その面積以上とする) 且つ、少なくとも 1つの階の床面積が 40 m²以上 (階段部分を除く ただし、階段の下部が便所・収納又は廊下等で生活空間として利用できる場合は、当該床面積から除外する必要なし) である *

7) 維持保全の方法の基準 (維持保全計画の策定)
建築時から将来を見据えた、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されている事。 構造耐力上主要な部分／雨水の侵入を防止する部分／給水・排水の設備について点検の時期・内容を定め、少なくとも 30 年以上の管理を行い、10 年以内毎に点検を実施する事。 ☐ 維持保全計画の策定 (次の点について、点検の時期・内容を定めてる) * ① 構造上主要な部分 ② 雨水の侵入を防止する部分 ③ 給水・排水の設備 ☐ 維持保全計画書の提出 ☐ 建築に係る資金計画を明記し、維持保全に関する費用の年間の積立予定額が明記されている * ☐ 維持保全の計画に変更があった場合や住宅の劣化状況に応じて維持保全の方法を見直す ---住宅履歴情報管理システムの活用--- ☐ 住宅履歴情報管理システムの適応 (請書 No.を記載) ☐ 定期的 (2 年・5 年・10 年・以降契約に基づく) なチェックを行い、必要に応じて補修・改築を行う * ☐ 上記の内容を住宅履歴情報管理システムへ更新する

MEMO

* 国住生第 194 号の通達より

* 左記①～③に関して、政令で定められた措置を講じている事

* 適正範囲で費用を計画

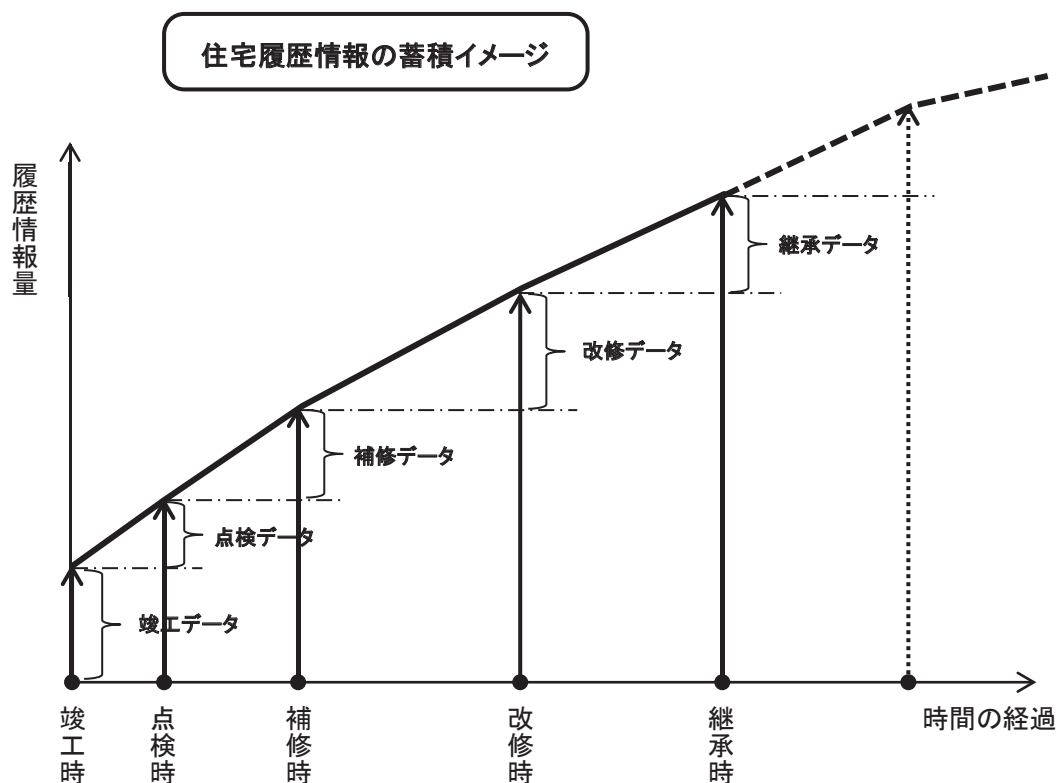
* 長期優良住宅法第 12 条

《住宅履歴情報の整備の背景》

住宅は、所有者の個人資産であると同時に世代を超えて継承される社会的資産である。そこで、この資産に適切な維持管理とリフォームを行い質の高い状態で次の世代へと引き継ぐことが大事なポイントとなる。

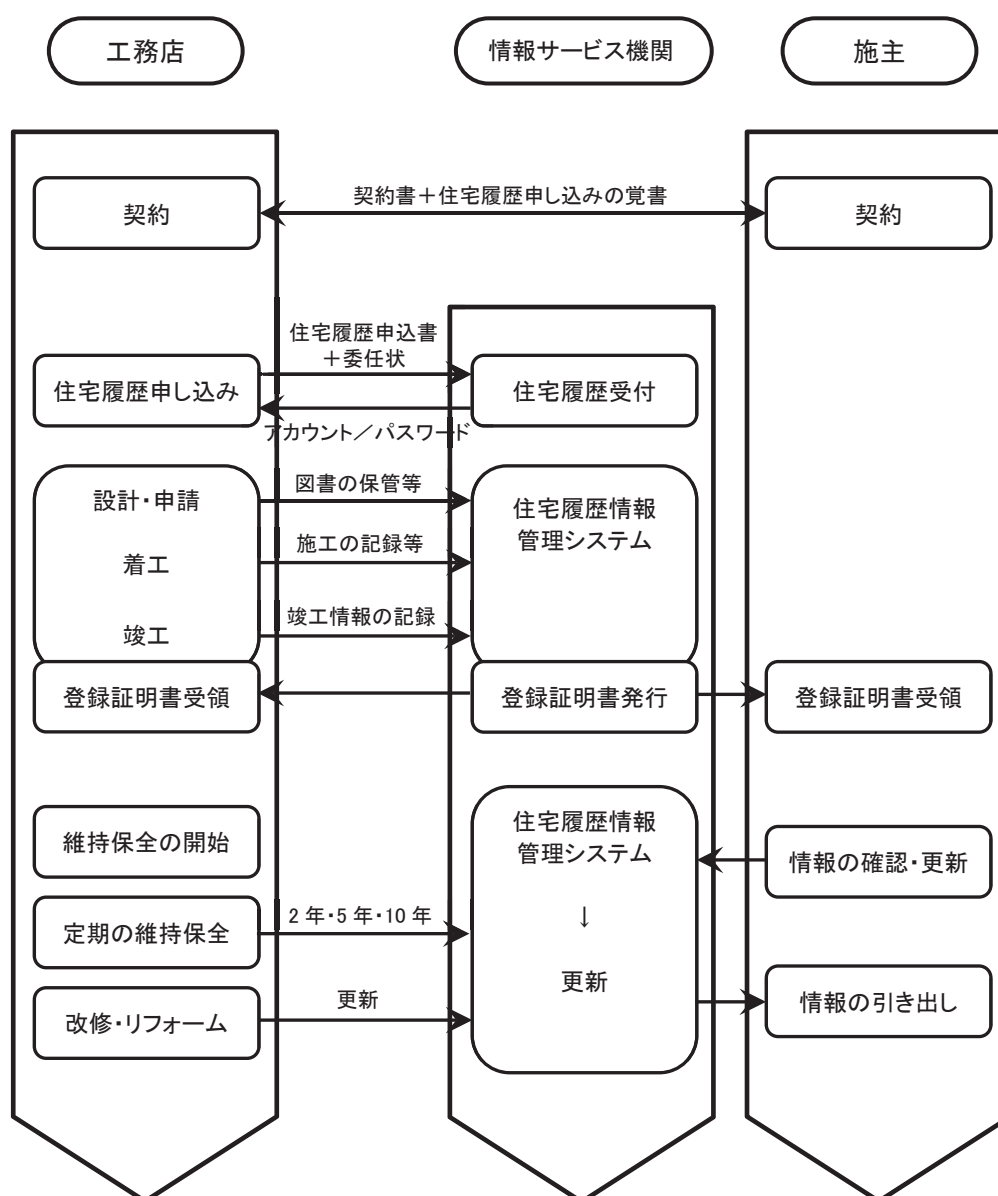
住宅を優良な状態に維持し管理を行うには、住宅の竣工時の状態を記録し、その情報を更新・蓄積していくことが有効な手段と言える。このように、住宅の竣工からの履歴を蓄積する事で住宅の状態が常に明らかにされ、健全な中古住宅の流通市場の形成が期待される。また、万一の災害や事故などの際に迅速且つ適切な補修を可能にする。これが、基本的な住宅履歴情報の整備に対する考え方となる。

この為、住宅履歴情報は、戸建て住宅の引き渡し後にスタートする。竣工時の情報を保有した状態で、その住宅のメンテナンス記録を履歴情報として残したものであり、その情報は住宅に帰属するため、住宅の所有者が（施主）が持ち主となる。この住宅履歴情報を管理するシステムが「住宅履歴情報管理システム」である。



住宅履歴情報管理システムの運用に当たり、当組合では、情報サービス機関として、一般財団法人 中小建設業住宅センターの住宅履歴を利用する事を推奨している。

住宅履歴情報管理システムにて運用を行うにも、利用者は事前に申し込みをする必要がある。この為、施主との契約の際に住宅履歴情報管理システムの申し込みに関する覚書（契約）を交わし、情報の保全に関する意識の共有を行う。住宅履歴情報管理システムの運用は、以下の手順にて行う。



3. 認定手続きについて

3-1 認定手続き概要

長期優良住宅の認定を受けるには、認定対象となる住宅の所在地を所管する所管行政庁に、必要な図書を添え認定申請書を提出する。認定を申請する際には以下の3タイプがあり、それぞれ所定の認定手続きをする必要がある。

- ① 住宅を建築し、自ら住宅の維持保全を行うものが申請する場合
(建築主による申請であり、設計施工を行い受託を受けた工務店が代行することができる。)
- ② 販売等を目的に住宅を建築し、譲渡す譲受人と共同で申請する場合
(分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合)
- ③ 販売等を目的に住宅を建築し、建築主が単独で申請する場合
(譲受人が決定する前に分譲事業者のみが申請する場合)

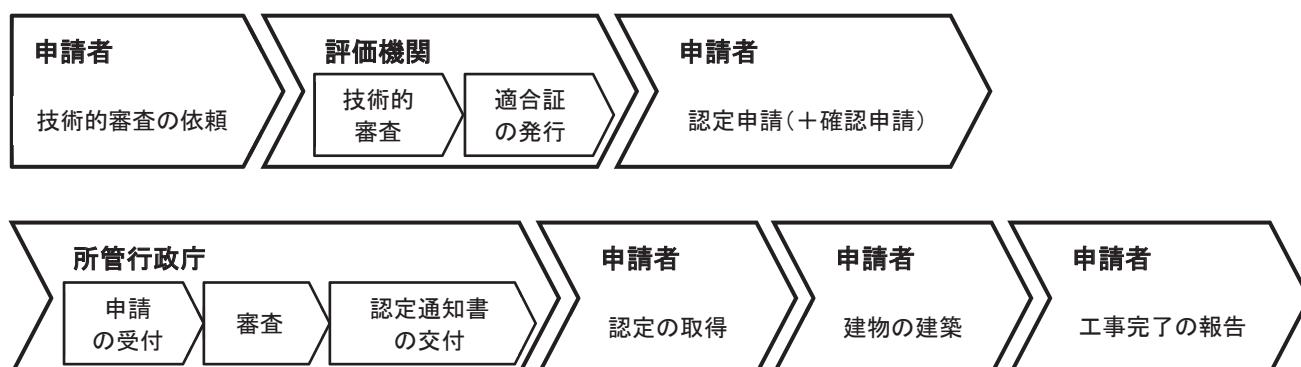
本マニュアルでは、1章で述べた通り、組合員を対象としているため、上記の①について、主として説明を行う。

認定申請には、直接所管行政庁に必要な書類を持ち込む場合と、あらかじめ登録住宅性能評価機関に長期優良住宅の技術的審査を依頼し、その後、所管行政庁に認定申請を行う場合がある。後者の場合、登録住宅性能評価機関に技術的審査を依頼した後に、認定基準に適合することを証する「適合証」の交付を受け、その適合証と共に必要書類を認定申請書に添付し所管行政庁に提出する。また、法第6条第2項に基づき、長期優良住宅の認定申請と共に、建築確認申請を併せて行うこともできる。この場合は、認定申請を行う際に建築確認の申請書を併せて提出しなければならない。

なお、建築確認申請を併せて行う場合、認定通知を受けたことをもって建築確認申請証が交付されたとみなされるため、当該認定が取り消されると、建築確認済証の交付があったとみなされなくなるので注意が必要である。

MEMO

多くの所管行政庁では登録住宅性能評価機関に依頼する事を可能としているが、一部所管行政庁では、長期優良住宅の認定申請と建築確認申請を所管行政庁に併せて申請する事としている。



---申請前に必要な書類---

・ハウスプラス電子申請利用申込書

… ハウスプラス住宅保証(株)に技術的審査を依頼する場合(初回のみ)必要

・住宅履歴情報管理システム利用の委任状 … 施主との請負契約の際に必要

・住宅履歴情報管理システム使用申請書 … 一般の住宅も利用可能

---申請の際に必要な書類---

・[別記様式1号] 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

… 技術的審査を依頼する場合のみ必要

・[第一号様式] 認定申請書

(第一面) 申請者の住所、氏名等の記載 … 必須

(第二面) 住宅の位置、構造、規模等の記載 … 必須

(第三面) 住戸番号等の記載 … 共同住宅等の申請の場合のみ必要

(第四面) 住宅の維持保全の方法、期間、資金計画等の記載 … 必須

・維持保全計画書 … 必須

・適合証(登録住宅性能評価機関が発行)

… 登録住宅性能評価機関に技術的審査を依頼した場合のみ必要

・設計内容説明書 … 必須

・長期優良住宅の申請を行う委任状 … 必須

---必要な添付図書(各種図面・計算書と記載事項)---

設計図書	記載内容
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内に於ける建物の位置、申請に係る建物と他の建築物との別及び設備配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書・仕上表	部材の種類、寸法及び取付方法
各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び計算式
2面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及び庇の出、小屋裏の構造、各階の天井高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算結果の内容

---施工完了後に必要な書類---

- ・[参考様式2] 計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書
- ・[参考様式3] 計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書
- ・[参考様式4] 住宅の工事が完了した旨の報告書

※ [参考様式2] もしくは [参考様式3] + [参考様式4] いずれかが必須

完了報告は原則として、建築士による工事監理報告書が前提であるが、建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告することもできる。

---変更・承認手続きに必要な書類---

- ・[第三号様式] 変更認定申請書

… 長期優良住宅の申請内容を変更する際に必要

- ・[参考様式3] 計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出書

… 長期優良住宅の認定を取りやめる際に必要

- ・[第六号様式] 地位の継承に係る承認申請書

… 住宅に対する地位の継承を行う際に必要

※ 上記で紹介した書式はあくまで参考である。各所管行政庁にて指定書式がある可能性があるため、認定申請を行う先である所管行政庁へご確認下さい。

3-3 登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼について

所管行政庁で登録住宅性能評価機関の技術的審査を活用することになっている場合には、所管行政庁への長期優良住宅建築等計画の認定申請に先立って、事前に登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けることができる。登録住宅性能評価機関は、所管行政庁が定めた『認定基準の区分』について、技術的審査を行う。

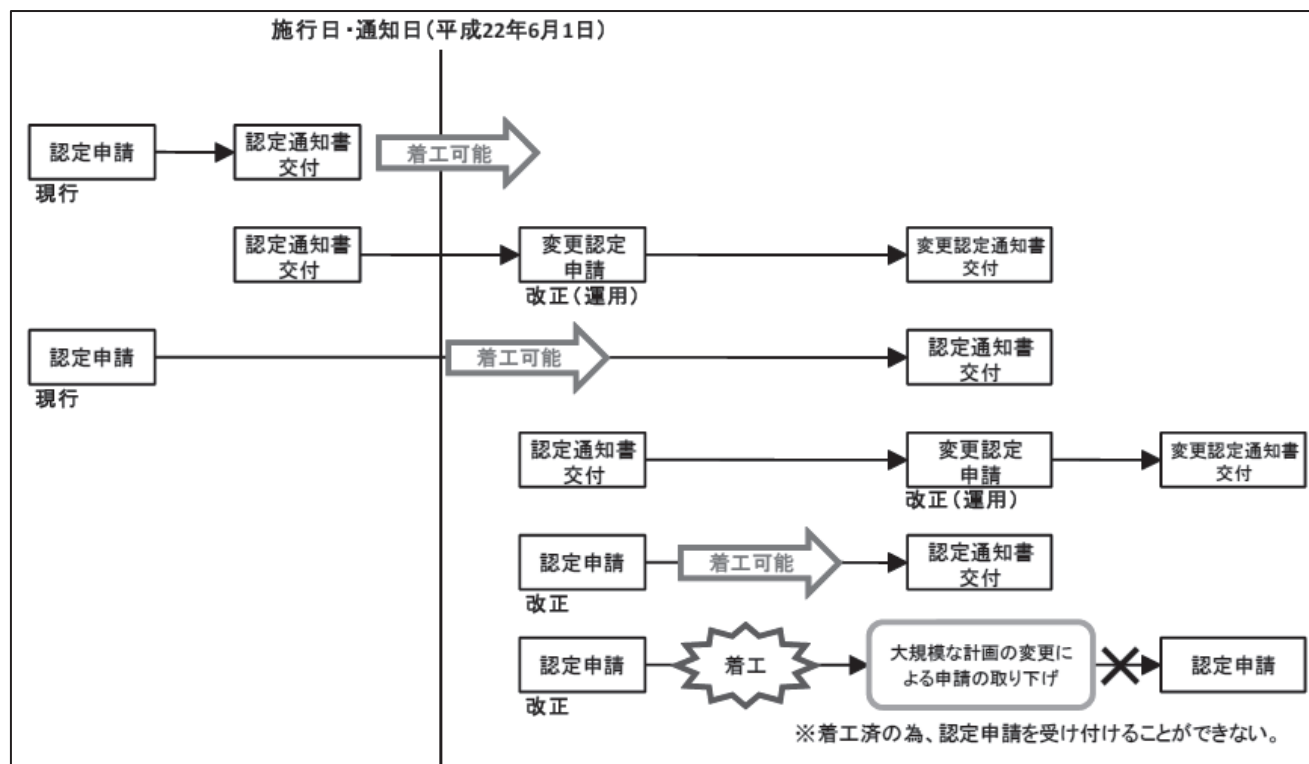
本マニュアルでは、参考として、ハウスプラス住宅保証(株)を登録住宅性能評価機関として利用した際の申請フローを紹介している。

《着工時期に関する運用の弾力化》

これまで長期優良住宅建築等計画の認定については、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築及び維持保全が行われることを担保するため、建築工事に着手した計画を認定することを認めない取り扱いとしてきたところであるが、法施行後の運用の実態を踏まえ、今後、着工前に申請した住宅の計画であって、認定基準に適合するものについては、着工した住宅であっても認定できるよう解釈を変更することとした。その際、認定申請者に対して、申請に係る長期優良住宅建築等計画が認定基準に適合しなければ、着工後に認定を受けられない旨を周知するとともに、あらかじめ登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けることを推奨するなど、認定基準への適合に遺漏のなきようお願いする。

また、申請時期については、従前の取扱いのとおり着工する前である必要がある。申請を取り下げて再度申請を行う場合は、その時点で新たに申請がなされたものと取り扱われるため、十分留意されたい。

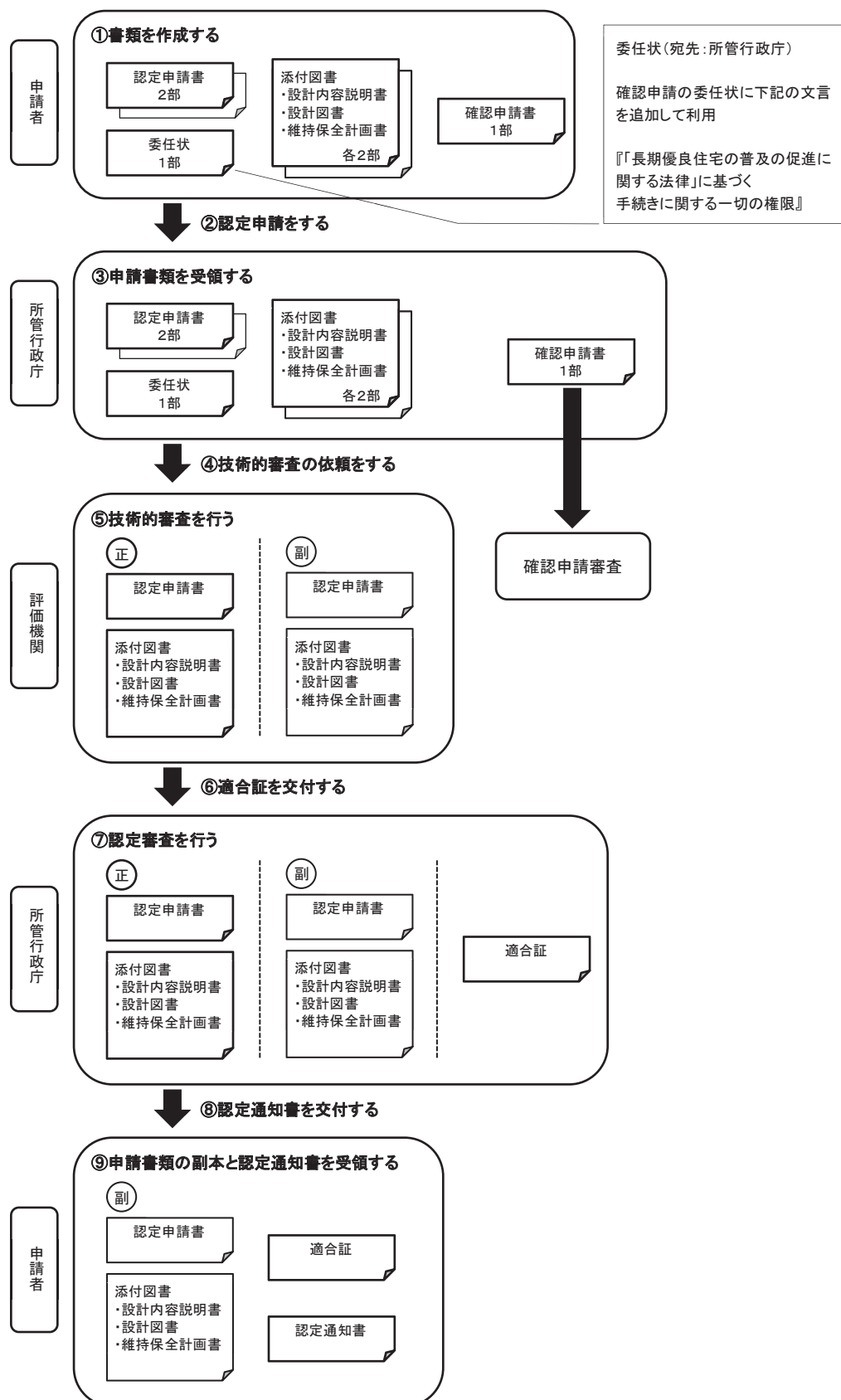
なお、変更申請時期又は変更認定時期と変更する工程の着手時期の関係については、これに準ずるものとする。



4. 認定申請を行う

4-1 所管行政庁へ確認申請と同時に申請を行う一般的な場合

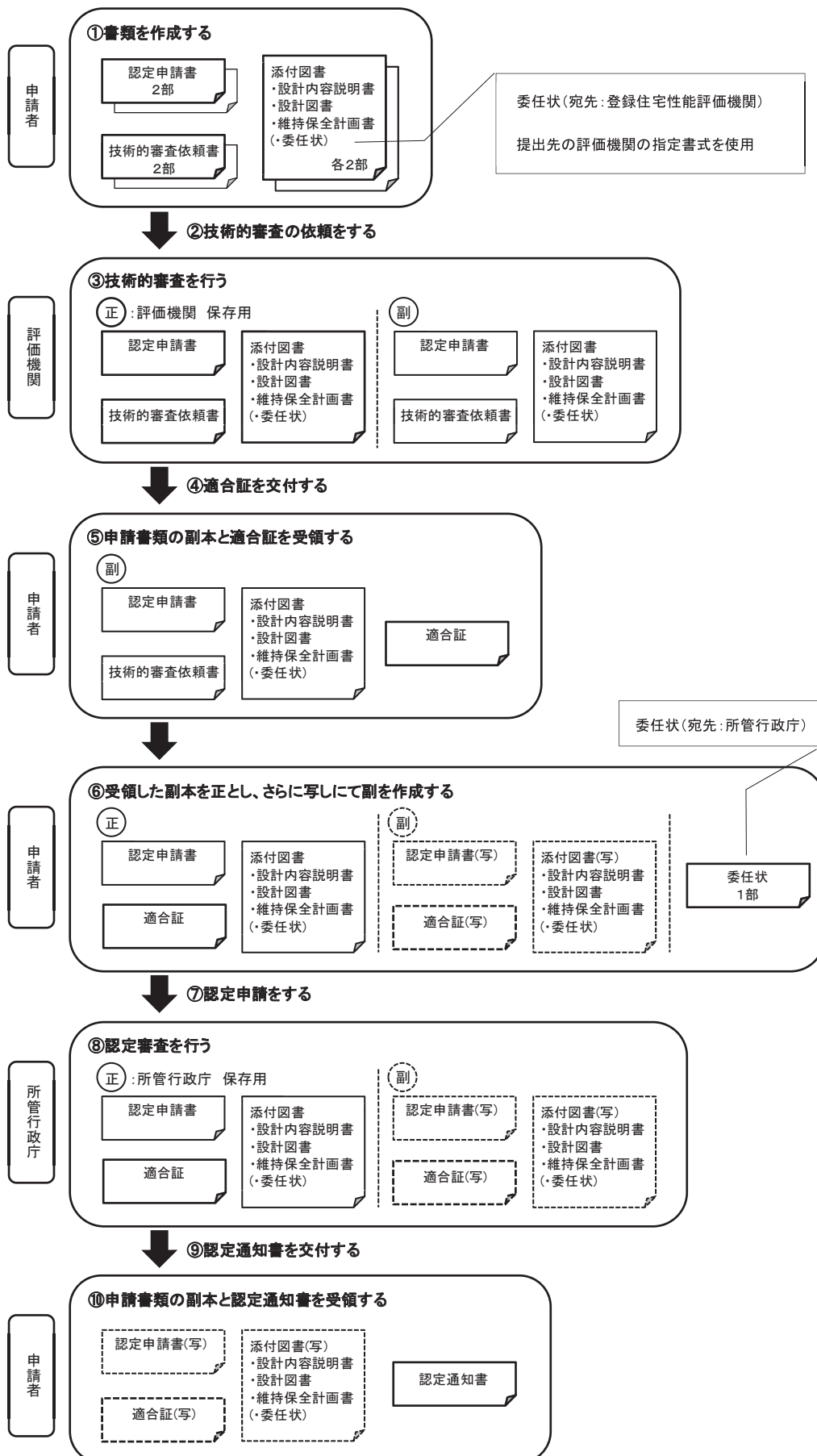
MEMO



所管行政庁によっては、確認申請と同時の申請を求められる場合がある。

4-2 登録住宅性能評価機関を利用した一般的な申請の場合

MEMO



技術的審査依頼書は一面のみ。住宅等の情報は認定申請書から読み取る。

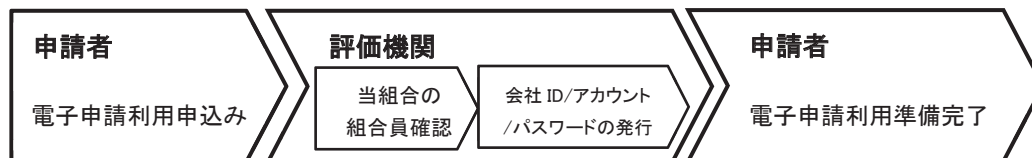
所管行政庁に認定申請をする際には、評価機関が技術的審査を終了した旨が確認できる押印がある添付図書の写しが必要。

4-3 ハウスプラス住宅保証(株)を利用する場合

※ この場合、電子申請を利用することが必須条件となる。

MEMO

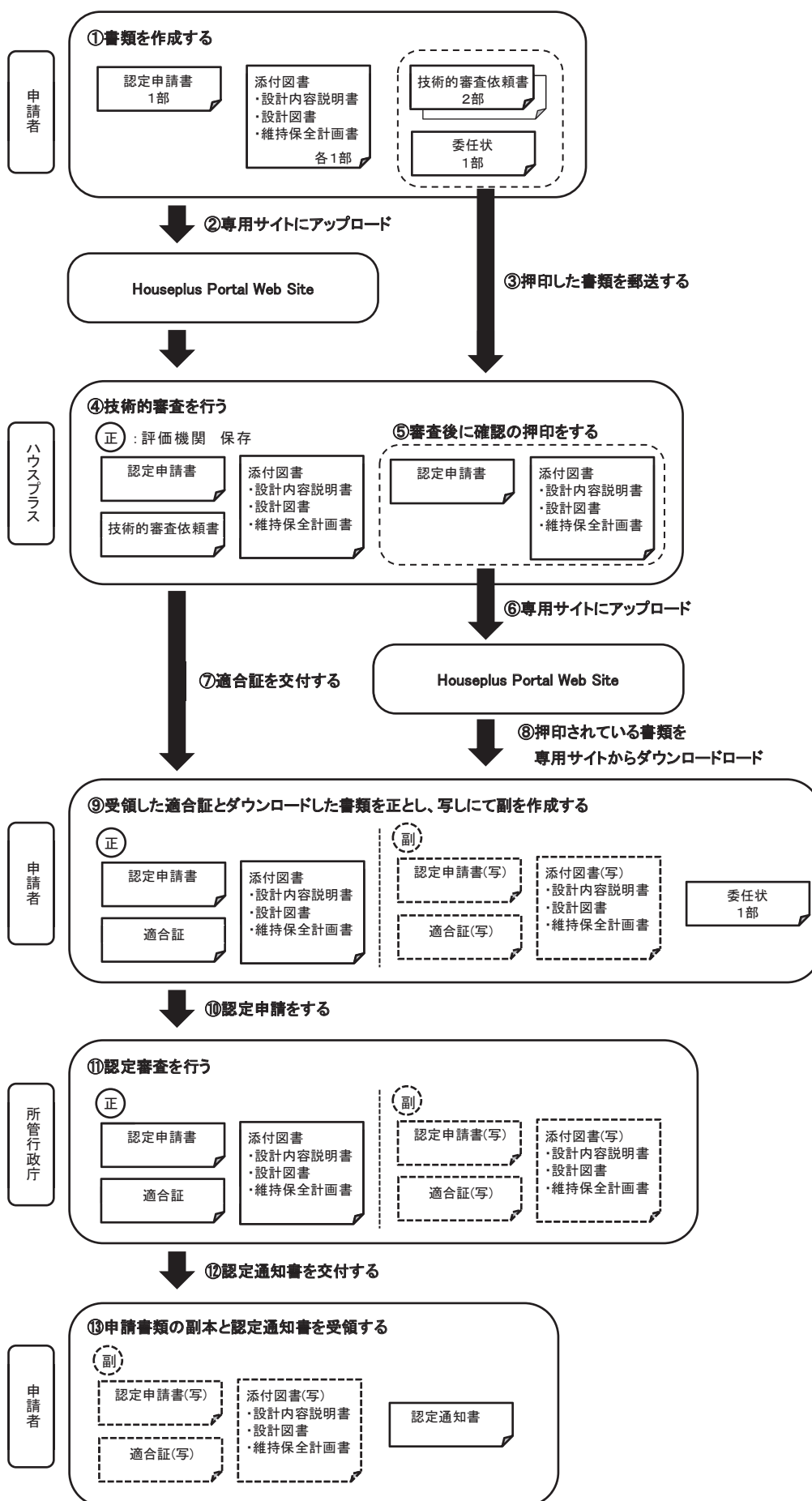
●電子申請の申し込み



- ① Houseplus Portal Web Site (性能評価・長期優良住宅・エコ住宅証明)利用申請書に必要な事項を記入し、社判を押印したものを郵送する。
利用申込書は、ハウスプラス住宅保証(株)のホームページよりダウンロードする。
(URL： http://www.houseplus.co.jp/service/chouki_denshi.html)
- ② ハウスプラス住宅保証(株)にて、当組合の組合員であることを確認する。
- ③ ハウスプラス住宅保証(株)より、電子申請を利用するための会社 ID・ログインアカウント・パスワードが発行される。
- ④ 発行された会社 ID・ログインアカウント・パスワードにて、専用サイトに接続。

電子申請の申込みは、初回時 1 回のみ必要。

専用サイト URL	Houseplus Portal Web Site https://e-portal.houseplus.jp/common/Login.aspx
書類送付先	〒108-0014 東京都港区芝 5-33-7 徳栄ビル 4 階 ハウスプラス住宅保証株式会社 技術本部 技術部宛



適合証に記載された認定基準の区分以外についての記載図書が必要となる場合があるので、正・副の添付が必要。

5. 提出書類 必要部数確認 Check List

5-1 所管行政庁へ申請を行う一般的な場合

● 認定申請書	2 部	☐	
● 第一面		☐	
● 第二面		☐	
● 第三面		☐	←一戸建て住宅の場合不要
● 第四面		☐	
● 長期優良住宅の申請に伴う委任状	1 部	☐	
● 維持保全計画書	2 部	☐	
● 設計内容説明書	2 部	☐	
● 設計図書	2 部	☐	
● 付近見取り図		☐	
● 配置図		☐	
● 仕様書・仕上表		☐	
● 各階平面図		☐	
● 床面積求積図（面積表）		☐	
● 立面図（2 面以上）		☐	
● 断面図／矩計図		☐	
● 基礎伏図		☐	
● 各階床伏図		☐	
● 小屋伏図		☐	
● 各部詳細図		☐	
● 各種計算書		☐	
● 確認申請書	1 部	☐	←確認申請を同時に申請する場合

5-2 登録住宅性能評価機関を利用した一般的な申請の場合

● 認定申請書	2 部	☐	
● 第一面		☐	
● 第二面		☐	
● 第三面		☐	←一戸建て住宅の場合は不要
● 第四面		☐	
● 長期優良住宅の申請に伴う委任状	2 部	☐	←申請業務を委任する場合
● 技術的審査依頼書	2 部	☐	
● 維持保全計画書	2 部	☐	
● 設計内容説明書	2 部	☐	
● 設計図書	2 部	☐	
● 付近見取り図		☐	
● 配置図		☐	
● 仕様書・仕上表		☐	
● 各階平面図		☐	
● 床面積求積図（面積表）		☐	
● 立面図（2 面以上）		☐	
● 断面図／矩計図		☐	
● 基礎伏図		☐	
● 各階床伏図		☐	
● 小屋伏図		☐	
● 各部詳細図		☐	
● 各種計算書		☐	
● 適合書(写)	2 部	☐	

6. 提出図面 記入内容確認 Check List

● 仕様書・仕上表		
【劣化対策】		
a 外壁の軸組	地面から高さ 1m 以内に劣化軽減に有効な措置が講じられていることが明記されている	☐
b 土台	K3 相当以上の防腐・防蟻処理、もしくは D1 樹種のうち、ヒノキ・ヒバ・米ヒバ等と同等の耐久性能があるものを使用していることが明記されている	☐
c 浴室及び脱衣室	壁の軸組等及び床組並びに浴室の天井に防水上有効な仕上げ、あるいは防腐措置を講じていることが明記されている	☐
● 配置図		
【維持管理対策】		
外部排水ますの位置	敷地内最終ますまでの排水ますが明記されている	☐
● 各階平面図		
【劣化対策】		
床下空間ごとの点検口設置	人通孔から行けない区画がないことが確認できる (*基礎の人通孔にてつながっていない場合は、各基礎の区画ごとに点検口が必要)	☐
小屋裏空間ごとの点検口設置	火打ち梁の位置について確認できる (*小屋裏がつながっていない場合は各区画に点検口が必要)	☐
【維持管理対策】		
清掃の容易性	専用の配管(継手及びヘッダー含む)の内面が清掃に支障を及ぼさないよう、たわみ・抜け・その他変形が生じないよう設置されていることが明記されている	☐
	排水管に、掃除口もしくは清掃可能なトラップが設置されていることが明記されている	☐
配管の設置方法	地中埋設されている専用配管上にコンクリートが打設されていないことが明記されている	☐
コンクリート内埋込み配管の有無	専用配管が基礎の立ち上がり部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないことが明記されている	☐

● 断面図/矩計図		
【劣化対策】		
a 外壁の軸組	地面から高さ 1m 以内に劣化軽減に有効な措置が講じられていることが明記されている	☐
b 土台	K3 相当以上の防腐・防蟻処理、もしくは D1 樹種のうち、ヒノキ・ヒバ・米ヒバ等と同等の耐久性能があるものを使用していることが明記されている	☐
	土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていることが明記されている	☐
d 地盤	べた基礎または布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆われていることが確認できる（有効な土壌処理が施されてたものであること）	☐
e 基礎	地面から基礎上端までの高さが 400 mm 以上であることが明記されている	☐
f 防湿・床下換気	外壁の全周にわたって壁の長さ 1m 当たり 75 cm ² 以上の換気口が設けられていることが明記されている	☐
	床下が厚さ 60 mm 以上のコンクリートで覆われていることが明記されている	☐
g 小屋裏	有効な換気方式を選択していることが明記されている （＊屋根断熱工法であり、室内と同等の温熱環境であると認められる小屋裏の場合を除く）	☐
Y 有効高さ	床下空間の有効高さが 330 mm 以上であることが明記されている （＊浴槽設置箇所など、やむを得ないと認められる部分にあって、床下空間に支障をきたさない箇所を除く）	☐
【維持管理対策】		
専用配管	専用配管が基礎の立上り部分を貫通する場合を除き、コンクリート内に埋め込まれていないことが確認できる	☐
【省エネ性能】		
断熱構造とする部分	断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じた基準値以上であることが明記されている （＊型式を利用している場合、型式性能認定書と整合を取る事）	☐

● 基礎伏図/基礎詳細図		
【劣化対策】		
r 防湿・基礎断熱	基礎断熱工法を用いた場合、床下が厚さ 100 mm以上のコンクリート、その他同等の防湿性能があることが確認されている材料で覆われ、かつ、断熱材の熱抵抗値が基準を上回っていることが確認できる	☐
【耐震性】		
基礎の確認（水平荷重）	水平荷重(地震・風)の作用時に上部構造から伝達される引張力に対して基礎の耐力が十分であるように、基礎の間隔・断面寸法・配筋量が設定されていることが確認できる	☐
基礎の確認（鉛直荷重）	鉛直荷重(固定荷重・積載荷重・積雪荷重)の作用時に適切に力が地盤に伝わるように、基礎の間隔・断面寸法・配筋量が設定されていることが確認できる	☐
基礎の確認（断面詳細図）	基礎の断面詳細(基礎幅・高さ・配筋形状・配筋断面)が形状ごとに明記されている	☐
【省エネ性能】		
基礎断熱	断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じた基準値以上であることが明記されている （*ユニットバス型の浴室下部の床に相当する部分が断熱されている場合には、壁・床等との取合部に適切に気流止めが設置され、床下換気を確保することで土間床部分の断熱を施さなくてもよい）	☐
● 土台伏図		
【耐震性】		
継手・仕口・アンカーボルトの配置	土台継手・仕口・土台切れの箇所など、土台とアンカーボルトの関係について、整合がとれていることを確認	☐
● 床伏図/小屋伏図		
【耐震性】		
継手・仕口	胴差の仕口の接合方法が、計算書と整合していることを確認	☐
	床組等の外周部の接合部が計算書と整合していることを確認	☐
床組等	床組等の構造方法(面材・火打ち材等)が計算書の仕様と整合していることを確認 * 火打ちの数や配置、面材で 4 周釘打ちの時は受け材の配置に注意すること * 屋根勾配、垂木のピッチ、合板の厚さ・種類等に注意すること	☐

● 計算書/伏図等

【耐震性】		
耐力壁	耐力壁の位置について、平面図・伏図・計算書当の図面の整合していることが確認できる(下記の注意点を参照)	☐
	① 開口部・ドア	☐
	② 階段吹抜け	☐
	③ 階段～2階床取合い部の梁の位置	☐
	④ 柱の位置（各図面との整合を取る）	☐
	⑤ 壁面収納	☐
	⑥ 土台・基礎の有無	☐
	⑦ 引き戸利用時の壁厚さ	☐
	⑧ 母屋下がり箇所	☐
	⑨ 配管などの取合い	☐
	⑩ 片筋交いの方向	☐
その他	筋交いの向きの凡例を明記 （＊筋交いの向きにより、柱頭・柱脚の接合部の金物が変わるので、必ず明記する）	☐

7. よくある質問 (Q&A)

Q1.	認定を受ける為の流れについて、必ず適合証を得てから認定申請となるのですか？
A1.	流れは大きく 2 種類あり、一般的な評価機関で適合証交付後に所管行政庁への申請と想定されます。評価機関で適合証を交付せず直に所管行政庁に出す場合も想定されます。所管行政庁により対応が異なる場合がありますので、詳細は所管行政庁へお問い合わせ下さい。
Q2.	長期優良住宅の申請窓口はどこかで調べることができますか？
A2.	評価協会の HP 内の認定検索システム(http://chouki.hyoukakyoukai.or.jp/p/)にて住宅の建設地を入力すると所管行政庁名や活用可能な登録住宅性能評価機関名などを確認をすることができます。
Q3.	申請手数料はどのくらいですか？
A3.	所管行政庁ごとに手数料を定めていますので、申請される行政庁にお問い合わせ下さい。
Q4.	所管行政庁に直に認定申請をする場合と評価機関に技術的審査を事前に依頼する場合とで手数料は異なるのですか？
A4.	多くの所管行政庁では、評価機関の技術的審査を活用せずに直接所管行政庁に認定申請を行う場合と、技術的審査を活用し適合証を添付して認定申請を行う場合とで手数料が異なっております。前者の方が高く設定されており、結果的に技術的審査を活用した場合と直接申請する場合とであまり差異が出ないことが多いと思われますが、申請される所管行政庁及び評価機関にお問い合わせ下さい。
Q5.	既存住宅でも、長期優良住宅建築等計画の認定申請は可能ですか？
A5.	現時点は、新築住宅のみが対象となっています。
Q6.	住宅履歴情報についてどのようなものを保存する必要がありますか？
A6.	国交省のホームページ (http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html) に掲載された「認定長期優良住宅における記録の作成と保存について」を参照下さい。
Q7.	認定申請は着工後でも可能ですか？
A7.	認定申請は、着工前に所管行政庁に申請する必要があります。
Q8.	認定申請書類はどこで入手できますか？
A8.	認定申請書類は、所管行政庁や評価機関で入手できると思いますので、申請される所管行政庁や評価機関にお問い合わせ下さい。
Q9.	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅は、全て長期優良住宅に関する税制の特例措置の対象となりますか？
A9.	長期優良住宅にかんする税制の特例措置の対象となるためには、それぞれの税制における適用要件を満たす必要があります。例えば、住宅ローン減税・所得税額の特別控除(いわゆる投資型減税)については、床面積が 50 ㎡以上、店舗等併用住宅においては自己居住用面積が家屋の 1/2 以上当の要件があり、住宅の一部を賃貸しているような場合は、自己の居住の用に供する部分が 1/2 以上でなければ対象となりません。(自己の居住の用に供する部分を区分所有する場合は、その部分についてのみ対象となります。) 詳しくは、国交省のホームページに掲載された「長期優良住宅にかんする税制」を参照下さい。

申請書類の記入例と参考書式

第2章

1-1 Houseplus Portal Web Site 利用申請書 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

(第一面)

Houseplus Portal Web Site (性能評価・長期優良住宅・エコ住宅証明)利用申請書

ハウスプラス住宅保証株式会社 殿

平成 〇 年 〇 月 〇 日

申請者の氏名又は名称

株式会社〇〇〇工務店



代表者の氏名

代表者 太郎

会社印

Houseplus Portal Web Siteの利用を申請します。
利用にあたっては、Houseplus Portal Web Site利用約款を遵守します。
この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

オプションサービスの選択

- ☐ CAD連携機能(無料) 〇物件概要等の情報が一部の住宅専用CADから連携することが可能です。
- ☐ データ閲覧サービス(有料)
10物件 × ()セット 〇Houseplus Portal Web Siteにおいて当該物件の業務完了後3ヵ月以降も引き続きデータを閲覧出来るサービスです。
- ☐ 独自ファイルアップロードサービス(有料)
1Gコース × ()セット 〇申込サービス種別の独自ファイルアップロードサービスオプションとは、データ閲覧サービスの物件領域上に、お客さま独自のファイルをアップロード出来る有償のオプションです。(但し、独自にアップロードするファイルに関しては、
該
当物件に関係するデータのみとし、個人情報・著作権・営業秘密等に係わるデータをアップロードする場合は、サービス利用者の責任においてアップロードしてください。当社は独自ファイルの内容について一切管理を行いません。また、
独自ファイルアップロードサービスは単独では申込できません。データ閲覧サービスと併せてお申し込みください。

必要に応じて選択する

※申込にあたっては、別途料金表を参照して、申込むプランを選択してください。
各申込プランに合わせて別途こちらより請求書を送付させていただきます。
※Houseplus Portal Web Site及びデータ閲覧サービス、独自ファイルアップロードサービスオプションのお申込にあたってはHouseplus Portal Web Site利用約款を必ずお読みください(お申込いただいた場合は約款にご同意いただいたものとみなします。)
※ご同意いただいた場合は、本紙1面以降に必要事項を記載の上、お申込みください。

HousePlus使用欄

受付日	年 月 日	対応者	承認者	受付者
承認日	年 月 日			
対応日	年 月 日			

(備考)

本社・本店の利用者等の概要

(第二面)

【1. 本社・本店会社情報】	
【会社名】	株式会社〇〇〇工務店
【住所】	東京都新宿区〇〇〇〇-〇
【電話番号】	03-0000-0000 【FAX】 03-0000-0001
【2. 本社・本店責任者情報】	
【利用権限】	責任者 会社情報欄・責任者情報欄は必須記
【氏名】	管理者 次郎
【メールアドレス】	kanri@XXX-YY.co.jp
【携帯連絡先】	090-0000-0000
【電話番号】	03-0000-0000 【FAX】 03-0000-0001
【3. 本社・本店担当者情報】	
【利用権限】	担当者 担当者情報欄は、後から上記の責任者が
【氏名】	担当者 三郎
【メールアドレス】	tantou@XXX-YY.co.jp
【携帯連絡先】	090-0000-1111
【電話番号】	03-0000-0000 【FAX】 03-0000-0001

【3. 本社・本店担当者情報】	
【利用権限】	担当者
【氏名】	
【メールアドレス】	
【携帯連絡先】	
【電話番号】	【FAX】

【3. 本社・本店担当者情報】	
【利用権限】	担当者
【氏名】	
【メールアドレス】	
【携帯連絡先】	
【電話番号】	【FAX】

【4. 本社・本店 責任者、担当者権限内容】

権限名	物件管理対象範囲	物件操作権限						図書操作権限				
		作成	更新	削除	申請	割当	印刷	作成	更新	削除	参照	参照一括
本店責任者	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本店担当者	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※本社・本店に所属する担当者は会社内全ての物件情報を処理対象とする事が出来ます。
 ※本店責任者は会社内に1人以上存在し、会社内のポータルサイトの利用に置いて、全ての管理を行ないます。
 ※物件操作権限の、物件管理対象範囲の意味は下記の通りです。
 2:会社内全ての物件を処理対象とできる
 3:本店・支店内(所属する本店・支店)の物件を処理対象とできる
 4:割当られた物件のみ処理対象とできる
 ※本社・本店に所属する担当者で上記表以外の権限を設定したい場合は表に権限を記入し、担当者の利用権限に権限名を記入してください。尚、権限設定によってはご希望に添えないこともあります。
 ※利用者登録人数が1枚に納まらない場合はこのページをコピーしご利用ください。

支店の利用者等の概要

(第三面)

【1. 支店会社情報】

【名称】

【住所】

【電話番号】

【FAX】

【2. 支店責任者情報】

【利用権限】

責任者

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

支店営業所がある場合に記入

【3. 支店担当者情報】

【利用権限】

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

【FAX】

本頁の内容については、「本社責任者」が
ポータルサイト上から設定可能なため必須記入ではありません

【3. 支店担当者情報】

【利用権限】

担当者

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

【FAX】

【3. 支店担当者情報】

【利用権限】

担当者

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

【FAX】

【4. 支店 責任者、担当者権限内容】

権 限 名	物件 管理 対象 範囲	物件操作権限						図書操作権限				
		作 成	更 新	削 除	申 請	割 当	印 刷	作 成	更 新	削 除	参 照	参 照 一 括
支店責任者	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支店担当者	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※支店に所属する担当者は支店内全ての物件情報を処理対象とする事が出来ます(別支店の物件除く)

※支店責任者は支店内に1人以上存在し、支店内のポータルサイトの利用に置いて、全ての管理を行います。

※物件操作権限の、物件管理対象範囲の意味は下記の通りです。

3:支店内(所属する支店)の物件を処理対象とできる

4:割当られた物件のみ処理対象とできる

※支店に所属する担当者で上記表以外の権限を設定したい場合は表に権限を記入し、担当者の利用権限に権限名を記入してください。尚、権限設定によってはご希望に添えないこともあります。

※利用者登録人数が1枚に納まらない場合はこのページをコピーしご利用ください。

協力会社の利用者等の概要

(第四面)

【1. 協力会社情報】

【会社名】

【住所】

【電話番号】

【FAX】

【2. 協力会社担当者情報】

【利用権限】

担当者

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

外注先の設計事務所等が直接ポータルサイトに
データをアップロードする場合に記入

本頁の内容については、「本社責任者」が

【2. 協力会社担当者情報】

【利用権限】

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

【FAX】

【2. 協力会社担当者情報】

【利用権限】

担当者

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

【FAX】

【2. 協力会社担当者情報】

【利用権限】

担当者

【氏名】

【メールアドレス】

【携帯連絡先】

【電話番号】

【FAX】

【3. 協力会社、担当者権限内容】

権 限 名	物 件 管 理 対 象 範 囲	物件操作権限						図書操作権限				
		作 成	更 新	削 除	申 請	割 当	印 刷	作 成	更 新	削 除	参 照	参 照 一 括
協力担当者	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※協力会社に所属する担当者は協力会社内全ての物件情報を処理対象とする事が出来ます(別協力会社の物件除く)

※物件操作権限の、物件管理対象範囲の意味は下記の通りです。

4:割当られた物件のみ処理対象とできる

※協力会社に所属する担当者で上記表以外の権限を設定したい場合は表に権限を記入し、担当者の利用権限に権限名を記入してください。尚、権限設定によってはご希望に添えないこともあります。

※利用者登録人数が1枚に納まらない場合はこのページをコピーしご利用ください。

1-2 技術的審査依頼書 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

別記様式1号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書

ハウスプラス住宅保証 株式会社

○ 年 ○ 月 ○ 日
記入日を明記

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地 東京都新宿区○○△-△-△
依頼者の氏名又は名称 施主 一郎



代理者の住所又は
主たる事務所の所在地 東京都新宿区□□○○-○
代理者の氏名又は名称 株式会社○○○工務店 担当者 三郎



長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準への適合性について技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準の区分】

- 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物又は耐震等級3に係る適合審査を受けようとする場合）
 - 免震建築物
 - 耐震等級3
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
- 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
- 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
- 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
- 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

チェック内容は
所管行政庁により
異なるため、要確認

【設計住宅性能評価申請の有無】 □ 有（□ 同一の機関 □ 他機関） ■ 無

【認定申請先の所管行政庁名】 東京都新宿区

【認定申請予定日】 20YY 年 ○ 月 ○ 日

【住宅の位置】 東京都新宿区△△□-□-□

【住宅又は建築物の名称】 施主 一郎 邸

【住宅の建て方】 ■ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅等

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

1-3 技術的審査依頼の委任状 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

委 任 状

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 殿

申請者の氏名又は名称 施主 一郎

代表者の氏名



私は次の者を代理人と定め、下記の建築物に係る「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく手続きに関する一切の権限を委任します。

代理人: 株式会社○○○工務店 代表者 太郎

記

申請を代行する工務店名を明

1. 住宅の名称

施主 一郎 邸

2. 住宅の所在地

東京都新宿区△△□-□-□

以 上

1-4 技術的審査の適合証 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

別記様式2号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関
印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1. 住宅の位置
- 2. 住宅又は建築物の名称
- 3. 住宅の建て方
- 4. 認定申請先の所管行政庁名
- 5. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 □免震建築物 □耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

[illegible]

1-5 認定申請書（第一面）

第一号様式（第二条関係）

（第一面）

認 定 申 請 書

所管行政庁に提出する日付を明記
（登録住宅性能評価機関に提出する
際には、記入しない）

平成○年 ○月 ○日

東京都新宿区長 殿

提出先である所管行政庁の長を明記

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地 東京都新宿区○○△-△-△
申請者の氏名又は名称 施主 一郎
代表者の氏名



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条

第1項
第2項
第3項

の規定に基づき、長期優良住宅建築等

計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

第1項：施主が申請する場合
第2項：分譲事業者＋譲受人
の共同で申請する場合
第3項：分譲事業者が申請する場合

（本欄には記入しないで下さい。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
平成 年 月 日	平成 年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

- この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
- 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 法第5条第1項及び第3項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第一面、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。
- 法第5条第2項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあつては、第一面及び第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。

1-5 認定申請書（第二面）

（第二面）

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	東京都新宿区△△□□-□、-□			
【2. 敷地面積】	146.00		㎡	
【3. 建築面積】	78.08		㎡	
【4. 床面積の合計】	133.02		㎡	
【5. 建て方】	☒ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等			
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	1 階	76.15 ㎡	2 階	56.87 ㎡
	階	㎡	階	㎡
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体		戸	
	認定申請対象住戸		戸	
【6. 建築物の高さ等】				
【最高の高さ】	7.72 m			
【最高の軒の高さ】	6.22 m			
【階数】	(地上)	2 階	(地下)	階
【7. 構造】	木造 一部 造			
【8. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による			
【9. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☒ 無 ☐ 有			

申請物件にあわせて
いずれかに必ず☑を付ける

申請物件にあわせて
いずれかに必ず☑を付ける

- (注意)
- 【5. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
 - 【9. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては、「無」に「✓」マークを入れてください。
 - この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

1-5 認定申請書（第三面）

（第三面）

[申請に係る住戸に関する事項]

【 1. 住戸の番号】		
【 2. 住戸の存する階】	階	
【 3. 専用部分の床面積】	㎡	
【 4. 当該住戸への経路】		
【共用階段】	☐ 無	☐ 有
【共用廊下】	☐ 無	☐ 有
【エレベーター】	☐ 無	☐ 有

（注意）

- 1. この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
- 2. 住戸の階数が二以上である場合には、【 3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 3. 【 4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 4. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

このページは、

共同住宅等の申請の場合にみ必要

1-5 認定申請書（第四面）

（第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合）

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

【参考例】

維持保全の方法：〇〇〇工務店による点検・保証システムを実施
（別紙維持保全計画書を参照）
維持保全の期間：30年間

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

①建築に係る資金計画

【参考例】

建築に要する費用：3,420万円

契約書を参照し、
住宅の建築費を明記

②維持保全に係る資金計画

【参考例】

修繕資金として、年間10万円の積立を行う

施主による補修資金の
積立額の金額を必ず明記

4. 法第5条第2項の規定による認定を受けようとする住宅の維持保全を行う者

①維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項に規定する法人が行う場合、当該団体又は法人の名称

なし

②譲受人が建築後の住宅の維持保全を他の者と共同して行う場合、当該他の者の氏名又は名称

なし

5. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 20yy 年 mm 月 dd 日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 20YY 年 MM 月 DD 日

（注意）

- 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
- 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
- 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
- この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

1-6 長期優良住宅認定申請の委任状

委 任 状

平成 〇 年 〇 月 〇 日

東京都新宿区長 殿

提出先である所管行政庁の長を明記

記入日を明記

申請者の氏名又は名称/住所

東京都新宿区〇〇△-△-△

施主 一郎

代表者の氏名



私は次の者を代理人と定め、下記の建築物に係る「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく手続きに関する一切の権限を委任します。

代理人：株式会社〇〇〇工務店 代表取締役 代表者 太郎

記

申請を代行する工務店名を明記

1. 住宅の名称

施主 一郎 邸

2. 住宅の所在地

東京都新宿区△△□□-□、-□

以 上

[illegible]

1-7 設計内容説明書【一戸建て木造軸組用】(第1面) [ハウスプラス住宅保証 仕様]

長期優良住宅設計内容説明書<木造軸組工法 一戸建て住宅>

(第1面)

建築物の名称		施主 一部 邸			
性能項目等	確認項目	設計内容説明欄※			
		項目	設計内容	記載図書	設計内容 確認欄
1.構造躯体等 の劣化対策	外壁の軸 組等	外壁の構造等 (地面からの 高さ1m以内)	・外壁の構造 ☒ 通気構造等 ☐ その他 ・柱 ☐ 製材等(樹種) ☒ 集成材等(樹種 戊州赤松) (種類) - 小径 (120×120 mm) - 薬剤処理等 ☒ あり(現場 日本白蟻対策協会) ☐ なし ・柱以外の軸材・下地材(間柱・筋かい・胴縁等) ☐ 製材等(樹種) ☒ 集成材等(樹種 構造用集成材) (種類) - 薬剤処理等 ☒ あり(現場 日本白蟻対策協会) ☐ なし ・構造用合板等の種類 - 種類 (針葉木構造用合板9mm) - 薬剤処理等 ☒ あり(現場 日本白蟻対策協会) ☐ なし	☐ 仕上表 ☒ 伏図 ☒ 矩計図 ☐ 仕様書	
	土台	防蟻防蟻処理	・土台に接する外壁下端の水切り ☒ あり ☐ なし ・土台の樹種 (米ヒバ集成材120×105) - 薬剤処理等 ☒ あり(現場 日本白蟻対策協会) ☐ なし	☐ 仕上表 ☒ 矩計図 ☒ 伏図 ☐ 仕様書	
	浴室・脱衣 室の防水	防水上の措置	・浴室 ☒ 浴室ユニット(JIS-A-4416適合) ☐ 防水上有効な仕上げ () ☐ その他防蟻・防水措置 () ・脱衣室 ☒ 防水上有効な仕上げ(床) (下地構造用合板:特類使用) ☐ 防水上有効な仕上げ(壁) () ☐ その他防蟻・防水措置 ()	☒ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 矩計図 ☐ 仕様書	
	地盤	防蟻措置	・防蟻方法 ☒ べた基礎等 ☐ その他 ☒ 土壌処理 (日本白蟻対策協会)	☐ 仕上表 ☒ 矩計図 ☐ 仕様書	
	基礎高さ	基礎高さ	・地盤面から基礎上端までの高さ (450 mm)	☒ 矩計図 ☐ 仕様書	
	床下防湿 換気措置	防湿方式	・防湿方法 ☒ コンクリート (厚さ 180 mm) ☐ 防湿フィルム(厚さ mm) (材料)	☐ 仕上表 ☒ 矩計図 ☐ 基礎伏図 ☐ 仕様書	
小屋裏換 気	小屋裏換気	換気措置	☐ 基礎部開口 (外周部の設置間隔 mm)	☐ 仕上表 ☐ 基礎伏図 ☐ 仕様書	
			☐ 開口高さ mm)		
			☐ 開口幅 mm)		
		☒ ねこ土台 (有効面積 101.76 cm ² /m)			
小屋裏換 気	小屋裏換気	☐ 基礎断熱工法 (地域)		☐ 仕上表 ☐ 基礎伏図 ☐ 仕様書	
		☐ (断熱材の熱抵抗 m ² K/W)			
		☒ 換気口 給気口の位置 排気口の位置			
		1階 (軒裏) (軒裏) 2階 (軒裏) (軒裏) 3階 (軒裏) (小屋裏の壁) 換気口の面積の天井面積に対する割合 1階 (給) (排) 2階 (給 2.04 /250) (排 2.04 /250) 3階 (給 1.77 /900) (排 1.30 /1600) 下屋等 (給) (排) ☐ 屋根断熱工法等			
床下空間 及び小屋 裏空間	点検口	・床下点検口 (有り) ・小屋裏点検口 (有り)	☒ 平面図 ☐ 仕様書		
	床下空間の有 効高さ	・床下空間の有効高さ (420 mm以上) ・最低有効高さの場所 () ・適用除外箇所 ()	☒ 矩計図 ☐ 基礎伏図 ☐ 仕様書		
	型式認定 番号	・住宅型式性能認定の認定番号 ()	☐ 認定書		

ver.1.3.

ハウスプラス住宅保証株式会社

1-7 設計内容説明書【一戸建て木造軸組用】（第2面） [ハウスプラス住宅保証 仕様]

長期優良住宅設計内容説明書＜木造軸組工法 一戸建て住宅＞

(第2面)

建築物の名称		施主 一郎 邸			
性能項目等	確認項目	設計内容説明欄※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
2.耐震性	検証方法	地震力及び 風圧力に関する検証	☐ 壁量計算(仕様規定) ☒ 許容応力度等計算 ※詳細は各計算書による ☐ 限界耐力計算 ☐ その他()	☐ 壁量計算書 ☒ 構造計算書 ☐ ☐	
	耐力壁	筋かい耐力壁	・種類 () 寸法 () ・種類 () 寸法 ()	☒ 構造伏図 ☐ 計算書 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐ 大臣認定書 ☐	
		木摺耐力壁	・種類 () 寸法 () ・間隔 ()		
		面材耐力壁	・種類 () 構造用合板 ・面材厚さ (9 mm) 倍率 () ・くぎ種類 (CN50) くぎ間隔 (50・100以下 mm)		
	準耐力壁 等	木摺準耐力壁 等	・種類 () 寸法 () ・間隔 ()	☐ 構造伏図 ☐ 計算書 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	
		面材準耐力壁 等	・種類 () ・材厚さ (mm) ・くぎ種類 () くぎ間隔 (mm)		
		床組等	・種類 (金属製HB) ・隅長 (750 mm) 取合梁背 (105 mm) ・火打ち構面の位置 ()	☒ 構造伏図 ☐ 計算書 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	
		2階床面	・面材の種類 (構造用合板28mm) ・根太間隔 (mm) 工法 () ・くぎ種類 (CN75) くぎ間隔 (150 mm)		
		3階床面	・面材の種類 () ・根太間隔 (mm) 工法 () ・くぎ種類 () くぎ間隔 (mm)		
		小屋床面	・面材の種類 () ・根太間隔 (mm) 工法 () ・くぎ種類 () くぎ間隔 (mm)		
	屋根等	屋根勾配	・勾配 (1.5寸)	☒ 構造伏図 ☐ 計算書 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表	
		屋根面	・面材の種類 (構造用合板12mm) ・垂木間隔 (455 mm) 工法 (転ばし) ・くぎ種類 (N50) くぎ間隔 (150 mm)		
	接合部	筋かい端部の 接合部	・接合部の仕様(具体の名称を記入) (筋交いプレート)	☐ 構造伏図 ☐ 計算書 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐ 金物認定書 ☒ 壁量計算書	
		柱脚・柱頭の 接合部	・柱頭・柱脚の接合部の検証方法 ☐ 平成12年建設省告示第1460号(仕様規定) ☒ N値計算法 ☐ 許容応力度等計算 ☐ その他()		
		横架材接合部 (建物外周部)	・接合部の仕様(具体の名称を記入) ()		
		胴差と通し柱 の接合部	・接合部の仕様(具体の名称を記入) ()		

1-7 設計内容説明書【一戸建て木造軸組用】（第3面） [ハウスプラス住宅保証 仕様]

長期優良住宅設計内容説明書＜木造軸組工法 一戸建て住宅＞

(第3面)

建築物の名称		施主 一郎 邸				
性能項目等	確認項目	設計内容説明欄※			設計内容 確認欄	
		項目	設計内容	記載図書		
2.耐震性	構造躯体	免震建築物	☐ 平成12年建設省告示2009号第1第3号による規定 免震建築物 ・同告示第2の該当する号 ☐ 一号(四号建築物として仕様規定に適合) ☐ 二号(第6号に規定する構造計算 及び耐久性等関係規定に適合) ☐ 三号(時刻応答解析を行い大臣認定を取得 及び耐久性等関係規定に適合) ・免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画 ☒ その他	☐ 構造計算書 ☐ 矩計図 ☐ 計画書 ☐ 配置図		
	基礎	基礎の形式	☐ 布基礎 ☒ べた基礎 ☐ その他()	☒ 基礎伏図 ☒ 仕様書		
		寸法及び配筋 等の検証方法	☒ 建築基準法の規定による ☐ スパン表による (種類:) ☐ 許容応力度等計算による ☐ その他()	☐ 構造計算書 ☐ 構造伏図 ☒ 基礎詳細図 ☐ 矩計図		
		アンカーボルト	・品質 (亜鉛メッキ処理) ・埋め込み長さ (250 mm) ・位置・間隔 (構造計算書による)	☒ 基礎伏図		
	横架材	寸法及び配置 等の検証方法	☐ 建築基準法の規定による ☒ スパン表による (種類: (財)日本住宅・木材技術センター発行) ☐ 許容応力度等計算による ☐ その他()	☐ 構造計算書 ☒ 構造伏図 ☐ 軸組図 ☐ 矩計図		
	限界耐力 計算	安全限界変形	☐ 地上部の各階の安全限界変形の当該高さに対する 割合が1/40以下であることを確認 ☐ 各階の変形をそれぞれ当該階の安全限界変形の 75%以下であることを確認 ☐ 等級2又は等級3であることを確認(但し書きを考慮) ☐ 特に考慮なし	☐ 構造計算書 ☐ 矩計図 ☐ 計画書 ☐ 配置図		
型式認定 番号		・住宅型式性能認定の認定番号 ()	☐ 認定書			
3.可変性		(一戸建て住宅のため該当なし)				

1-7 設計内容説明書【一戸建て木造軸組用】（第4面） [ハウスプラス住宅保証 仕様]

長期優良住宅設計内容説明書＜木造軸組工法 一戸建て住宅＞

（第4面）

建築物の名称		施主 一郎 邸		
性能項目等	確認項目	設計内容説明欄※		設計内容 確認欄
		項目	設計内容	
4.維持管理・ 更新の容易性	専用配管	コンクリート内埋 込み配管の有 無	・排水管 ☒ なし ☐ あり ・給水管 ☒ なし ☐ あり ・給湯管 ☒ なし ☐ あり	☐ 仕様書 ☒ 平面図 ☐ 基礎詳細
	地中埋設 管	地中埋設管上 のコンクリート打 設	・排水管 ☒ なし ☐ あり ・給水管 ☒ なし ☐ あり ・給湯管 ☒ なし ☐ あり ☐ 条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定 められている地域	☐ 仕様書 ☒ 平面図 ☐ 基礎詳細
	排水管の 性状等（継 手及びヘッ ダーを含 む）	排水管等の内 面、たわみ、抜け 防止	・内面等 ☒ 平滑（仕様 VP管、溶着 ） ☐ 肉厚の異なる管の接合なし ☐ 排水継ぎ手により排水管内面に高低差なし ・たわみ防止 ☒ たわみなし（措置 支持金物 ） ・抜け防止 ☒ 抜け防止措置あり（接合形式 接着接合 ）	☐ 仕様書 ☒ 平面図 ☐ 設備図 ☐ 基礎詳細
	専用排水 管	排水管の清掃 措置・掃除口の 点検措置	・便所 ☒ 排水ますに隣接 ☐ 洋風便器で取り外し可 ☐ 掃除口（ ☐ 露出 ☐ 開口 ） ・台所 ☒ トラップ ☐ 掃除口（ ☐ 露出 ☐ 開口 ） ・浴室 ☒ トラップ ☐ 掃除口（ ☐ 露出 ☐ 開口 ） ・脱衣室 ☒ トラップ ☐ 掃除口（ ☐ 露出 ☐ 開口 ） ・洗濯機 ☒ トラップ ☐ 掃除口（ ☐ 露出 ☐ 開口 ） ・その他の部位（ ☐ トラップ ☐ 掃除口（ ☐ 露出 ☐ 開口 ）	☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 短計図 ☒ 設備図 ☐ 系統図 ☐ 仕様書
	配管点検 口	主要接合部等 の点検措置	・排水管と設備機器の接合部 便所（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 台所（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 浴室（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 脱衣室（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 洗濯機（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 手洗カウンター（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） ・給水管と設備機器の接合部 便所（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 台所（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 浴室（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 脱衣室（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 洗濯機（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 手洗カウンター（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） ・給湯管と設備機器の接合部 便所（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 台所（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 浴室（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 脱衣室（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） 洗濯機（ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） （ ☐ 露出 ☒ 開口 ☐ ） ・給水管のバルブ及びヘッダー 点検方式（ 開口有り ） ・給湯管のバルブ及びヘッダー 点検方式（ 開口有り ）	☐ 平面図 ☐ 短計図 ☒ 設備図 ☐ 系統図 ☐ 仕様書
型式認定 番号		・住宅型式性能認定の認定番号 （ ）		☐ 認定書

1-7 設計内容説明書【一戸建て木造軸組用】（第5面） [ハウスプラス住宅保証 仕様]

長期優良住宅設計内容説明書＜木造軸組工法 一戸建て住宅＞

(第5面)

建築物の名称		施主 一郎 邸																		
性能項目等	確認項目	設計内容説明欄※			設計内容 確認欄															
		項目	設計内容	記載図書																
5.高齢者等配慮対策等級 (共用部分)		(一戸建て住宅のため該当なし)																		
6.省エネルギー性能	躯体の断熱性能等	地域区分	・ 地域区分 (IV 地域)	☐ 仕上表	☐ 平面図 ☒ 矩計図 ☐ 計算書 ☐ 断面詳細図 ☐ カタログ ☒ 仕様書															
		熱損失係数等 ※熱損失係数等 による基準の場合 のみ記入	・ 熱損失係数(Q値) 基準値(2.70 W/㎡K) 0.07	☐ 仕上表																
		熱貫流率 ※熱貫流率による 基準の場合のみ 記入	・ 屋根又は天井 ※全て設計値を記入 (W/㎡K) ・ 壁 (W/㎡K) ・ 外気に接する床 (W/㎡K) ・ その他の床 (W/㎡K) ・ 外気に接する土間床等の外周 (W/㎡K) ・ その他の土間床等の外周 (W/㎡K)	☐ 仕上表																
		断熱材の施工 方法	・ 施工方法 ☐ 充填断熱工法 ☒ 外張断熱工法	☐ 仕上表																
		各部の断熱材 の種類と厚さ	・ 屋根 (高性能グラスウール16K) (90+90 mm) ・ 天井 (グラスウール10K) (100×2 mm) ・ 大壁 (高性能グラスウール16K) (90 mm) ・ 真壁 () (mm) ・ 外気に接する床 (グラスウール32K) (80+42 mm) ・ その他の床 (グラスウール32K) (80 mm) ・ 土間床等の外周部の外気に接する部分 (押出法ポリスチレンフォーム3種B) (50 mm) ・ 土間床等の外周部のその他の部分 (押出法ポリスチレンフォーム3種B) (15 mm) ・ 浴室下部の断熱 ☐ 基礎断熱工法 (地域 () (断熱材の熱抵抗 ㎡K/W) ☒ 浴室下部を断熱措置の上、壁・床等との取合部に 気流止めを設置し、床下換気措置 ・ 断熱抵抗値の緩和規定を適用 ☐ あり	☐ 仕上表																
	結露防止	結露の発生防 止対策	・ 防湿層 ☒ あり (JISA6930適合品) ☐ なし () ・ 通気層 ☒ あり ☐ なし () ・ 防風層 ☒ あり ☐ なし ()	☐ 仕上表 ☐ 試験成績書 ☐ 平面図 ☒ 矩計図 ☐ 型式認定書 ☐ 仕様書																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>室内側透湿抵抗R'_i (㎡hmmHg/g)</th> <th>外気側透湿抵抗R'_e (㎡hmmHg/g)</th> <th>透湿 抵抗比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	室内側透湿抵抗R' _i (㎡hmmHg/g)	外気側透湿抵抗R' _e (㎡hmmHg/g)	透湿 抵抗比													
部位	室内側透湿抵抗R' _i (㎡hmmHg/g)	外気側透湿抵抗R' _e (㎡hmmHg/g)	透湿 抵抗比																	

1-7 設計内容説明書【一戸建て木造軸組用】（第6面） [ハウスプラス住宅保証 仕様]

長期優良住宅設計内容説明書＜木造軸組工法 一戸建て住宅＞

（第6面）

建築物の名称		施主 一郎 邸																										
性能項目等	確認項目	設計内容説明欄※			設計内容 確認欄																							
6.省エネルギー性能	開口部の断熱性能等 ⇒ 『第5面 －断熱性能等 －熱損失係 数等』の検討 をしている場 合には、 ①③⑤のい づれか1つ選 択。 『上記以外』 の場合には、 下記1.2.のい づれか選択。 1.①のみ 2.②又は④ 及び ③又は⑤	項目	設計内容		記載図書 ☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 炬計図 ☐ 建具表 ☐ 仕様書 ☒ 外部開口部 リスト																							
		熱損失係数等	①	・夏期日射取得係数(μ値) 基準値(0.07) 設計値(0.05)																								
		熱貫流率及び 夏期日射侵入 率の基準	②	・熱貫流率の最大値(基準値) (W/m ² K) ・2%緩和適用 ☐ あり ☐ なし																								
			③	・夏期日射侵入率の最大値(基準値) [真北±30度の方位] () [上記以外の方位] () ・4%緩和適用(天窓以外) ☐ あり ☐ なし																								
		建具等の基準	④	・開口部の建具等の仕様(断熱対策) ・2%緩和適用 ☐ あり ☐ なし																								
	※1 ガラス中央部の熱 貫流率、若しくは ガラスの組合せの いずれかに基準を 記入	<table border="1"> <tr> <th>建具 種別</th> <th>建具の構造</th> <th>ガラス中央部 の熱貫流率 U※1</th> <th>ガラスの組合せ※1</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		建具 種別	建具の構造	ガラス中央部 の熱貫流率 U※1	ガラスの組合せ※1																					
建具 種別	建具の構造	ガラス中央部 の熱貫流率 U※1	ガラスの組合せ※1																									
	※2 ガラスの日射侵入 率、若しくは付属 部材等のいずれ かに基準を記入	<table border="1"> <tr> <th>方位</th> <th>建具の種類・ 組合せ (VI領域のみ記入)</th> <th>ガラスの 日射侵入率 ※2</th> <th>付属部材等 ※3</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		方位	建具の種類・ 組合せ (VI領域のみ記入)	ガラスの 日射侵入率 ※2	付属部材等 ※3																					
方位	建具の種類・ 組合せ (VI領域のみ記入)	ガラスの 日射侵入率 ※2	付属部材等 ※3																									
	※3 付属部材等で 「庇」を選択された 場合には別途計 算により検討が必 要です																											
	型式認定 番号	・住宅型式性能認定の認定番号 ()			☐ 認定書																							
7.住宅の規模	住宅の面 積	・住宅の専有面積 (135.92) m ² ・40m ² 以上ある階 (2階) (51.65) m ² (3階) (47.35) m ² ・階段部分の面積 (3.31) m ² ☐ うち階段下収納等面積 () m ²			☒ 求積図 ☒ 平面図 ☐ 計画概要書																							
8.維持保全の 方法		・期間 (30) 年以上 ☒ その他の基準への適合			☒ 維持保全計画書 ☐ ☐																							
9.資金計画		☒ 建築に要する費用の設定 ☒ 維持保全に要する費用の設定			☒ 認定申請書 ☐ ☐																							
10.その他																												

1-8 維持保全計画書 [全国建設労働組合総連合 仕様]

全建総連 長期優良住宅
(ゆうゆう住宅Sモデル)

住宅履歴書・長期保全計画書

全国建設労働組合総連合
平成21年8月

1.住宅履歴書

(第1面)

住宅・土地の基本データ			
所在地(住所)	都市計画上の地域・地区指定		
	用途地域	☐ 指定 () 地域 容積率()%・建蔽率()%・高さの限度()m	
	特別用途地域	☐ 特別用途地域指定 (おもな内容:)	
	防火地域	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 建築基準法22条地区	
	高度地区	☐ 高度地区 第()種 最高限度()m最低限度()m	
	生産緑地地区	☐ 生産緑地指定	
居住者(世帯主名)	入居年月	退去年月	備考
建物の構造		☐ 在来軸組工法 地上()階建て	

住宅の仕様(構造・外部)				
構造	基礎	☐ ベタ基礎	土台	樹種() ☐ ネコ土台採用
		☐ 布基礎		断面()mm×()mm
		☐ ()基礎		
	通し柱	樹種() 断面()×()	管柱	樹種() 断面()×()
	梁桁	樹種() 断面()×()	筋かい	樹種() 断面()×()
外部	金物		断熱材	
	屋根		外壁	
	玄関ドア		玄関ポーチ	
	サッシ		バルコニー	

(第2面)

全建総連 ゆうゆう住宅超長期住宅先導モデル(ゆうゆう住宅Sモデル)基本設計施工基準の第3条に基づき下記に掲げる書類を建築主の承諾を得て住宅履歴書として、保存する。

保存する書類一覧	
申請、手続き関係図書	
* 都市計画区域以外の一部の住宅は、建築基準法の規定に基づく確認・検査が不要なので、確認申請関係の添付はありません	
☐ 確認済証(申請書類一式)	☐ 中間検査合格証
☐ 住宅瑕疵担保履行保険関係書類(保険証・申請書類一式)	☐ 完了検査済証(申請書類一式)
☐ 住宅設計性能表示関係書類(性能評価書・申請書類一式)	☐ 関係法令の許認可など関係書類
竣工図	
☐ 付近見取り図	☐ 仕上げ表
☐ 配置図	☐ 各階平面図
☐ 立面図(2面以上)	☐ 断面図
☐ 矩計図	
☐ 平面詳細図	☐ 基礎伏図(配筋リスト)
☐ 各階伏図	☐ 小屋伏図
☐ 設備図(電気・設備)	
その他の工事関係図書	
☐ 工事記録書	☐ 工事チェックシート
☐ 主な保証書	☐ 地盤調査報告書
☐ 杭、地盤改良報告書	☐ 敷地測量図

[illegible]

1-2.長期保全計画

① 維持管理計画

各工務店は、引渡時に維持保全計画書に従い、各住宅の仕様に応じた標準的な30年間の維持保全計画の内容説明を「建築主もしくは住宅の持ち主」(以下、「建築主」という。)に行う。

② お手入れ

各工務店は、引渡時に建築主に日常の清掃とお手入れが重要であることを、「住まいの管理手帳」(住宅金融普及協会発行)を使い説明し、各々の住宅に見合ったお手入れの仕方を説明する。

③ 短期保証

各工務店は、竣工後最低2年もしくは各工務店が特に定める期間について、契約書に添付する各々の地域特性に応じた各工務店独自の短期保証書に従い、点検及びアフターサービスを行う。

④ 長期保証(10年間)

各工務店は、構造躯体及び雨漏りに関する屋根・外壁等の瑕疵担保責任については、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律(平成19年第66号)に基づき、「ゆうゆう住宅」として(財)住宅保証機構と全建総連の特定団体として連携する「まもりすまい保険」に加入する。

⑤ 臨時点検

各工務店は、引渡した住宅に影響を及ぼす懸念のある地震の発生後や台風が通過した後、臨時点検を実施する。各工務店は、臨時点検の結果、修繕等の必要が生じた場合、無償あるいは見積書等で建築主の承諾を得て有償で修繕を行い、その内容を建築主及び各地域組合に報告する。

⑥ 無償点検(最初の10年)

各地域組合は、竣工後2年、5年、10年の定期点検に先立ち、各工務店に定期点検時期を通知する。各工務店は、維持保全計画書の所定の書式に従い2年、5年、10年の定期点検を無償で行い、その報告書を建築主及び各地域組合に提出する。各工務店は、定期点検の結果、修繕等の必要が生じた場合、契約書の内容に従い、無償あるいは見積書等で建築主の承諾を得て有償で修繕

⑦ 10年以降

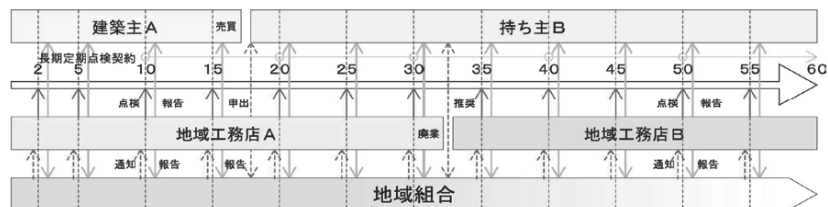
竣工後10年以降について各工務店は、維持保全計画書に基づき建築主と長期点検契約を締結し、定期点検を行う。各工務店が、長期点検契約を結んだ場合は、各地域組合に速やかに連絡し、定期点検後にその報告書を建築主及び各地域組合に提出する。定期点検の結果、修繕等の必要が生じた場合、見積書等で建築主の承諾を得て有償で修繕等を行い、その内容を建築主及び各地域組合に報告する。

⑧ 維持管理の継続

当該住宅において建築主の移動があった場合、各工務店は新しい持ち主に維持保全計画の継続を申し出た上で、上記維持保全計画を遂行してください。当該工務店が廃業した場合は、各地域組合がその地域の他の工務店を建築主に推奨し、その推奨された工務店は、維持保全計画の継続を申し出た上で、上記維持保全計画を遂行して下さい。

⑨ 計画等の変更

長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行う。



2-1.住まいの注意事項

会社名	
連絡先	〒
	Tel:
	Fax:

●安全性確保のために

--

●正しい使い方

--

●お手入れ方法

--

2-2 施 工 業 者 等 連 絡 一 覧 表

区 分	社 名 ・ 店 名	電 話 番 号
施工業者		
工事請負者または販売会社		()
設計事務所		()
		()
		()
		()

各工事会社		
水道工事店		()
ガス工事店		()
電気工事店		()
屋根工事店		()
建具・ガラス工事店		()
造園工事店		()
		()
		()
		()

設 備		
浄化槽維持管理業者		()
		()
		()
		()

その他		
ローン返済金融機関		()
火災・家財・地震保険		()
水道局		()
ガス供給会社		()
電力会社		()
		()
		()
		()
		()
		()
		()
		()

3-1.点検のためのガイドライン

長期優良住宅(長期モデル)仕様のガイドラインです。(一般仕様とは異なりますのでご注意下さい)

●＝工務店による定期点検 ○＝建築主による日常点検

点検部位			主な点検項目	点検時期								補修・更新の目安	
				無償				有償					
				1・2	5	10	15	20	25	30			
スケルトン	骨組	基礎・基礎立上り	蟻通、剥離、割れ、換気不良、不同沈下、欠損	1	●	●	●	●	●	●	●		
		土台	腐朽、蟻害		●	●	●	●	●	●	●		
		床組(各階)	腐朽、蟻害、傾斜・変形、たわみ、割れ			●	●	●	●	●	●		
		小屋組	腐朽、蟻害、たわみ、割れ、漏水			●	●	●	●	●	●		
		軸組	腐朽、蟻害、傾斜・変形、割れ、破損			●	●	●	●	●	●		
		食物等	さび		●	●	●	●	●	●	●		
インフィル	屋根	瓦葺き(陶器瓦)	浮き、ずれ、割れ	2	●	●	●	●	●	●	●	25～35年位で、補修を考慮	
		厚形スレート瓦葺き	仕上劣化、浮き、ずれ、割れ	2	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、補修を考慮	
		金属板葺き	仕上劣化、浮き、釘浮き、さび、腐食	2	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、塗装・補修を考慮	
	外装・軒裏等	サイディング等	汚れ、仕上劣化、釘浮き、浮き、割れ		●	●	●	●	●	●	●	●	10～15年位で、補修を考慮
		モルタル塗	汚れ、仕上劣化、浮き、割れ		●	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、補修を考慮
		金属板、金属サイディング	汚れ、シール劣化、仕上劣化、釘浮き、変形、さび、腐食		●	●	●	●	●	●	●	●	10～20年位で、補修を考慮
		軒裏(軒裏天井)	はがれ、たわみ、腐朽、漏水		●	●	●	●	●	●	●	●	10～15年位で、補修を考慮
		庇、露除け	汚れ、仕上劣化、浮き、釘浮き		●	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、補修を考慮
		破風・鼻隠	汚れ、仕上劣化、浮き、釘浮き		●	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、補修を考慮
		雨どい	詰まり、はずれ、ひび		●	●	●	●	●	●	●	●	10～15年位で、補修を考慮
	開口部	玄関建具、窓(サッシ等)	付属金物異常、隙間、閉閉不良、腐食		●	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、補修を考慮
		雨戸、網戸	遮付不良、腐朽、さび		●	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、補修を考慮
		窓枠、戸袋等の木部	腐朽、漏水		●	●	●	●	●	●	●	●	
	バルコニー	木部	腐朽、蟻害、傾斜・変形、破損		●	●	●	●	●	●	●	●	5～10年位で、塗装・補修を考慮
		鉄部	変形、さび、破損		●	●	●	●	●	●	●	●	10～15年位で、補修を考慮
		アルミ部	変形、さび、破損		●	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、補修を考慮
		ベランダ防水	シール劣化、仕上劣化、浮き、割れ、漏水		●	●	●	●	●	●	●	●	10～15年位で、補修を考慮
	内装(壁・床・天井)	フローリング等	汚れ、シ、変色、浮き、きしみ、反り、はがれ、割れ		●	●	●	●	●	●	●	●	状況に応じて、補修を考慮
クロス等		汚れ、シミ、カビ、はがれ		●	●	●	●	●	●	●	●	状況に応じて、補修を考慮	
タイル仕上げ		汚れ、カビ、シール劣化、割れ		●	●	●	●	●	●	●	●	状況に応じて、補修を考慮	
左官材等		汚れ、仕上劣化、はがれ、割れ		●	●	●	●	●	●	●	●	状況に応じて、補修を考慮	
石膏ボード等下地材		はがれ、割れ、欠損		●	●	●	●	●	●	●	●	状況に応じて、補修を考慮	
木下地		腐朽、蟻害、はがれ、割れ、欠損		●	●	●	●	●	●	●	●	状況に応じて、補修を考慮	
階段		腐朽、蟻害、沈み、さび、割れ			●		●		●		●	状況に応じて、補修を考慮	
建具		木製建具等	取付金具の異常、隙間、閉閉不良、変形		●	●	●	●	●	●	●	10～20年位で、補修を考慮	
設備	ふすま、障子	汚れ、隙間、閉閉不良、破損、変形		●	●	●	●	●	●	●	●	10～20年位で、補修を考慮	
	給水・給湯管	赤水、水漏れ		●	●	●	●	●	●	●	●	20～30年位で、取替えを考慮	
	排水管	詰まり、悪臭、水漏れ		●	●	●	●	●	●	●	●	20～30年位で、取替えを考慮	
	水栓器具(トラップ)	パッキンの摩耗、プラスチックの劣化、詰まり、悪臭、水漏れ		●	●	●	●	●	●	●	●	10～20年位で、取替えを考慮	
	設備機器廻り(トイレ、浴室、台所等)	汚れ、カビ、シール劣化、悪臭、割れ、さび、腐食、水漏れ		●	●	●	●	●	●	●	●	10～20年位で、取替えを考慮	
	ユニットバス	汚れ、カビ、排水口の詰まり、シール劣化、隙間、ジョイント部の割れ		●	●	●	●	●	●	●	●	10～20年位で、取替えを考慮	
	給湯器	器具の異常、水漏れ		●	●	●	●	●	●	●	●	10～15年位で、取替えを考慮	
	電気	換気設備	作動不良、破損		●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、取替えを考慮	
電気設備	作動不良、破損		●	●	●	●	●	●	●	●	15～20年位で、取替えを考慮		

※ガスは政令に定める事業者、期間の点検による。※浄化槽は政令に定める事業者、期間の点検による。

3-2.補修の目安(1)

項目		内容		初回補修の目安		2回目以降の補修の目安		備考
		部位	主な点検項目	初回	補修内容	補修間隔	補修内容	
スケルトン	骨組	基礎・基礎立上り	蟻通、剥離、割れ、換気不良、不同沈下、欠損	20年	立ち上がり部の補修・補強(増打ち)	20～30年		
		土台	腐朽、蟻害	30年	劣化部分等の補修	20～30年	必要に応じ補修	
		床組(各階)	腐朽、蟻害、傾斜・変形、たわみ、割れ	30年	劣化部分等の補修	20～30年	必要に応じ補修	
		小梁組	腐朽、蟻害、たわみ、割れ、漏れ	30年	劣化部分等の補修	20～30年	必要に応じ補修	
		軸組	腐朽、蟻害、傾斜・変形、割れ、破損	30年	劣化部分等の補修	20～30年	必要に応じ補修	
		金物等	さび	30年	劣化部分等の補修	20～30年	必要に応じ補修	
インフィル	屋根	瓦葺き(陶器瓦)	浮き、ずれ、割れ	20～30年	調整、差替え	20～30年	調整・差替え・葺き替え	
		厚形スレート瓦葺き	仕上劣化、浮き、ずれ、割れ	15～20年	調整、差替え、塗装	10～20年	調整・差替え・葺き替え	
		金属板葺き	仕上劣化、さび、浮き、釘浮き、腐食	10～15年	シール補修・塗装・部分補修	10～15年	塗装・部分補修・葺き替え	
	外装・軒裏等*	サイディング等	汚れ、仕上劣化、浮き、釘浮き、割れ	10年	塗装・シール補修・部分補修	5～10年	全面施工・部分面施工	*庇等=庇、露出、破損、剥離
		珪藻土塗	汚れ、仕上劣化、浮き、割れ	15年	塗装・部分補修	5～10年	全面施工・部分面施工	
		金属板、金属サイディング	汚れ、シール劣化、仕上劣化、釘浮き、変形、さび、腐食	10年	塗装・シール補修・部分補修	5～10年	全面施工・部分面施工	
		木板	仕上劣化、割れ、釘浮き、腐朽	5～10年	塗装・部分補修	5～10年	全面施工・部分面施工	
		浸喰等左官材	仕上劣化、シール劣化、割れ	15年	塗装・シール補修・部分補修	5～10年	全面施工・部分面施工	
		水切り	シール劣化、仕上劣化、さび、腐食、隙間、剥離	15年	塗装・シール補修・部分補修	5～10年	全面施工・部分面施工	
		雨どい	塩ビ製・金属系	詰まり、はずれ、割れ、破損、異材劣化	10～15年	シール補修・部分補修	10～15年	
	開口部	金属系	詰まり、はずれ、劣化、割れ、破損	10～15年	シール補修・部分補修	10～15年		
		玄関建具、窓(サッシ等)	アルミサッシ	付属金物異常、隙間、開閉不良、ビードはずれ、シール劣化、腐食	10～15年	シール補修・調整、さび落とし滑損等	10～15年	
			樹脂サッシ	付属金物異常、隙間、開閉不良、シール劣化、ビードはずれ、仕上劣化	10～15年	シール補修・調整	10～15年	
			木製建具	付属金物異常、隙間、開閉不良、シール劣化、ビードはずれ、腐食	10～15年	シール補修・調整・塗装	5～10年	
		雨戸、網戸	開閉不良、腐朽、金物劣化	5年		5～10年	補修	
		窓枠、戸袋等の木部	腐朽、漏れ	5年		5～10年	補修	
	バルコニー	バルコニー	木部	腐朽、蟻害、傾斜・変形、破損	5～10年	塗装・補修	5～10年	塗装・補修
			鉄部	変形、さび、破損	10～15年	補修	10～15年	補修
			アルミ部	変形、さび、破損	20～30年	補修	20～30年	補修
	防水	シート系	浮き、仕上劣化、割れ、漏れ	10～15年	シール補修・部分補修	10～15年	再施工	
		FRP系	シール劣化、釘浮き、劣化、さび、腐食	10年	シール補修・部分補修	5～10年	全面施工・部分面施工	
		アスファルト系		10年				
	内装(壁・床・天井)	フローリング等	汚れ、ひき、変色、浮き、めし、反り、はがれ、割れ	5年	状況に応じて、補修を考慮	5～10年	状況に応じて、補修を考慮	
		クロス等	汚れ、シミ、カビ、はがれ	5年	状況に応じて、補修を考慮	5～10年	状況に応じて、補修を考慮	
		タイル等(玄関等)	汚れ・割れ、はがれ	5年	状況に応じて、補修を考慮	5～10年	状況に応じて、補修を考慮	
		左官材等	汚れ、表面劣化、はがれ、割れ	5年				
		石膏ボード等下地材	はがれ、割れ、欠損	5年				
		木下地	腐朽、蟻害、はがれ、割れ、欠損	5年				
		階段	腐朽、蟻害、沈み、さび、割れ	10年	状況に応じて、補修を考慮		状況に応じて、補修を考慮	
	建具	木製建具	取付金具の異常、隙間、開閉不良、変形	5年	補修	5年	補修	
		ふすま、障子	汚れ、隙間、開閉不良、破損、変形	5年	補修	10～20年	補修	

3-2.補修の目安(2)

項目		内容		初回補修の目安		2回目以降の補修の目安		備考
		部位	主な点検項目	初回	補修内容	点検間隔	補修内容	
内部	水道・ガス設備	給水・給湯管	赤水、水漏れ	5～10年		15～20年	取替	
		排水管	詰まり、悪臭、水漏れ	5年		15～20年		
		水栓器具(トラップ)	パッキンの摩耗、プラスチックの劣化、詰まり、悪臭、水漏れ	5年		10～20年		
		設備機器廻り (トイレ、浴室、台所等)	汚れ、シール劣化、カビ、悪臭、割れ、さび、腐食、水漏れ	5年		10～20年	取替	
		ユニットバス	汚れ、シール劣化、カビ、排水口の詰まり、隙間、ジョイント部の割れ	5年		10～15年	取替	
		給湯器	器具の異常、水漏れ	5年		10年	取替	
	電気	換気設備	作動不良、破損	5年		15～20年	取替	
		電気設備	作動不良、破損	5年		15～20年	取替	

4.劣化などの判定基準(1)

性能表示制度における劣化などの判定基準を基にしています。

部位		仕上げ等	劣化事象	判定基準
骨組	基礎立上り	コンクリート直仕上げ	割れ	幅が0.5mm以上または広範囲に及んだ割れ
		モルタル等の塗り仕上げ	剥離	塗り仕上げ部分の下地材からのはがれ、基礎コンクリート躯体が露出
			割れ	塗り仕上げにひび割れが生じ、基礎コンクリート躯体まで到達
		各仕上げ共通	蟻道	地盤面から泥で固めた道、木材の経目や割れ目に排出口や土砂の固まりがある。
			換気不良	床組等、木材の触診時に手に水分が付く
			不同沈下	建物全体の傾きの有無
	床組		欠損	深さが20mm以上または広範囲に及んだ欠損
			たわみ	横架材のたわみ
	小屋組		たわみ	横架材のたわみ
			漏水	漏水の跡等、すがもれの跡
	軸組		破損	構造耐力上支障のある破損
			腐蝕	構造耐力上支障のある腐蝕
屋根	屋根	瓦葺き(陶器)、厚形スレート瓦葺き	割れ	新しい割れ
			欠損	新しい欠損
		金属板葺き	釘浮き	変形による釘の浮き
			腐食、さび	金属の仕上げ材のさび、金属の仕上げ材のさびが欠損にいたるおそれ
		各仕上げ共通	仕上劣化	瓦の褪せ、金属板の表面が白っぽくなる。
			浮き	浮き上がり、がたつき
	外壁・軒裏・庇・露除け・破風・鼻隠	サイディング	釘浮き	材の変形による釘の浮き
			変形	反りや膨れ、たわみ
		金属板、金属サイディング	割れ	仕上げ材の金板幅にわたっての割れ
			さび、腐食	金属材の新しいさび、金属材のさびが欠損、穴あきにいたるおそれ
		モルタル等の塗り仕上げ	割れ	塗り仕上げにひび割れが生じ、下地材に到達
			欠損	複数枚のタイルに連続するひび割れ、下地材に到達または貫通
外壁・外壁・軒裏・庇・露除け・破風・鼻隠	外壁・外壁・軒裏・庇・露除け・破風・鼻隠	タイルによる仕上げ	欠損	タイルと下地材の連続した欠損、下地材の深さが20mm以上または広範囲に及ぶ、またはタイルと下地材がともに欠陥し貫通している欠損
			腐蝕	木部の構造部分の腐蝕等
		木板等	釘浮き	材の乾燥収縮による釘の浮き
			腐蝕	木部の構造部分の腐蝕等
		各仕上げ共通	汚れ	油汚れ、雨水による汚れ、泥汚れ、カビ、苔など
			仕上劣化	色あせ、色落ち、金属板の白っぽくなった汚れ、サイディングから白い粉が付く
	水切り	浮き	浮き	仕上げ材がせり上がり膨らみ浮いている
			はがれ	仕上げ材の広範囲に及ぶめくれ、はがれ、下地材または下塗り材が露出
		シール劣化	シール劣化	シール材の全断面の破断または接着破壊(化粧目地等止水機能の期待されないものを除く)
			欠損	仕上材と下地材が一体となった欠損で、深さが20mm以上、広範囲に及ぶ、下地材または下地材が無く仕上材が欠陥し貫通したもの
		雨どい	詰まり	集水器や軒どいに落ち葉やボールの詰まり
			はずれ	雨どい金具、経目のはずれ

4.劣化などの判定基準(2)

部位		仕上げ等	劣化事象	判定基準
外壁	雨どい	塩ビ、金属	劣化	材質の劣化
			割れ	縦目、縦どいのひび割れ
			破損	変形、腐食、金属の緩み、欠損
			付属金物異常	金具の緩み、はずれなどの異常
開口部	サッシ等		隙間	建具枠と外壁の間の隙間、建具枠と可動部の隙間
			開閉不良	建具の開閉不可、開閉非常
			ビートはずれ	ガラス板のビートの外れ
			シール劣化	シール材の破断または接着破壊
	雨戸、網戸		腐食	金属のさびが欠損にいたるおそれ
			建付不良	調整ねじの不具合による隙間等
			腐朽	木部の腐朽等
	窓枠、戸袋等木部		さび	金属材表面のさび、金属材のさびが欠損にいたるおそれ
			漏水の跡等	開口部廻り各部の不具合による漏水の跡等
			腐朽	木部の腐朽等
バルコニー	バルコニー	木部	腐朽、蟻害	木部の蟻害、腐朽等
		鉄部、アルミ部	さび	床、支持部、手すりまたは支持部分の腐食
		各仕上げ共通	傾斜・変形※1	6/1,000以上の傾斜、床面が凹型に変形するような沈み
			破損	踏み抜き等による危険がある床、支持部の一部の欠け損じ、支持部のひび割れ
	防水	シート系	ぐらつき	転落防止用手すりの通常の使用におけるぐらつき
			浮き	シートの浮き
			仕上劣化	防水材の劣化
			シール劣化	シール材の破断または接着破壊
			割れ	防水層が金層にわたって破断した状態であり、下地材まで貫通
			漏水の跡等	防水材の劣化、割れ等による漏水の跡等
内装	内装 壁・床・天井	フローリング等	シミ	水、油などのシミ
			変色	表面塗装の劣化
			浮き	面材の浮き、表面材の浮き
			きしみ	季節を問わず出るきしみ、時間と共に段々ひどくなるきしみ
			反り	季節を問わず反りがある。時間と共に段々ひどくなる反り
			割れ	仕上げ材に貫通する割れ
			欠損	仕上げ材が欠け損じ、下地材が露出
			沈み	床の表面の凹型の変形
			腐食	金属の仕上げ材のさびが欠損にいたるおそれ
		クロス等	シミ	水、油などのシミ
			カビ	カビ
	タイルによる仕上げ		カビ	カビ
			シール劣化	シール材の破断
	左官材等		割れ	複数枚のタイルに連続のひび割れが生じており、コンクリート躯体に到達
			仕上劣化	色あせ、色落ち
	各仕上げ共通		割れ	目地の割れ
			汚れ	手あか、ほごり等の汚れ
			はがれ	広範囲にわたるはがれ、下地材が露出
			漏水の跡等	漏水その他漏水などによる変色、シミ
			傾斜※1	壁もしくは柱における6/1,000以上の傾斜
			腐朽、蟻害	木造の構造部分の蟻害、腐朽等

4.劣化などの判定基準(3)

部位	仕上げ等	劣化事象	判定基準
内装	内装 壁・床・天井	下地材	腐朽、蟻害
		石膏ボード等下地材	はがれ
		木下地	割れ
		各下地材共通	欠損
	階段	踏み面・蹴上・ささら	沈み
			踏み面の著しい沈み
		手すり	ぐらつき、腐食
		各項目共通	腐朽、蟻害
建具	建具	木製建具	取付金具の異常
		ふすま、障子	破損
		各項目共通	汚れ
			隙間
			開閉不良
			変形
			腐朽、蟻害
			割れ
設備	給水管・給湯管		赤水
			流量の不足
	排水管		パッキンの摩耗
			プラスチックの劣化
	水洗器具 (トラップ)		詰まり
			悪臭
	設備機器類(トイレ・浴室・台所等)ユニットバス		汚れ
			カビ
			シール劣化
			悪臭
			割れ
			さび
			腐食
			排水口の詰まり
			隙間
			ジョイント部の割れ
	給湯器		器具の異常
	浄化槽		損傷・腐食
	各部位共通		漏水の跡等
電気設備	換気設備		作動不良
			脱落
			破損
	電気設備		作動不良
			破損
			破損

※1 鉛直方向の距離に対する水平方向の変位、又は床の表面の2点(3m以上離れているもの)の間を結ぶ直線の水平面に対する傾斜角が6/1,000以上

5-1.点検記録シート

(1年点検用)

記録日

点検者名称

記録者名

事業者住所・電話番号

電話

点検部位(対象となる部位にチェックして下さい)		主な点検項目	点検した項目にチェックして下さい。空欄に補修が必要な場合は○で囲んで特記欄に内容も記入して下さい。	特記欄
骨組	☐ 布基礎	☐ 不同沈下		
外装	☐ 外壁、軒裏等 (庇、露除け、破風、鼻隠し等)	☐ 汚れ ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 釘浮き ☐ 割れ ☐ 変形 ☐ はがれ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ たわみ ☐ 腐朽 ☐ 漏水		
	☐ 雨どい	☐ 詰まり ☐ はずれ ☐ ひび		
開口部	☐ 玄関建具・窓	☐ 付属金物異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 腐食		
	☐ 雨戸・網戸	☐ 建付不良 ☐ 腐朽 ☐ さび		
	☐ 窓枠・戸袋の本部	☐ 腐朽 ☐ 漏水		
バルコニー	☐ バルコニー	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ 傾斜・変形 ☐ さび ☐ 破損		
	☐ ベランダ防水	☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 割れ ☐ 水漏れ		
内装	☐ 内装 (床、壁、天井等)	☐ 汚れ ☐ シミ ☐ カビ ☐ 変色 ☐ 浮き ☐ きしみ ☐ 反り ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ はがれ ☐ 割れ ☐ 欠損 ☐ 腐朽 ☐ 蟻害		
建具	☐ 木製建具等	☐ 取付金物の異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 変形		
	☐ ふすま、障子	☐ 汚れ ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 破損 ☐ 変形		
設備	☐ 給水管・給湯管	☐ 赤水 ☐ 水漏れ		
	☐ 排水管	☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ		
	☐ 水栓器具(トラップ)	☐ パッキンの摩耗 ☐ プラスチック部の腐食 ☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ		
	☐ 設備機器廻り	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ 排水口の詰まり ☐ シール劣化 ☐ 悪臭 ☐ 割れ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ 水漏れ		
	☐ 台所シンク、洗面設備 (トイレ、浴室、台所等)	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ シール劣化 ☐ 隙間 ☐ ジョイント部(ユニット)の割れ		
	☐ 給湯器	☐ 器具の異常 ☐ 水漏れ		
	☐ 電気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損		
電気	☐ 電気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損		
連絡事項				

5-1.点検記録シート

(2年点検用)

記録日

点検者名称

記録者名

事業者住所・電話番号

電話

点検部位(対象となる部位にチェックして下さい)		主な点検項目 点検した項目にチェックして下さい。空欄に補修が必要な場合は○で囲んで特記欄に内容も記入して下さい。	特記欄
屋根	☐ 屋根	☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ ずれ ☐ 割れ ☐ 釘浮き ☐ さび ☐ 腐食	
外装	☐ 外壁・軒裏等 (庇、露除け、破風、鼻隠し等)	☐ 汚れ ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 釘浮き ☐ 割れ ☐ 変形 ☐ はがれ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ たわみ ☐ 腐朽	
	☐ 雨どい	☐ 詰まり ☐ はずれ ☐ ひび ☐ 漏水	
開口部	☐ 玄関建具・窓	☐ 付属金物異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 腐食	
	☐ 雨戸・網戸	☐ 建付不良 ☐ 腐朽 ☐ さび	
	☐ 窓枠・戸袋の木部	☐ 腐朽 ☐ 漏水	
バルコニー	☐ バルコニー	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ 傾斜・変形 ☐ さび ☐ 破損	
	☐ ベランダ防水	☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 割れ ☐ 水漏れ	
内装	☐ 内装 (床、壁、天井等)	☐ 汚れ ☐ シミ ☐ カビ ☐ 変色 ☐ 浮き ☐ さしみ ☐ 反り ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ はがれ ☐ 割れ ☐ 欠損 ☐ 腐朽 ☐ 蟻害	
建具	☐ 木製建具等	☐ 取付金物の異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 変形	
	☐ ふすま、障子	☐ 汚れ ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 破損 ☐ 変形	
設備	☐ 給水管・給湯管	☐ 赤水 ☐ 水漏れ	
	☐ 排水管	☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ	
	☐ 水栓器具(トラップ)	☐ パッキンの摩耗 ☐ プラスチック部の腐食 ☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ	
	☐ 設備機器廻り	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ 排水口の詰まり ☐ シール劣化 ☐ 悪臭 ☐ 割れ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ 水漏れ	
	☐ 台所シンク、洗面設備 (トイレ、浴室、台所等)	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ シール劣化 ☐ 隙間 ☐ ジョイント部(ユニット)の割れ	
	☐ 給湯器	☐ 器具の異常 ☐ 水漏れ	
電気	☐ 換気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損	
	☐ 電気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損	
連絡事項			

5-1.点検記録シート

(5年点検用)

記録日

点検者名称

記録者名

事業者住所・電話番号

電話

点検部位 (対象となる部位にチェックして下さい)		主な点検項目	点検した項目にチェックして下さい。さらに補修が必要な場合は○で囲んで特記欄に内容も記入して下さい。	特記欄
骨組	☐ 基礎、立上り	☐ 蟻道 ☐ 換気不良 ☐ 不同沈下 ☐ 割れ		
	☐ 土台	☐ 腐朽 ☐ 蟻害		
	☐ 金物等	☐ さび		
屋根	☐ 屋根	☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ ずれ ☐ 割れ ☐ 釘浮き ☐ さび ☐ 腐食		
外装 (庇、露除け、破風、鼻隠し等)	☐ 外壁、軒裏等	☐ 汚れ ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 釘浮き ☐ 割れ ☐ 変形 ☐ はがれ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ たわみ ☐ 腐朽 ☐ 漏水		
	☐ 雨どい	☐ 詰まり ☐ はずれ ☐ ひび		
開口部	☐ 玄関建具・窓	☐ 付属金物異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 腐食		
	☐ 雨戸・網戸	☐ 建付不良 ☐ 腐朽 ☐ さび		
	☐ 窓枠・戸袋の木部	☐ 腐朽 ☐ 漏水		
バルコニー	☐ バルコニー	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ 傾斜・変形 ☐ さび ☐ 破損		
	☐ ベランダ防水	☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 割れ ☐ 水漏れ		
内装 (床、壁、天井等)	☐ 内装	☐ 汚れ ☐ シミ ☐ カビ ☐ 変色 ☐ 浮き ☐ きしみ ☐ 反り ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ はがれ ☐ 割れ ☐ 欠損 ☐ 腐朽 ☐ 蟻害		
建具	☐ 木製建具等	☐ 取付金物の異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 変形		
	☐ ふすま、障子	☐ 汚れ ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 破損 ☐ 変形		
設備	☐ 給水管・給湯管	☐ 赤水 ☐ 水漏れ		
	☐ 排水管	☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ		
	☐ 水栓器具(トラップ)	☐ バックシンの摩耗 ☐ プラスチック部の腐食 ☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ		
	☐ 設備機器廻り	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ 排水口の詰まり ☐ シール劣化 ☐ 悪臭 ☐ 割れ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ 水漏れ		
	☐ 台所シンク、洗面設備 (トイレ、浴室、台所等)	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ シール劣化 ☐ 隙間 ☐ ジョイント部(ユニット)の割れ		
	☐ 給湯器	☐ 器具の異常 ☐ 水漏れ		
電気	☐ 換気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損		
	☐ 電気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損		
連絡事項				

5-1.点検記録シート

(10年以降5年毎点検用)

記録日

点検者名称

記録者名

事業者住所・電話番号

電話

点検部位(対象となる部位にチェックして下さい)		主な点検項目	点検した項目にチェックして下さい。空欄に補修が必要な場合は○で囲んで特記欄に内容も記入して下さい。	特記欄
骨組	☐ 基礎、立上り	☐ 蟻道 ☐ 換気不良 ☐ 不同沈下 ☐ 割れ		
	☐ 土台	☐ 腐朽 ☐ 蟻害		
	☐ 床組(各階)	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ 傾斜・変形 ☐ たわみ ☐ 割れ		
	☐ 小屋組	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ たわみ ☐ 割れ ☐ 漏水		
	☐ 軸組	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ 傾斜・変形 ☐ 割れ ☐ 破損		
	☐ 金物等	☐ さび		
屋根	☐ 屋根	☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ ずれ ☐ 割れ ☐ 釘浮き ☐ さび ☐ 腐食		
	☐ 外壁、軒裏等 (庇、落除け、破風、鼻隠し等)	☐ 汚れ ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 釘浮き ☐ 割れ ☐ 変形 ☐ はがれ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ たわみ ☐ 腐朽 ☐ 漏水		
外装	☐ 雨どい	☐ 詰まり ☐ はずれ ☐ ひび		
	☐ 玄関建具・窓	☐ 付属金物異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 腐食		
開口部	☐ 雨戸・網戸	☐ 建付不良 ☐ 腐朽 ☐ さび		
	☐ 窓枠・戸袋の本部	☐ 腐朽 ☐ 漏水		
バルコニー	☐ バルコニー	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ 傾斜・変形 ☐ さび ☐ 破損		
	☐ ベランダ防水	☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ 浮き ☐ 割れ ☐ 水漏れ		
内装	☐ 内装 (床、壁、天井等)	☐ 汚れ ☐ シミ ☐ カビ ☐ 変色 ☐ 浮き ☐ きしみ ☐ 反り ☐ シール劣化 ☐ 仕上劣化 ☐ はがれ ☐ 割れ ☐ 欠損 ☐ 腐朽 ☐ 蟻害		
	☐ 階段	☐ 腐朽 ☐ 蟻害 ☐ 沈み ☐ さび ☐ 割れ		
建具	☐ 木製建具等	☐ 取付金物の異常 ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 変形		
	☐ ふすま、障子	☐ 汚れ ☐ 隙間 ☐ 開閉不良 ☐ 破損 ☐ 変形		
設備	☐ 給水管・給湯管	☐ 赤水 ☐ 水漏れ		
	☐ 排水管	☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ		
	☐ 水栓器具(トラップ)	☐ パッキンの摩耗 ☐ プラスチック部の腐食 ☐ 詰まり ☐ 悪臭 ☐ 水漏れ		
	☐ 設備機器廻り	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ 排水口の詰まり ☐ シール劣化 ☐ 悪臭 ☐ 割れ ☐ さび ☐ 腐食 ☐ 水漏れ		
	☐ 台所シンク、洗面設備 (トイレ、浴室、台所等)	☐ 汚れ ☐ カビ ☐ シール劣化 ☐ 隙間 ☐ ジョイント部(ユニット)の割れ		
	☐ 給湯器	☐ 器具の異常 ☐ 水漏れ		
電気	☐ 換気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損		
	☐ 電気設備	☐ 作動不良 ☐ 破損		

5-2.点検記録シート用チェックリスト

「住まいの診断チェックリスト」(財団法人 住宅保証機構)を基にしています。性能表示制度の劣化の判定基準とは異なります。※

(第1面)

点検を行う際に使用し、チェックした内容のまとめを点検記録シートに記載します。

部位		仕上材等	劣化事象等	確認 項目	事 象 有 無	選 択 欄	備 考
スケルトン	骨組	(1)基礎、基礎 立上り	蟻害(白蟻の蟻道を含む)				
			鉄筋の露出				
		(a)コンクリート直仕上	幅が0.3mm以上のひび割れ。その他の著しいひび割れ			□	
			深さが5mm以上の欠損。その他の著しい欠損				
			さび汁を伴うひび割れ、欠損				
			コンクリートの著しい劣化				
		(b)モルタル仕上、その他の塗り仕 上	蟻害(白蟻の蟻道を含む)				
			仕上部分の著しい剥がれ				
			鉄筋の露出			□	
			仕上材と構造材にまたがった幅が0.3mm以上のひび割れ。そ 他の著しいひび割れ				
			さび汁を伴うひび割れ、欠損				
			構造材における深さが5mm以上の欠損。その他の著しい欠損				
		(2)土台・床組	土台及び床組の著しい接合部の割れ、劣化、欠損			□	
		(3)小屋組	小屋組の接合部の割れ			□	
			漏水等の跡				
		(4)軸組	3/1,000以上の勾配の傾斜			□	
		(2)(3)(4)共通	木材の腐朽、蟻害			□	
			基本性能に支障のある腐蝕(びく、きのこ等)の付着、ひび割れ、劣化、欠損				
	屋根	(1)屋根	仕上材の著しい浮き又は剥がれ				
		(a)瓦葺き(陶器)、厚形スレート瓦葺 き	仕上材の著しいずれ			□	
			仕上材の著しい割れ				
			仕上材の著しい欠損				
		(b)金属板葺き	仕上材の著しい腐食			□	
		(a)(b)共通	防水層の破断、シートの接合部の剥離			□	
	イン フイル	(1)外壁	仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった剥離。その他の 著しい剥がれ				
		(a)サイディングボード等	仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ。そ 他の著しい割れ			□	
			仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった欠損。その他の 著しい欠損				
			仕上材(金属材であるものに限る。)の著しい腐食				
		(b)モルタル塗	仕上部分の著しい浮き				
			仕上部分の著しい剥がれ			□	
			仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ。複数の 仕上材にまたがったひび割れ。その他の著しい割れ				
			仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった欠損。複数の 仕上材にまたがった欠損。その他の著しい欠損				
		(c)タイルによる仕上の場合	仕上材の著しい浮き				
			下地材(合板、構造材)にまたがった剥がれ又ははらみ。複数のタイルにまたがった 剥離。その他の著しい剥離			□	
	外壁・軒 裏等		下地材(合板、構造材)にまたがったひび割れ。複数のタイルにまたがったひび割 れ。その他の著しい割れ				
			下地材(合板、構造材)にまたがった欠損。複数のタイルにまたがった欠損。そ 他の著しい欠損				
		(a)(b)(c)共通	シーリング材の破断及び接着破壊			□	
			手すりの著しいぐらつき				

(第2面)

部位		仕上材等	劣化事象等	確認 様	事 業 有	選 択 欄	備考	
外壁・軒裏等	(1)外壁	(a)(b)(c)共通	手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等			□		
			木材の腐朽、蟻害					
	(2)軒裏	(a)サイディングボード等	仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった剥離。その他の著しい剥がれ			□		
			仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ。その他の著しい剥がれ					
			仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった欠損。その他の著しい欠損					
			仕上材(金属であるものに限る。)の著しい腐食					
			漏水等の跡			□		
		(b)モルタル塗	仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ。複数の仕上材にまたがったひび割れ。その他の著しい剥がれ					□
			仕上材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった欠損。複数の仕上材にまたがった欠損。その他の著しい欠損					
			漏水等の跡					
			仕上げ部分の著しい浮き					
			仕上げ部分の著しい剥がれ			□		
		(c)壁紙、その他のシート状の仕上材による仕上の場合	著しいひび割れ					□
			著しい欠損					
	漏水等の跡							
		(a)(b)(c)共通	腐朽、基本性能に支障のある固体(カビ、きのこ等)の付着、蟻害			□		
			シーリング材の破断又は欠損					
	(3)雨どい		破損、取付金具の緩み			□		
開口部	(1)開口部	(a)建具	周囲の隙間			□		
			著しい開閉不良					
		(b)手すり	著しいぐらつき			□		
			手すりを支持する部分の著しい腐食等					
	(a)(b)共通	木材の腐朽、蟻害			□			
バルコニー	(1)バルコニー	(a)床	著しい沈み			□		
			欠損					
			腐食等					
			防水層の破断(直下が屋内である限る。)					
		(b)支持部分	欠損(直下が屋内で無い場合に限る。)			□		
			腐食等(直下が屋内で無い場合に限る。)					
		(c)手すり	手すりを支持する部分の著しい腐食等			□		
		(a)(b)(c)共通	著しいぐらつき			□		
			ひび割れ又は劣化					
			木材の腐朽、蟻害					
水切り金物等の不具合								
内装	(1)床	(a)フローリング等	仕上材の著しい剥がれ			□		
		(b)タイル仕上げ	著しいひび割れ			□		
		(a)(b)共通	著しい沈み			□		
			仕上材の著しい剥がれ					
			仕上材の著しい欠損					
			居室の3/1,000以上の傾斜					

(第3面)

部位		仕上り材等	劣化事象等	確認 様	事 業 有	選 択 様	備考
内 装 イン フ ィ ル	(2)壁	(a)板状の仕上り材	仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった剥落。その他の著しい割れ			□	
			仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ。その他の著しい割れ				
			仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった欠損。その他の著しい欠損				
			仕上り材(金属であるものに限る。)の著しい腐食				
		(b)クロス等	クロス張りの下地材(石膏ボード及び合板等)のひび割れ又は欠損			□	
			複数の仕上り材にまたがったひび割れ又は欠損				
		(c)タイルによる仕上り	下地材(合板、構造材)にまたがったひび割れ、欠損、割れ又ははらみ。			□	
			複数のタイルにまたがったひび割れ、欠損、割れ又ははらみ。				
			タイルの浮き				
		(d)左官材等	仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ、欠損、剥落			□	
			仕上り材の浮き				
	(a)(b)(c)(d)共通	漏水等の跡			□		
		壁又は柱における3/1,000以上の傾斜					
	(3)天井	(a)板状の仕上り材	仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった剥落。その他の著しい割れ			□	
			仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ。その他の著しい割れ				
			仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがった欠損。その他の著しい欠損				
			仕上り材(金属であるものに限る。)の著しい腐食				
		(b)クロス等	クロス張りの下地材(石膏ボード及び合板等)のひび割れ又は欠損			□	
			著しい欠損				
		(c)タイルによる仕上り	下地材(合板、構造材)にまたがったひび割れ、欠損、割れ又ははらみ。			□	
			複数のタイルにまたがったひび割れ、欠損、割れ又ははらみ。				
			タイルの浮き				
		(d)左官材等	仕上り材から下地材(ラス、ボード、防水紙、構造材)にまたがったひび割れ、欠損、剥落			□	
			仕上り材の浮き				
		(a)(b)(c)(d)共通	漏水等の跡			□	
基本性能に支障のある躯体(カビ、きのこ等)の付着							
(4)階段		(a)構造体	著しい欠損			□	
	著しい腐食等						
	(b)路面	著しい沈み			□		
		著しい欠損					
		著しい腐食等					
	(c)手すり	著しいぐらつき			□		
		手すり又はこれを支持する部分の著しい腐食等					
(1)(2)(3)(4)共通	木材の腐朽、虫害			□			
設備	(1)給水設備	漏水			□		
	(2)排水設備	漏水			□		
補修	屋根・外壁	明らかに契約と異なる補修、明らかに部分的な補修、基準と異なる補修			□		

※住宅性能表示制度の劣化事象の判定基準では、より瑕疵のある可能性が高い「6/1,000の傾斜」、「幅が0.5mmのひび割れ」、「深さが20mm以上の欠損」という数値となっています。

書類のリスト

番号	書類名	頁数	内容	エクセル内シート名	備考
	・表紙	p1		1住宅履歴書・長期保全計画書	
1	住宅履歴書	p2	・住宅・土地の基本データ ・住宅の仕様(構造外部) ・保存する書類一覧 検査・診断・補修・リフォームの履歴	1住宅履歴書・長期保全計画書	
1-2	長期保全計画表	p4		1住宅履歴書・長期保全計画書	
2-1	住まいの注意事項	p5	・安全確保のために ・正しい使い方 ・お手入れ方法	2住まいの注意事項等	
2-2	施工業者連絡一覧表	p6	・施工業者 ・各工事会社 ・設備 ・その他	2住まいの注意事項等	
3-1	点検のためのガイドライン	p7	点検時期(部位別)	3ガイドライン等	
3-2	補修の目安(1) 補修の目安(2)	p8	補修時期(部位・仕様別)	3ガイドライン等	
4	劣化などの判定基準(1) 劣化などの判定基準(2) 劣化などの判定基準(3)	p10	劣化事象と判定基準(部位・仕様別)	4劣化の判定基準	
5-1	点検記録シート	p13	・一年点検用(部位別) ・二年点検用(部位別) ・五年点検用(部位別) ・十年以降五年毎点検用(部位別)	5-1点検記録シート	
5-2	点検記録シート用チェックリスト	p17		5-2点検記録シートの チェックシート	

○印刷設定 ファイル＞ページ設定

タブ	設定
ページ	用紙:A4 倍率90%
余白	余白:上2.5 下2 左右1
	ページ中央:水平

1-9 認定通知書

第二号様式（第六条関係）（日本工業規格A列4番）

認 定 通 知 書

認 定 番 号 第
認 定 年 月 日 年 月 日

(※) (確 認 番 号 第
確 認 年 月 日 年 月 日
建 築 主 事 の 氏 名)

殿

所 管 行 政 庁 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 (第1項
第2項
第3項) の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者の住所
- 3. 認定に係る住宅の位置
- 4. 認定に係る住宅の構造

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

1-10 工事完了の報告書【工事監理を行った建築士が報告を行う場合】

(日本工業規格A列4番) 参考様式2

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

平成〇年 〇月 〇日

提出日を明記

東京都新宿区長 殿

提出先である所管行政庁の長を明記

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

東京都新宿区△△□□-□-□

施主 一郎



申請者である施主の
住所・氏名を明記

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 XXXXXXXX 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

平成◇年 ◇月 ◇日

3. 認定に係る住宅の位置

東京都新宿区△△□□-□-□

4. 認定長期優良住宅建築等計画に従って住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士等

1～3の項目には
認定通知書に記載されている
認定番号/認定年月日/認定に係る住宅の位置
を明記

工事監理を行った建築士
及び設計事務所を明記
※必ず2か所とも明記

(二級) 建築士(東京都知事)登録第
住所 東京都新宿区◇◇◇◇-〇-〇
氏名 建築士 健太

XXXXXX 号



(二級) 建築士事務所 東京都) 知事登録第
住所 東京都新宿区◇◇◇◇-〇-〇
氏名 株式会社□□□建築士事務所

XXXX 号

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

1-10 工事完了の報告書【工事を受注した施工者が報告を行う場合（次頁の書類の添付必須）】

（日本工業規格A列4番） 参考様式4

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

平成○年 ○月 ○日

施主 一郎 殿

提出日を明記

報告先である施主名を明記

施工者の名称 株式会社○○○工務店

工事完了の確認を行った
施工者(工務店名)及び
担当の主任技術者名を明記

建設業の許可番号 東京都知事許可(般-20)

第 XXXXX 号

主任技術者の氏名

主任 龍一



認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので報告します。

1. 住宅の所在地

東京都新宿区△△□□-□、-□

2. 発注者の氏名

施主 一郎

3. 工事完了の日

平成△年 △月 △日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※ 本頁と次頁の主任技術者は同一人物であること

1-10 工事完了の報告書【工事を受注した施工者が報告を行う場合（前頁の書類の添付必須）】

（日本工業規格A列4番） 参考様式4

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

平成○年 ○月 ○日

施主 一郎 殿

提出日を明記

報告先である施主名を明記

施工者の名称 株式会社○○○工務店

工事完了の確認を行った
施工者(工務店名)及び
担当の主任技術者名を明記

建設業の許可番号 東京都知事許可(般-20)

第 XXXXX 号

主任技術者の氏名

主任 龍一



認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので報告します。

1. 住宅の所在地

東京都新宿区△△□□-□、-□

2. 発注者の氏名

施主 一郎

3. 工事完了の日

平成△年 △月 △日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※ 本頁と前頁の主任技術者は同一人物であること。

2-1 住宅履歴情報システム新規物件登録申請書 [中小建設業住宅センター 仕様]

(様式 2)

住宅履歴情報新規物件登録申請書

一般財団法人中小建設業住宅センター 宛

申請者の氏名又は名称 株式会社〇〇〇工務店

代表者の氏名 代表者 太郎



住宅履歴情報の登録を申請します。なお利用に関しては住宅履歴情報管理システム利用約款を遵守します。また、申請書に記載した事項に相違ありません。

1、貴社に関する事項

■所属組合（建設職人支援センター）	■※住宅コード
◇◇◇組合	
■会社名（ふりがな）・業種	■住所（ふりがな）
(かぶしがいいしゃ〇〇〇こうむてん) 株式会社〇〇〇工務店 建設業	〒169-0000 (とうきょうとしんじゅくく□□) 東京都新宿区□□〇〇-〇
■電話（携帯Tel番号も書いてください）	■FAX
Tel（固定）03-0000-0000 Tel（携帯）090-0000-0000	03-0000-0001
■Eメール	■HP（ホームページ）
info@XXXX-YY.co.jp	http://www.XXXXXXXX.jp/
■代表者名（ふりがな）・役職	■その他（特記事項があれば記入）
体表取締役社長 (だいひょうしゃ たろう) 代表者 太郎	特になし

※住宅コードの記載は不要（一般財団法人中小建設業住宅センターで記載する番号です）

2、管理者（担当者）に関する事項

（1、の代表者名と同一の場合は記入する必要はありません）

■※管理者（ふりがな）・役職	■Eメール
(たんとうしゃ さぶろう) 担当者 三郎	tantou@XXXX-YY.co.jp
■電話	■FAX
03-0000-0000	03-0000-0001

※管理者は申請物件の担当者であり、登録・変更業務を行う者とする。

3、物件・施主に関する事項

■施主名（ふりがな）	■※履歴名（履歴登録上の名称）
(せしゅ いちろう) 施主一郎	施主 一郎邸 新築工事
■※現住所（ふりがな）	■※施工物件住所
〒169-0000 (とうきょうと新宿区〇〇) 東京都新宿区〇〇△-△-△	〒169-0000 (とうきょうとしんじゅく△△) 東京都新宿区△△□-□-□
■電話	■FAX
03-9999-9999	なし
■※契約日又は施工開始日	■引渡日
☒ 契約日 (20yy/mm/dd) ☐ 施工開始日 (	20YY/MM/DD
■補助金適用事業の有無	いずれかを選択し、日付を明記する
☒ なし ☐ あり(補助金名称を記載)	いずれかを選択し、「あり」の場合は補助金名称を明記
■その他（特記事項があれば記入）	

※履歴名は登録する上でつける表題「〇〇工事」と記してください。

※現住所と施工物件場所が同一の場合は、現住所のみ記入。

※契約日、施工開始日は□にチェックする。

2-2 住宅履歴情報登録に関する申込みの委任状 [中小建設業住宅センター 仕様]

(様式1)

住宅等の履歴情報登録に関する申し込みの委任状

○年 ○月 ○日

記入日を明記

一般財団法人中小建設業住宅センター 宛

申請者住所 東京都新宿区○○△-△-△

申請者氏名 施主 一郎



建築主の印

私は次の者を第一代理人及び第二代理人と定め、住宅等に係る維持保全計画に基づき住宅履歴情報を管理するに際し、登録等に関する一切の権限を委任する。なお、第二代理人は第一代理人より委託を受けて登録支援・代行を行うものである。

1、住宅等の名称 施主 一郎 邸

2、住宅等の所在地 東京都新宿区△△□-□-□

3、代理人

第一代理人	〒169-0000 東京都新宿区□□○○-○ 氏名又は事業署名 株式会社○○○工務店 代表者 太郎
第二代理人	〒 支援センター又は組合名 この欄は、データ化等について、 支援センターや組合のサポートを受ける場合に記入

【利用約款への同意】

「住宅履歴情報管理システム利用約款」に同意します。

申請者 施主 一郎



第一代理人 株式会社○○○工務店
代表者 太郎



第二代理人



必ず押印をする

2-3 住宅履歴情報預かり証 [中小建設業住宅センター 仕様]

住宅履歴情報預り証

20YY 年 MM 月 DD 日

情報サービス機関名

一般財団法人 中小建設業住宅センター
(全国建設労働組合総連合)

代表理事 田 村 豪 勇 ㊞

下記物件の住宅履歴情報をお預かり致しました。

あなたのお住まいの情報

お施主様名	(フリガナ) セシュ イチロウ 施主 一郎		
郵便番号	169-0000	都道府県	東京都
住所 1	(フリガナ) トウキョウト シンジュクク △△ 東京都新宿区△△□-□-□		
住所 2 ビル・ マンション名	(フリガナ)		
電話	03-9999-9999	F A X	
E メール			
共通 I D			
履歴情報	ログイン I D / パスワードで閲覧できます		

建設した会社の情報

会社名	株式会社〇〇〇工務店		
フリガナ	かぶしきがいしゃ〇〇〇こうむてん		
郵便番号	169-0000	都道府県	東京都
住所 1	新宿区□□〇〇-〇		
住所 2			
電話番号	03-0000-0000	F A X	03-0000-0001

(お問い合わせ先) 住宅履歴情報サービス機関名

一般財団法人 中小建設業住宅センター (全国建設労働組合総連合)

T E L : 0 3 - 3 2 0 0 - 6 2 2 1 (全建総連内)

3-1 計画の変更に係る技術的審査依頼書 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

別記様式 3 号

長期優良住宅建築等計画の変更に係る技術的審査依頼書

年 月 日

(登録住宅性能評価機関 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称 印

下記の住宅について、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 6 条に基づき、
変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違あ
りません。

記

【計画を変更する住宅の適合証】

- 1. 適合証交付番号 第 号
- 2. 適合証交付年月日
- 3. 適合証を交付した者
- 4. 変更の概要
- 5. 変更の対象となる認定申請書の申請日

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

- (注意)
- 1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2. 依頼者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合において
は、押印を省略することができます。
 - 3. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。

3-2 計画の変更に係る技術的審査の適合証 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

別記様式4号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
適合証（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関
印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1. 住宅の位置
- 2. 住宅又は建築物の名称
- 3. 住宅の建て方
- 4. 認定申請先の所管行政庁名
- 5. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - 法第2条第4項第1号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）
 - 法第2条第4項第1号ロ関係（地震に対する安全性の確保）
（免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 □免震建築物 □耐震等級3）
 - 法第2条第4項第2号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第3号関係（維持保全を容易にするための措置）
 - 法第2条第4項第4号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）
 - 法第2条第4項第4号関係（エネルギーの使用の効率性）
 - 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - 法第6条第1項第3号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認 定 申 請 日	年 月 日
適 合 証 交 付 年 月 日	年 月 日
適 合 証 交 付 番 号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審 査 員 氏 名	

3-3 技術的審査に適合しない旨の通知書 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

別記様式 5 号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関

印

別添の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の住宅については、下記の理由により適合証を交付できませんので、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

3-4 技術的審査の取り下げ届 [ハウスプラス住宅保証 仕様]

別記様式 6 号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
取り下げ届

年 月 日

(登録住宅性能評価機関 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称 印

○月○日に依頼した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼につきまして、下記により長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程第 8 条第 1 項に基づき、依頼を取り下げます。

記

- 1. 依頼書提出日 : 年 月 日
- 2. 受付番号 :
- 3. 住宅の位置 :

3-5 変更認定申請書

第三号様式（第八条関係）（日本工業規格A列4番）

変 更 認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は、分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
2. 申請者（法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第五号様式（第十一条関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

変 更 認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

分譲事業者 住所又は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名

印

譲 受 人 住所又は
主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 の 氏 名

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限ります。）以外の住宅をいいます。
2. 分譲事業者又は譲受人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 分譲事業者又は譲受人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
4. 共同住宅等に係る申請にあたっては、第一面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこの面の作成を省略することができます。

(第二面)

1. 建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間

--

2. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

(注意)

1. ①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、①、②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

3. 法第5条第2項の規定による認定を受けようとする住宅の維持保全を行う者

- ① 維持保全を建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項に規定する法人が行う場合、当該団体又は法人の名称

--

- ② 譲受人が建築後の住宅の維持保全を他の者と共同して行う場合、当該他の者の氏名又は名称

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

3-6 変更認定通知書

第四号様式（第九条関係）（日本工業規格A列4番）

変 更 認 定 通 知 書

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

(※)

確 認 番 号 第	号
確 認 年 月 日	年 月 日
建 築 主 事 の 氏 名	

殿

所 管 行 政 庁 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者の住所
- 3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4. 認定に係る住宅の位置
- 5. 認定に係る住宅の構造

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

3-7 承認申請書

第六号様式（第十二条関係）（日本工業規格A列4番）

承認申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 申請時における認定計画実施者の氏名
5. 地位の承継が生じた原因

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3-8 承認通知書

第七号様式（第十三条関係）（日本工業規格A列4番）

承認通知書

年 月 日

殿

所 管 行 政 庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき申請のあった地位の承継について承認したので、通知します。

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者の住所
- 3. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4. 認定に係る住宅の位置

[illegible]

付録

第 3 章

長期使用構造等とするための措置

1. 構造躯体等の劣化対策 P1
 - ・劣化対策等級 3 + 床下・小屋裏点検口 + 床下空間の有効高さ
2. 耐震性 P5
 - ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）等級 2 以上
3. 可変性（戸建住宅のため適用なし）
4. 維持管理・更新の容易性 P7
 - ・維持管理対策等級（専用配管） 3
5. 高齢者等対策（戸建住宅のため適用なし）
6. 省エネルギー対策 P12
 - ・省エネルギー対策等級 4

1 構造躯体等の劣化対策

住宅に使われている材料は、時間が経過するにつれて、水分や大気中の汚染物質などの影響を受けて、腐ったりさびたりして劣化します。その結果、住宅をそのまま継続して使用することが困難となって、建替えなどが必要となることがあります。

ここでは、住宅に使用される材料の劣化の進行を遅らせるための対策が講じられていること（劣化対策等級3+小屋裏・床下点検措置）を設計内容説明書と図書で表示します。

構造躯体等の劣化対策

（劣化対策等級3+点検口の設置・床下・小屋裏）

柱、梁、主要な壁などの構造躯体に使用されている材料に主に着目して、劣化を軽減する対策を表示します。材料の種類により劣化の原因や対策の方法は異なります。

木造住宅での確認項目は以下のとおりです。

- (1) 外壁の軸組等の防腐・防蟻
- (2) 土台の防腐・防蟻
- (3) 浴室・脱衣室の防水
- (4) 地盤の防蟻
- (5) 基礎の高さ
- (6) 床下の防湿・換気
- (7) 小屋裏の換気
- (8) 構造材等（建築基準法 施行令37・41・49条）
- (9) 点検口の設置（床下・小屋裏）

日本住宅性能表示基準の概要

	表 示 事 項	結 果	
	3-1 劣化対策等級 （構造躯体等）		
3. 劣化の軽減 に関すること			構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
		等級3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている

解 説

「劣化対策等級」

劣化対策等級は部材の劣化のしにくさを評価するものです。木造住宅が限界状態に至る主な原因は、腐朽菌による腐朽やシロアリによる蟻害などの生物劣化によるものです。ここでは劣化現象として腐朽を取り上げ、さらにシロアリの生息地域においてはシロアリによる蟻害を劣化現象として加えることとされました。したがって、住宅の建設地が生息地域に当たる場合には、防蟻措置が必要となります。

「大規模な改修工事を要する期間」

構造躯体等に使用されている材料が劣化すると、建物が継続して使用できない状態になり、劣化した柱・はり・壁などの全面改修といった大規模な改修工事が必要となる場合があります。このような工事が必要となるまでの期間を長くするための対策の手厚さの程度により等級が異なります。なお、ここでは内装や設備などの更新に伴う改修工事は想定していません。

(1) 外壁の軸組等の防腐・防蟻

劣化等級3の基準

外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分に、次のa～cのいずれかの防腐・防蟻措置を行うこと。

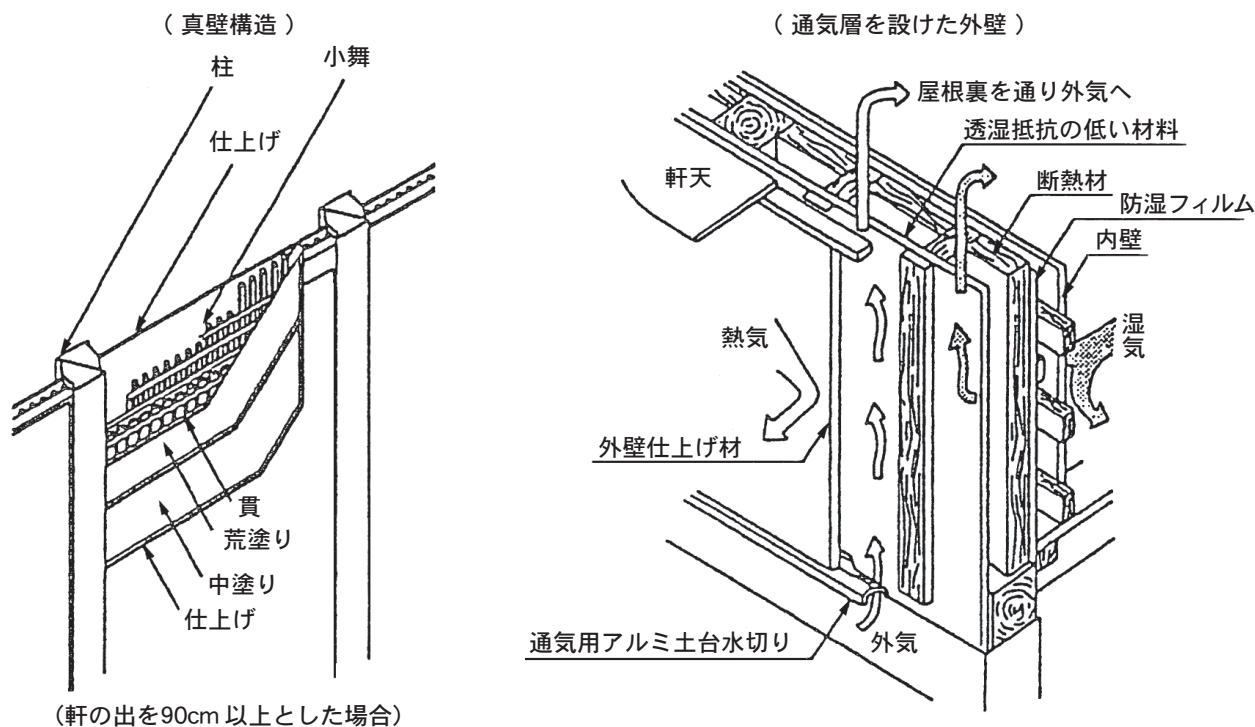
ただし、北海道及び青森県では、防蟻処理は要さない。

a. 外壁を通気構造等とし、かつ、外壁の軸組等の各部位ごとに次のいずれかの措置又はこれらと同等以上と確かめられた措置を行う

部 位	措 置
柱	・ 製材、集成材等を使用し、薬剤処理
	・ 耐久性区分D1 樹種の製材、集成材等で小径が12.0 cm 以上の材を使用
	・ 小径が13.5 cm 以上の製材、集成材等の使用
	・ 耐久性区分D1 樹種のうち、ヒノキ等の高耐性樹種を使用
柱以外の軸材・下地材 (間柱・筋かい・胴縁等)	・ 製材、集成材等を使用し、薬剤処理
	・ 耐久性区分D1 樹種のうち、ヒノキ等の高耐性樹種を使用
合板等	・ 構造用合板等を使用し、薬剤処理

b. 外壁を通気構造等としない場合は、外壁の軸組等に K3 相当(工場処理に限る)の防腐・防蟻処理を行う

c. その他 a、b の措置と同等以上と確かめられた措置を行う



通 気 構 造 等

(2) 土台の防腐・防蟻

土台に接する外壁の下端には水切りを設け、土台は次のいずれかの防腐措置を行うこと。

a. 土台にヒノキ、ヒバ等を使用

b. K3 相当以上の防腐・防蟻処理

(3) 浴室・脱衣室の防水

浴室の軸組・床組・天井、脱衣室の軸組・床組は、次のいずれかの防水措置又は(1)外壁の軸組などの防腐防止措置を行うこと。

- a. 防水上有効な仕上げを施したもの
- b. 浴室は浴室ユニットとするもの

(4) 地盤の防蟻

基礎の内側及び束石などの周囲の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を行うこと。

- a. 鉄筋コンクリート造のべた基礎又はこれに順ずるもの
- b. 有効な土壌処理

(5) 基礎の高さ

地面からの基礎上端までの高さを400mm以上とすること。

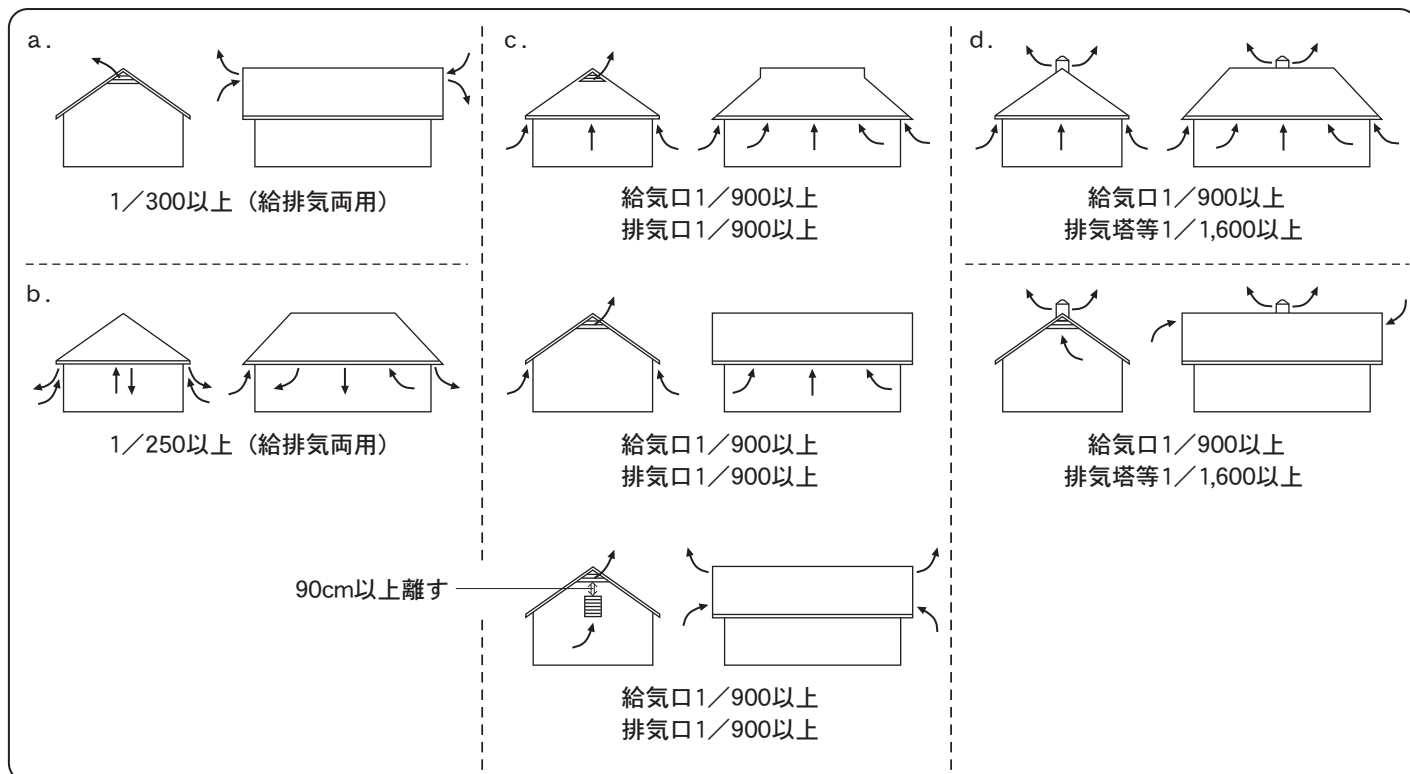
(6) 床下の防湿・換気

床下部分に、次の両方の措置を行うこと。

- a. 厚さ60mm以上のコンクリート、又は厚さ0.1mm以上の防湿フィルムなどで覆う
- b. 以下のいずれか
 - ① 壁の長さ4m以下毎に有効面積300cm²以上の換気口を設置
 - ② 壁の全周にわたって壁の長さ1m当たり有効面積75cm²以上の換気口（ねこ土台）を設置

(7) 小屋裏の換気

以下のいずれかの換気措置を行うこと。



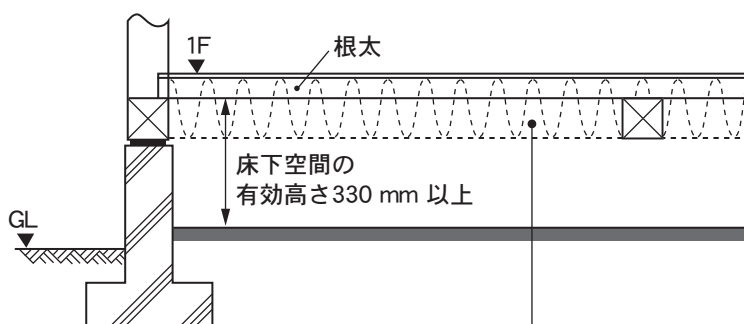
(8) 構造部材等(建築基準法)

建築基準法の劣化の軽減に関する項目(施行令第7条、第41条、第49条)を満たすこと。

(9) 床下・小屋裏点検措置

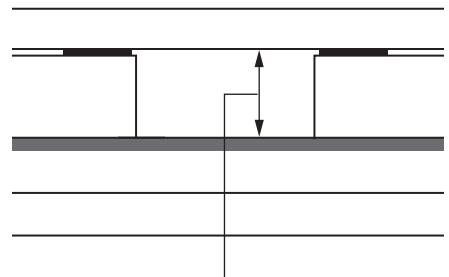
小屋裏・床下部分に以下の全ての項目を満たすこと。

- a. 床下空間毎に点検口を設置すること
- b. 小屋裏空間毎に点検口を設置すること
- c. 床下空間の高さが有効で330mm以上確保されていること



点検に支障のない断熱材や
大引き等の突出部分は除く

床下空間の有効高さ



人通口の高さは、くぐれるならば
330mm以上でなくてもよい

人通口の高さ

2 耐震性

住宅は、地震、暴風、積雪など、さまざまな力の影響を受けます。これらの力の影響が大きくなると、次第に損傷を受けたり、最後には壊れたりして、財産としての価値を失ったり、居住者の生命が脅かされてしまうことがあります。

ここでは、柱や梁、主要な壁、基礎などの構造躯体の強さを評価し、地震、暴風、積雪の3種類の力の作用がどの程度大きくなるまで損傷を受けたり壊れたりしないかを、設計内容説明書と図書で表示することとしています。

耐震性（構造躯体の倒壊等防止） （耐震等級2以上）

耐震等級については、倒壊等防止、損傷防止のいずれも、等級1～3の3ランク評価・表示がなされることとなっており、等級2は建築基準法の地震による力の1.25倍以上、等級3は同じく1.5倍以上の力の作用に対して、所要の性能を有すべきこととされています。このうち長期優良住宅の認定には「倒壊等防止」の事項について等級2以上を確保することが求められています。

日本住宅性能表示基準の概要

●耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

1. 構造の安定 に関すること	表 示 事 項	等級	結 果
	1-1 耐震等級 (構造躯体の 倒壊等防止)		地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
		3	極めて稀に、(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2	極めて稀に、(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度

- ・数百年に一度発生する地震とは、震度6強～震度7程度（地表の加速度で400ガル程度）を想定しています。これは関東大震災の震源に近い小田原で観測された地震に相当します。
- ・等級3では、その1.5倍の地震力（600ガル程度）でも構造躯体が倒壊しない程度をいいます。
- ・「倒壊、崩壊等しない程度」とは、人命が損なわれるような壊れ方をしない程度であることを指します。

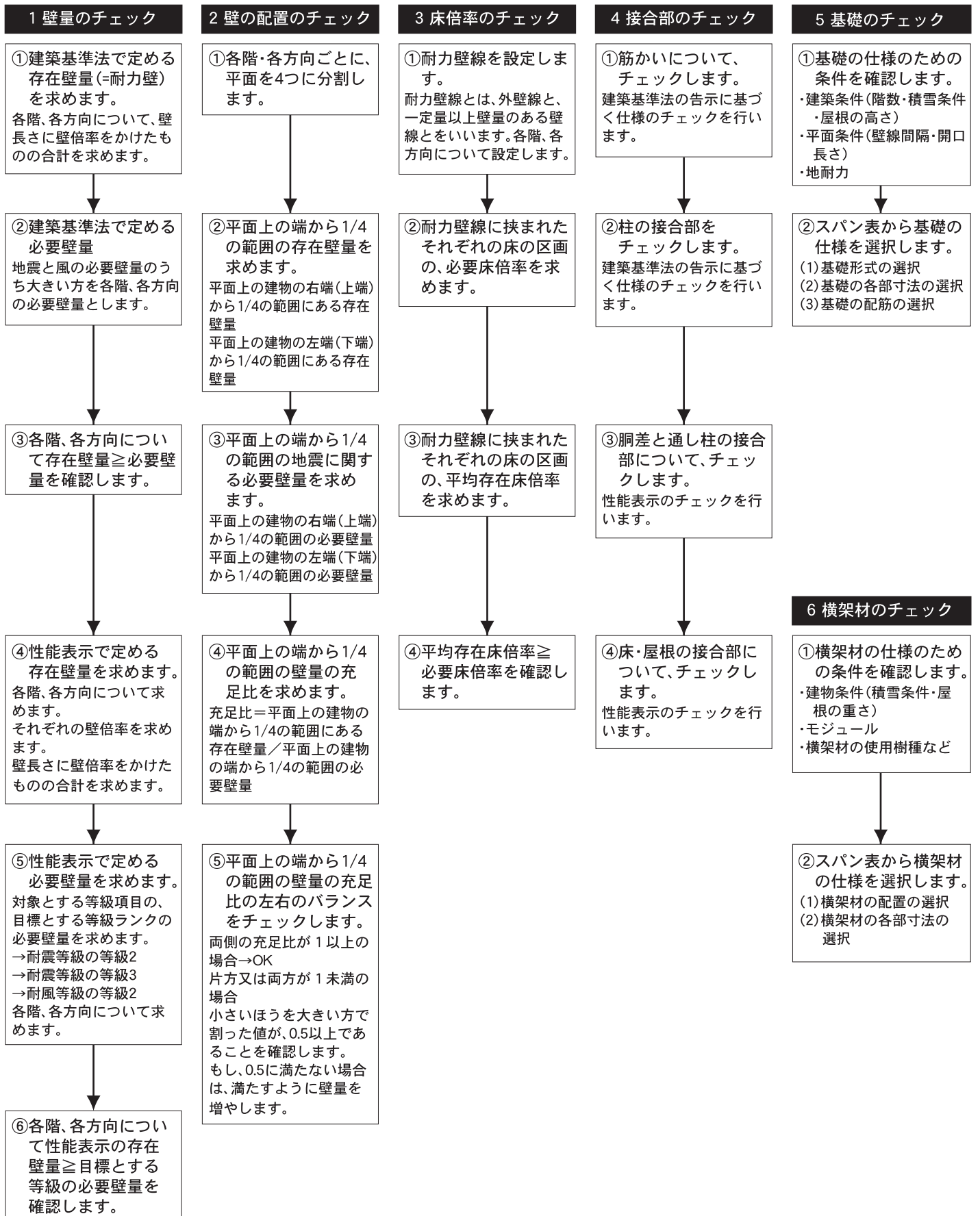
解 説

「1.25及び1.5という倍率」

公共建築物は、その重要性や利用方法によって、構造躯体の耐震強度が定められています。

地震などの災害時に重要な役割を果たす建物、たとえば病院や消防署といった災害時の拠点として機能する施設は大地震の1.5倍、学校・避難場所に指定されている施設などは大地震の1.25倍の地震でも、倒壊したり崩壊しないよう設計することが定められています。

d. 階数が2以下の木造の建築物における基準の概要



4 維持管理・更新の容易性

住宅の重要な設備である給排水管・給湯管は、内外装などで隠されてしまうことが多いため、あらかじめ工夫をしておかないと、漏水などの事故が発生した場合の点検や補修が困難となるなど、日常の維持管理に支障をきたすことがあります。

「1.構造躯体等の劣化対策」では比較的耐用期間が長い部位のうち構造躯体に着目して、材料の劣化の進行を遅らせる対策を確認しますが、ここでは、比較的耐用期間が短い部位のうち給排水管・給湯管に着目して、点検や清掃、補修のしやすさを確認します。

維持管理・更新の容易性（専用配管）

（維持管理対策等級3）

一戸建ての住宅の配管について、維持管理のしやすさを評価するものです。

ここで取り上げている対策には、次のものがあります。

a. 構造躯体を傷めないで点検及び補修を行うための対策

例）配管が貫通部を除き、コンクリートに埋め込まれていないこと

b. 構造躯体も仕上げ材も傷めないで点検、清掃を行うための対策

例）適切な点検のための開口や掃除口が設けられていること

ここでは、上記の a. b. 双方の対策を講じたものを等級3としています。

日本住宅性能表示基準の概要

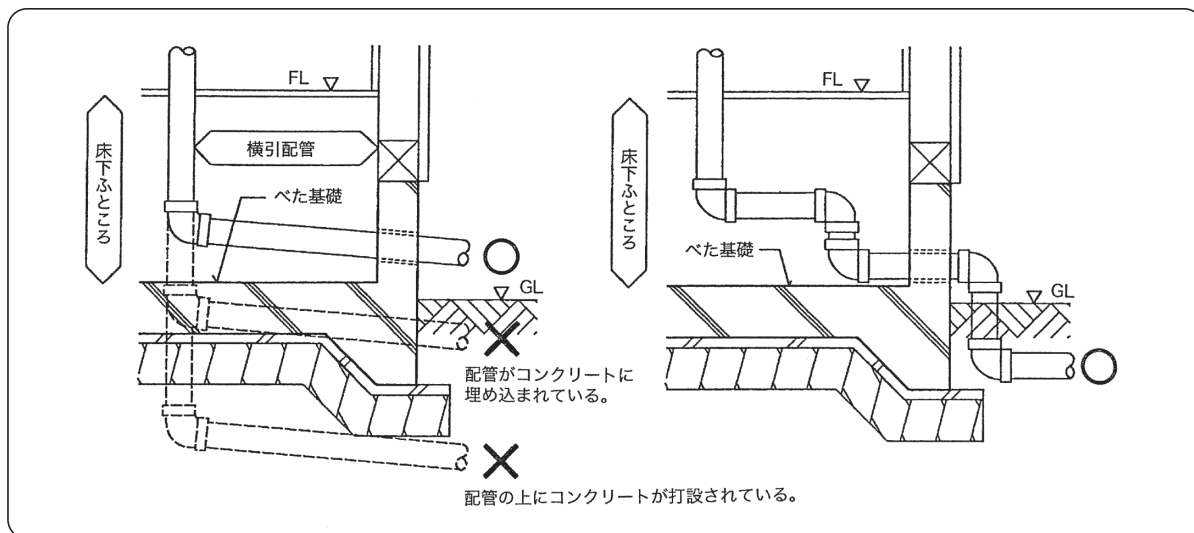
	表示事項	等級	結果
4. 維持管理への配慮に関すること	4-1 維持管理対策 等級 (専用配管)		専用の給排水管・給湯管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするための必要な対策
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にするための必要な対策が講じられている

●専用配管の等級評価解説

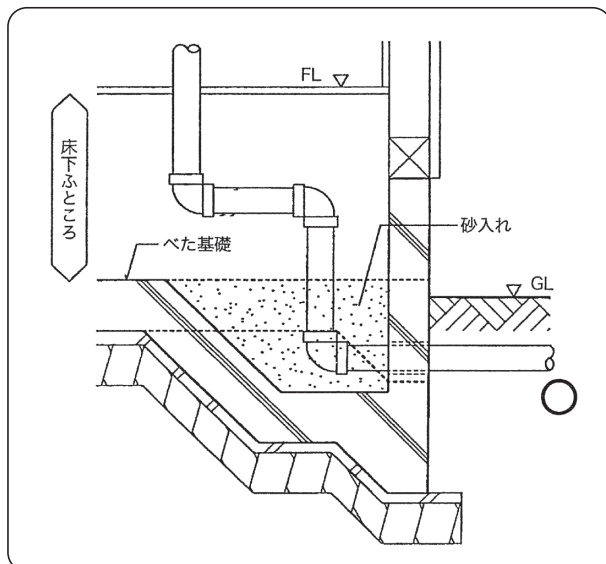
等級	対策の程度	具体的対策
等級3	日常的な点検・清掃の際は、仕上げ材や構造躯体を傷めることがありません。また、補修については、仕上げ材を傷めることがあっても容認されます。	・給排水管・給湯管と設備機器との接合部が露出、または点検口がある。 ・給水管・給湯管のバルブ、ヘッダーが露出、または点検口がある。 ・排水管の掃除口、トラップが露出、または点検口がある。 ・コンクリート内への埋め込み配管がない。 ・地中埋め込み管の上にコンクリートの打設がない。(サヤ管工法を除く) (条例等の規定により、凍結防止のため配管埋設が定められている地域を除く) ・排水管の内面が平滑であり、かつ清掃に影響を及ぼすようなたわみ、抜け等がないように設置されている。

解説

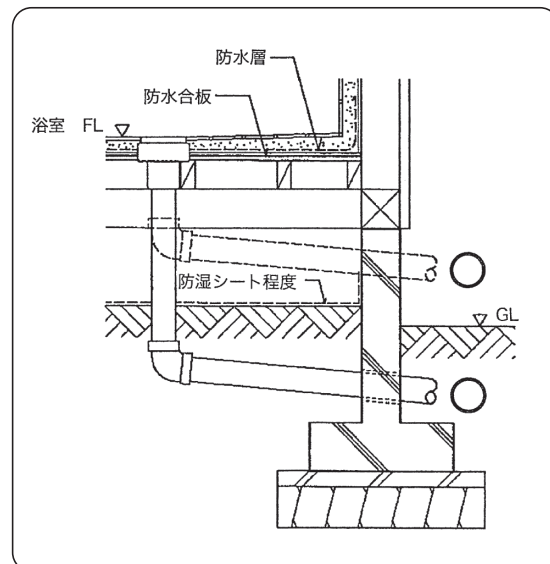
- ①「評価対象設備配管」 評価対象住戸の専用の排水管、給水管・給湯管をいう。
- ②「専用配管」 給水管にあっては、各住宅の水道メーターから給水栓又は設備機器との接続部までの配管を、排水管にあっては、排水口から敷地内最終ますとの接続部までの配管をいう。
- ③「維持管理」 評価対象設備配管の全面的な交換が必要となるまでの期間内に実施される点検、清掃及び補修をいう。
- ④「点検」 排水管、給水管・給湯管に事故が発生した場合における当該箇所の確認をいう。
- ⑤「清掃」 排水管内の滞留物及び付着物の除去をいう。
- ⑥「補修」 排水管、給水管・給湯管に事故が発生した場合における当該箇所の修理及び配管、バルブ、継ぎ手等の部分の部分的な交換という。



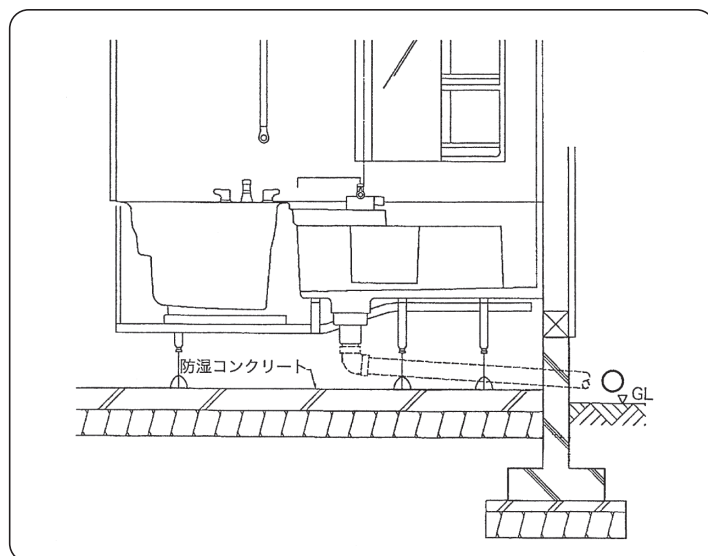
べた基礎の配管方法



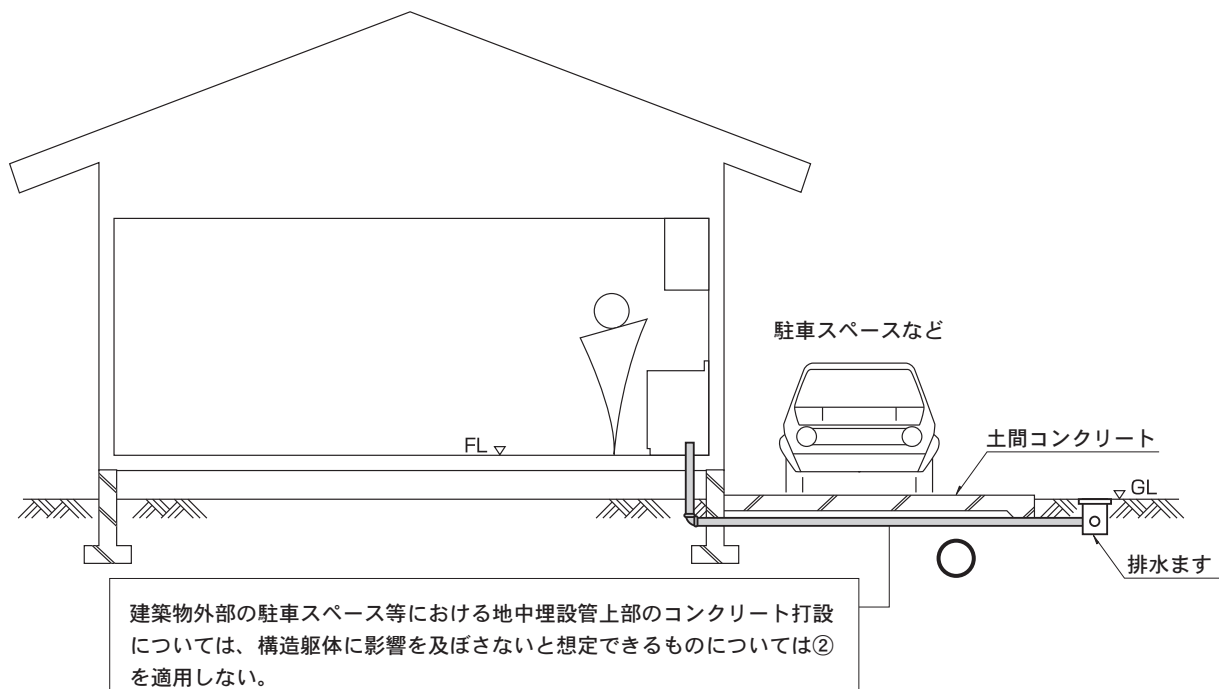
べた基礎の配管方法（基礎を切り下げた場合）



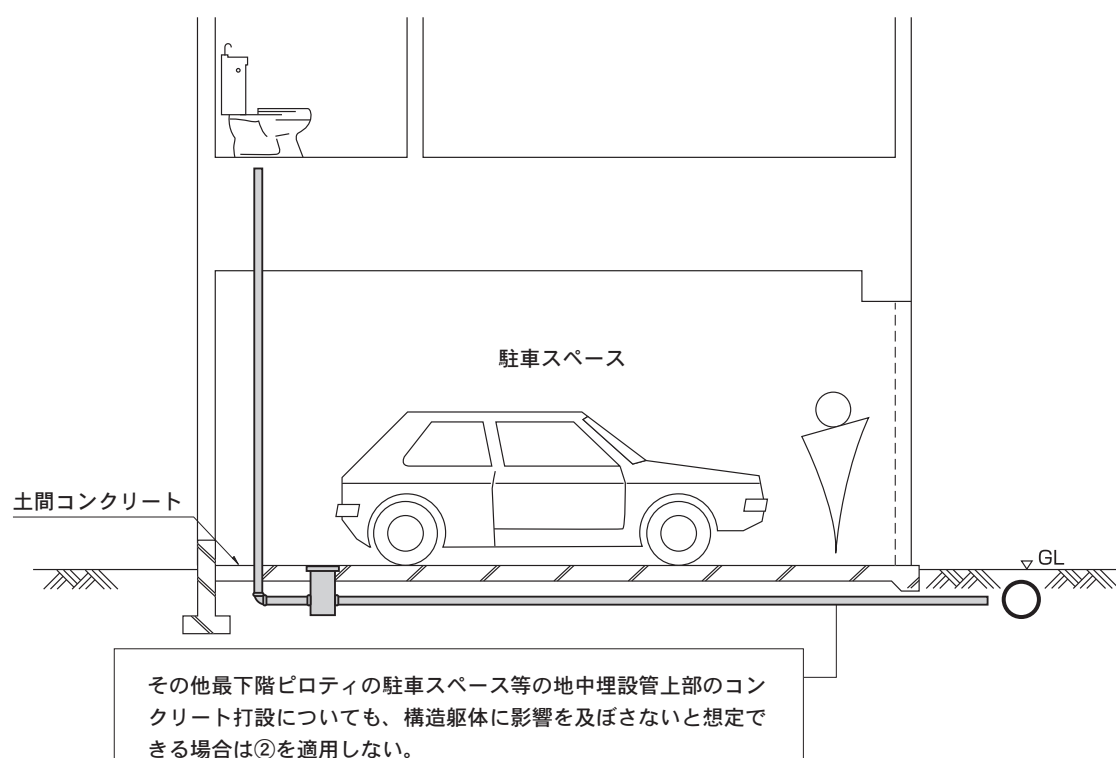
浴室下部（湿式工法）の配管方法



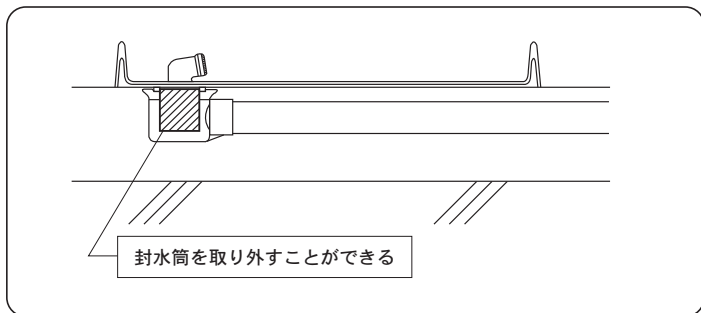
浴室下部（乾式工法：ユニットバス）の配管方法



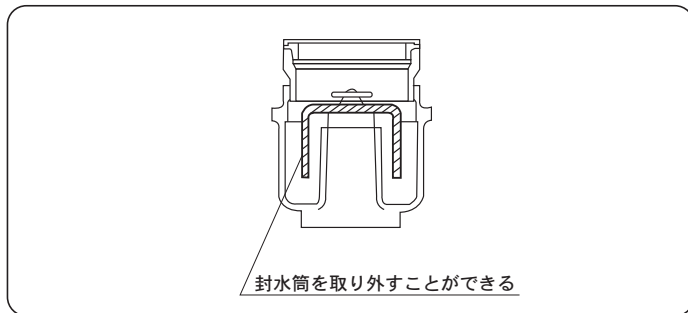
建築物外部に存する地中埋設管上部のコンクリート打設の例



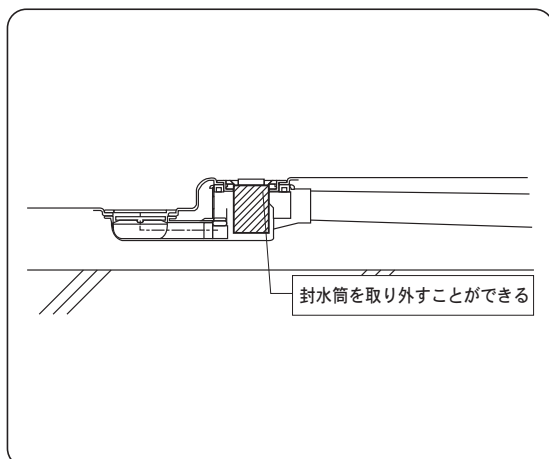
建築物内部で構造躯体に影響を及ぼさないことが想定される地中埋設管上部のコンクリート打設の例



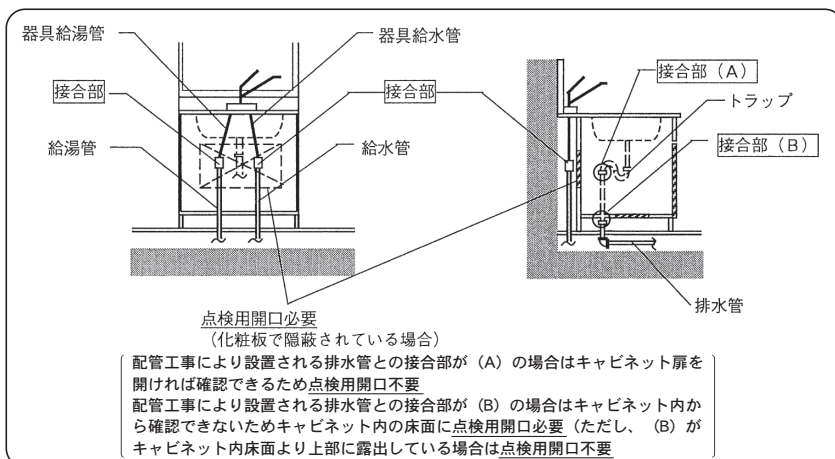
清掃が可能な措置が講じられたトラップの例（洗濯パン用）



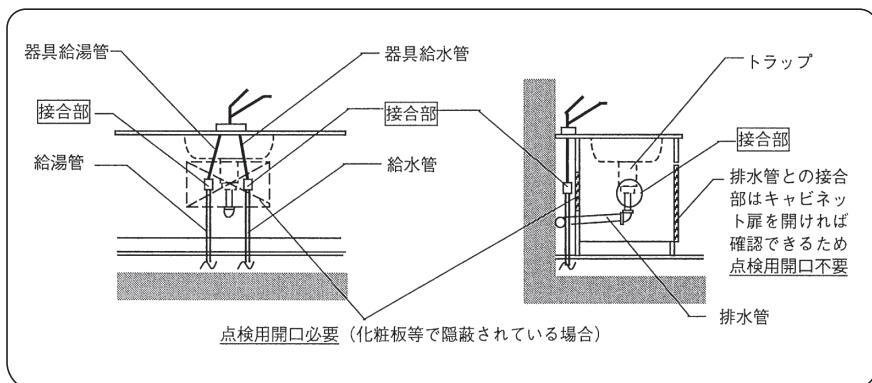
清掃が可能な措置が講じられたトラップの例（わん型トラップ）



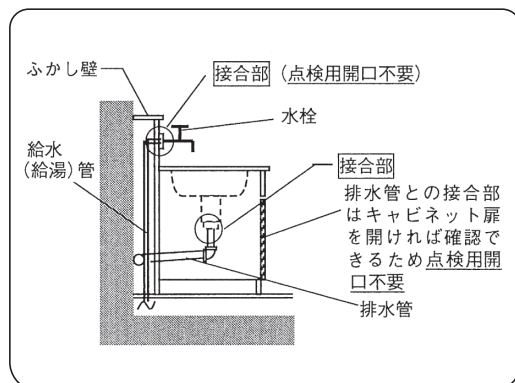
清掃が可能な措置が講じられたトラップの例
（ユニットバス）



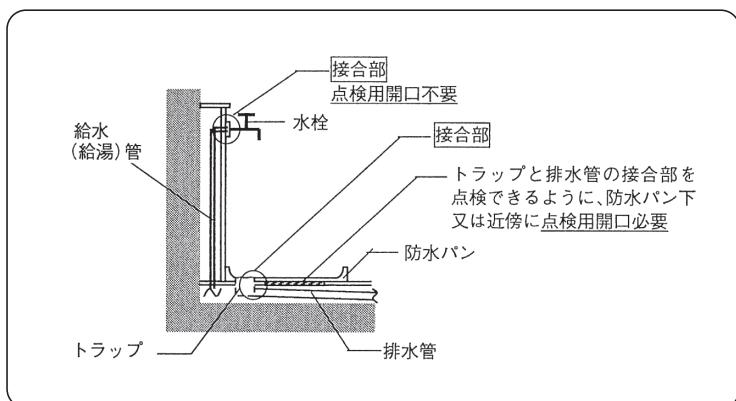
主要接合部等を点検するために必要な開口の例（洗面所）



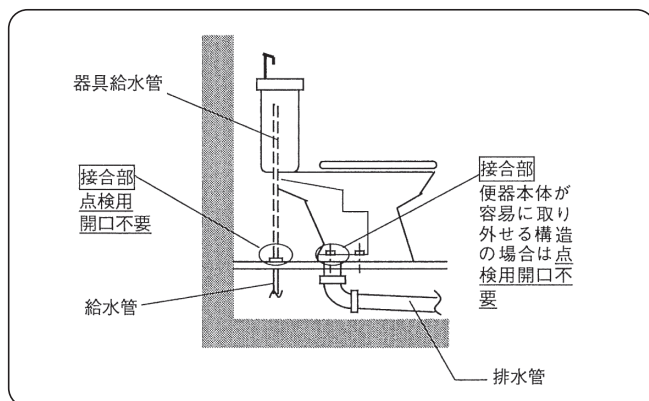
主要接合部等を点検するために必要な開口の例
（台所（流し・台水栓））



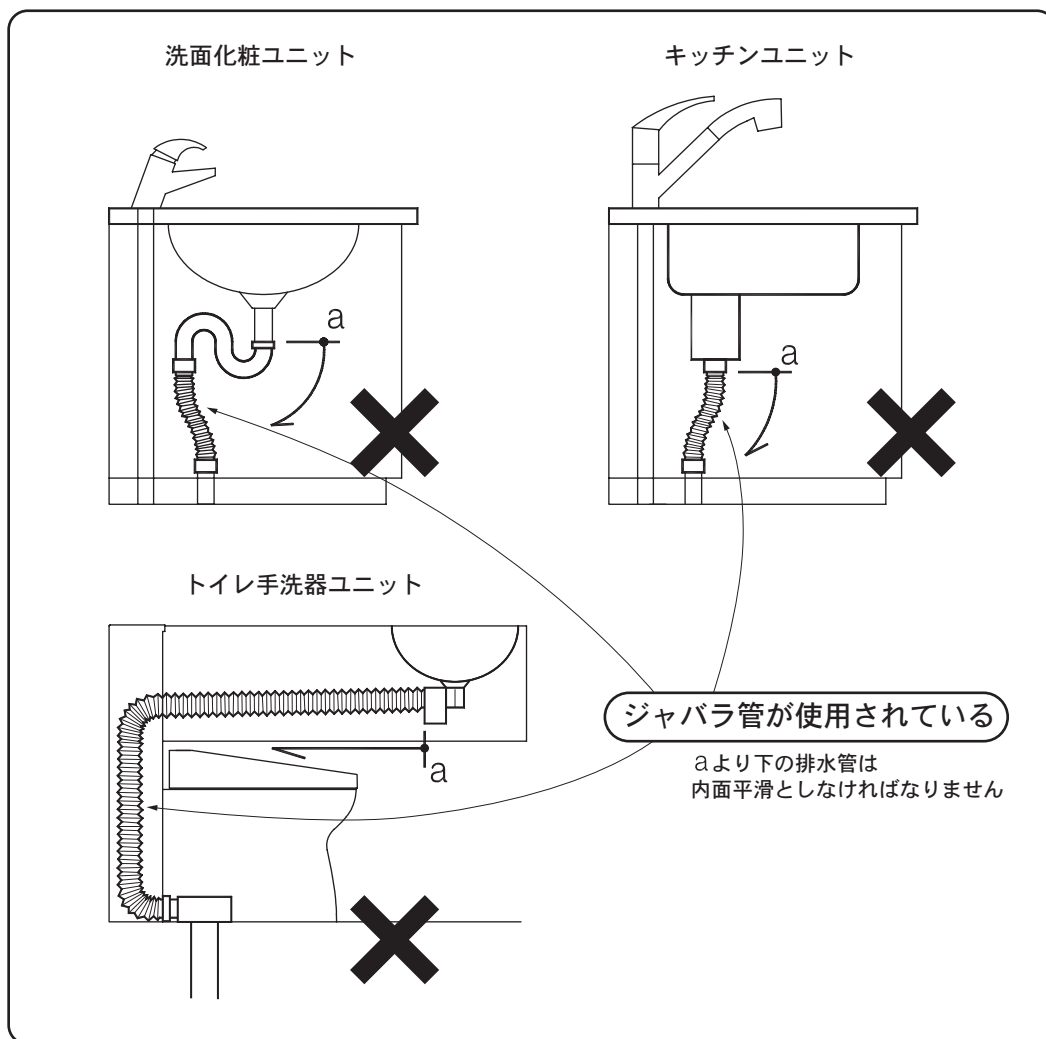
主要接合部等を点検するために必要な開口の例
（台所（壁付き水栓））



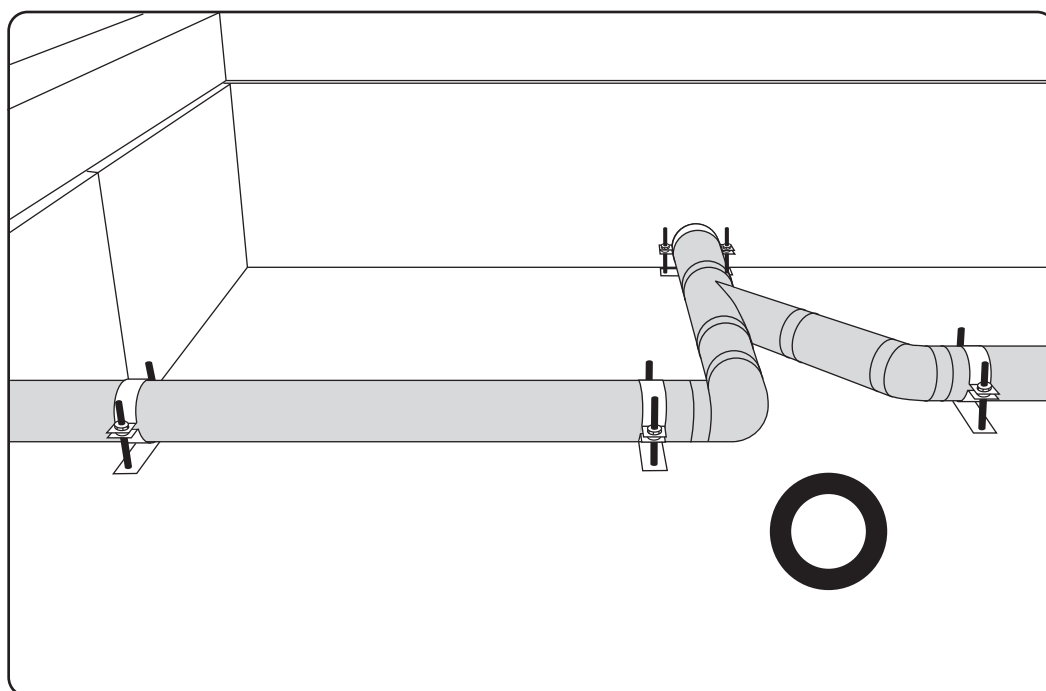
主要接合部等を点検するために必要な開口の例（洗濯機置場）



主要接合部の考え方
（便所（床給水・床排水の場合））



排水管の内面が平滑



たわみ防止

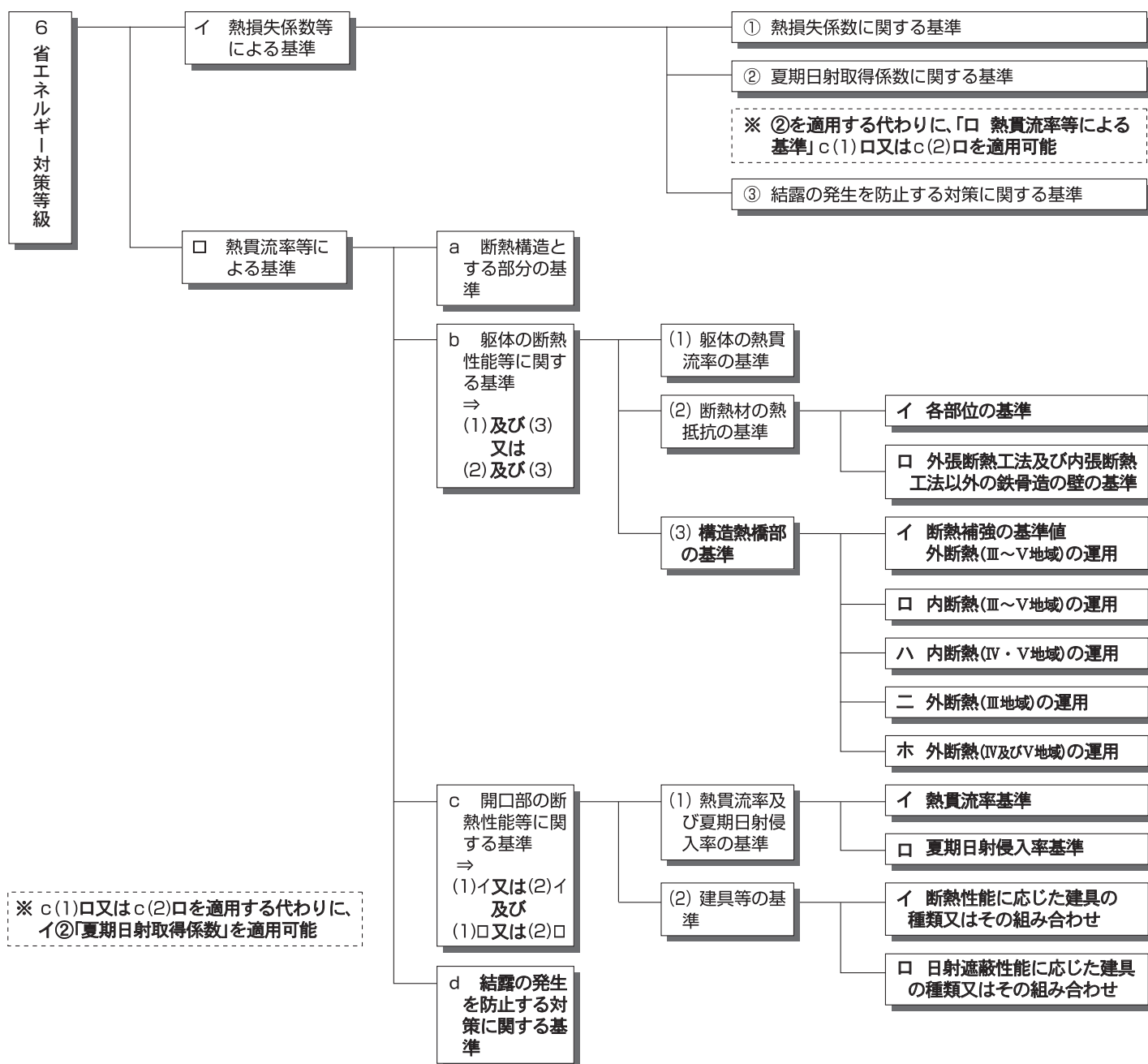
6 省エネルギー性能

住宅室内で冬期に暖かく夏期に涼しく過ごしたいとするのは自然なニーズですが、そのためには室内の温度を適切に制御することが重要な課題となります。

できる限りエネルギーの使用量を削減しつつ暖冷房を行うためには、住宅の構造躯体の断熱化などに十分な工夫を講じることが必要です。

石油や天然ガスなどの化石燃料により生み出されるエネルギーの使用を制御することは、地球温暖化の原因といわれる温室効果ガスの発生制御を図る観点からも、重要です。

基準の構成



省エネルギー性能

(省エネルギー対策等級4)

暖冷房に使用するエネルギー効率を向上させるためには暖冷房機器の性能を向上させることが重要ですが、ここでは、新築時点から対策を講じておくことがとくに重要と考えられる構造躯体の断熱・気密化、冬期の日射の採入れ効果、夏期の日射を遮蔽する対策など、住宅本体の効果について確認します。あわせて、結露の発生を抑制するための対策についても確認します。

長期優良住宅の認定においては、平成11年に制定された省エネルギー基準（通称「H11年基準」(平成21年改正)）に適合する程度のエネルギー削減が得られる対策を講じた住宅（省エネルギー対策等級4）であることが求められています。

日本住宅性能表示基準の概要

	表示事項	等級	結果
5. 温熱環境に関すること	5-1 省エネルギー対策等級	4	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度
			地域区分〔Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ〕
			エネルギーの大きな削減のための対策（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主の判断の基準に相当する程度）が講じられている

解説

〈地域の気候風土を踏まえた省エネ措置に関する基準〉

「地域区分」は全国の気象条件の違いに応じて大きく6つの地域に分け、市町村界により設定しているものです。地域によって同じ等級でも発泡ウレタンの厚さ等、対策の程度が異なります。

温熱環境の評価方法について

温熱環境の評価には、3種類があります。

- (1) 要求水準による評価（年間暖冷房負荷で示された要求レベルに到達しているか否かを評価する）
- (2) 熱損失係数等による評価（建築主の判断の基準＝性能型基準）
- (3) 熱貫流率等による評価（設計および施工の指針＝仕様型基準）

温熱環境の評価は、このいずれかで等級を判定し、表示をすればよいことになっています。下の表は、(2)を示したものです。

(3)は、仕様型の基準ですのでその仕様を満たせば等級が判定できます。

(2) 熱損失係数等による評価 ＝ 性能型基準

評価項目	等級	Ⅰ地域	Ⅱ地域	Ⅲ地域	Ⅳ地域	Ⅴ地域	Ⅵ地域
熱損失係数 [W/m ² K]	4	1.6以下	1.9以下	2.4以下	2.7以下	2.7以下	3.7以下
夏期日射取得計数 [－]	4	0.08以下	0.08以下	0.07以下	0.07以下	0.07以下	0.06以下
壁体内の防露性	4	a) 室内側の防湿気密層(繊維系断熱材) b) 外壁と屋根(屋根断熱の場合)における通気層などの排湿装置 c) 熱橋となる部分については、熱損失の低減及び結露防止のため断熱補強					

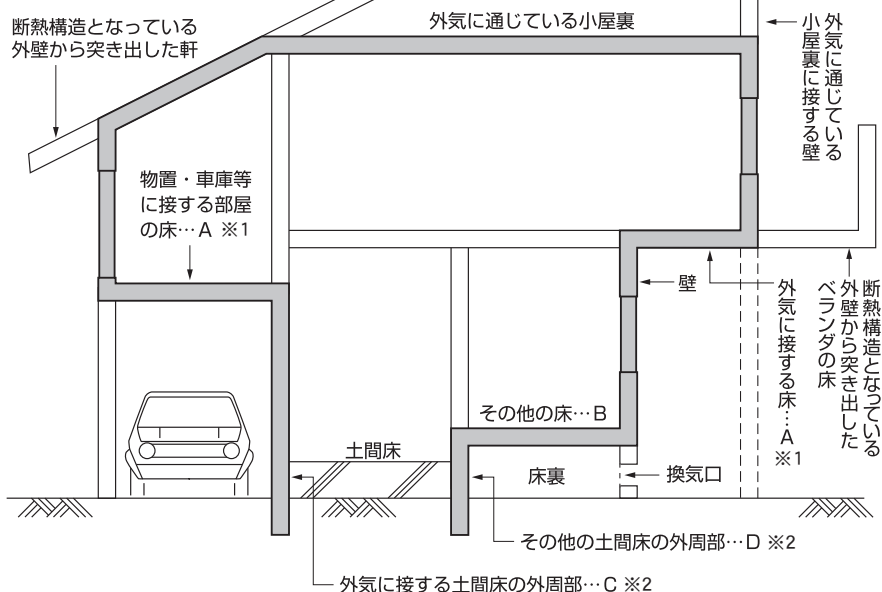
(3) 熱貫流率等による評価 = 仕様型基準 (断熱材の熱抵抗の基準値)

●断熱構造とする部分の基準

(凡例) 熱貫流率の基準値又は断熱材の熱抵抗の基準値

床	外気に接する部分	A
	その他の部分	B
土間床等の外周	外気に接する部分	C
	その他の部分	D

断熱構造とする部分



※1 延床面積の5%以下の部分については床の「その他の部分」とみなすことができます。

※2 玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分を除きます。

断熱構造とする部分 (等級4の場合)

●躯体の断熱性能等に関する基準

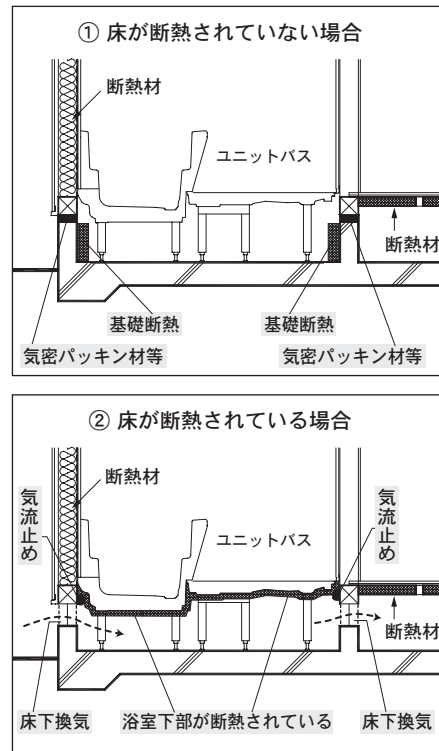
木造住宅で充填断熱工法の場合

等級4の基準 (Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ地域)

断熱材の 施工法	部 位	断熱材の 熱抵抗値※	断 熱 材 の 厚 さ (単位: mm)						
			A-1	A-2	B	C	D	E	
充填 断熱工法	屋 根	4.6	240	230	210	185	160	130	
	天 井	4.0	210	200	180	160	140	115	
	壁	2.2	115	110	100	90	75	65	
	床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95
		その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65
	土間床等 の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15
外張 断熱工法	屋 根 又 は 天 井	4.0	210	200	180	160	140	115	
	壁	1.7	90	85	80	70	60	50	
	床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70
		その他の部分	—	—	—	—	—	—	—
	土間床等 の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15

※単位: $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$

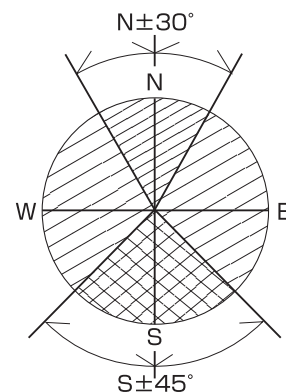
浴室下部の断熱



※ユニットバス型の浴室下部の床に相当する部分が断熱されている場合には、壁・床等との取合部に適切に気流止めが設置され、床下換気を確保することで土間床部分の断熱を施さなくてもよい。

●開口部の日射遮蔽の基準

等級4の基準 (Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地域のみ)



等級4の場合は全方位が
日射遮蔽対策が必要です。

- 日射遮蔽対策の必要な範囲のうち、比較的基準の緩い範囲です
- 日射遮蔽対策の必要な範囲のうち、附属部材のみ有効な範囲です
- 日射遮蔽対策の必要な範囲のうち、附属部材及び庇、軒等が有効な範囲です

断熱材の種類と断熱材の熱抵抗値から必要断熱材厚さを求める表

《計算式》 熱抵抗の値を得るための断熱材の最低厚さ (d) (単位 mm)
$$d = \lambda \times R_c \times 1000$$

λ (W/(m・K)) : 熱伝導率
 R_c ((m²・K)/W) : 熱抵抗の値

d (mm) : 熱抵抗の値を得るための断熱材の最低厚さ

		熱伝導率 λ 単位: W/(m・K)																											
		0.052	0.051	0.050	0.049	0.047	0.045	0.044	0.043	0.042	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.024	0.023	0.022		
熱抵抗値 Rc (㎡・K/W)	0.2	11	11	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	5	5	5		
	0.3	16	16	15	15	15	14	14	13	13	12	12	12	12	11	11	11	10	10	9	9	9	9	8	8	7	7		
	0.4	21	21	20	20	19	18	18	18	17	16	16	16	15	15	14	14	14	13	12	12	12	11	11	10	10	9		
	0.5	26	26	25	25	24	23	22	22	21	20	20	19	19	18	18	17	17	16	15	15	14	14	13	12	12	11		
	0.6	32	31	30	30	29	27	27	26	26	24	24	23	23	22	21	21	20	20	18	18	17	17	16	15	14	14		
	0.7	37	36	35	35	33	32	31	31	30	28	28	27	26	26	25	24	24	23	21	21	20	19	19	17	17	16		
	0.8	42	41	40	40	38	36	36	35	34	32	32	31	30	29	28	28	27	26	24	24	23	22	21	20	19	18		
	0.9	47	46	45	45	43	41	40	39	38	36	36	35	34	33	32	31	30	29	27	27	26	25	24	22	21	20		
	1.0	52	51	50	49	47	45	44	43	42	40	39	38	37	36	35	34	33	32	30	29	28	27	26	24	23	22		
	1.1	58	57	55	54	52	50	49	48	47	44	43	42	41	40	39	38	37	36	33	32	31	30	29	27	26	25		
	1.2	63	62	60	59	57	54	53	52	51	48	47	46	45	44	42	41	40	39	36	35	34	33	32	29	28	27		
	1.4	73	72	70	69	66	63	62	61	59	56	55	54	52	51	49	48	47	45	42	41	40	38	37	34	33	31		
	1.5	78	77	75	74	71	68	66	65	63	60	59	57	56	54	53	51	50	48	45	44	42	41	39	36	35	33		
	1.7	89	87	85	84	80	77	75	74	72	68	67	65	63	62	60	58	57	55	51	50	48	46	45	41	40	38		
	1.8	94	92	90	89	85	81	80	78	76	72	71	69	67	65	63	62	60	58	54	53	51	49	47	44	42	40		
	2.0	104	102	100	98	94	90	88	86	84	80	78	76	74	72	70	68	66	64	60	58	56	54	52	48	46	44		
	2.1	110	108	105	103	99	95	93	91	89	84	82	80	78	76	74	72	70	68	63	61	59	57	55	51	49	47		
	2.2	115	113	110	108	104	99	97	95	93	88	86	84	82	80	77	75	73	71	66	64	62	60	58	53	51	49		
	2.3	120	118	115	113	109	104	102	99	97	92	90	88	86	83	81	79	76	74	69	67	65	63	60	56	53	51		
	2.5	130	128	125	123	118	113	110	108	105	100	98	95	93	90	88	85	83	80	75	73	70	68	65	60	58	55		
	2.6	136	133	130	128	123	117	115	112	110	104	102	99	97	94	91	89	86	84	78	76	73	71	68	63	60	58		
	2.7	141	138	135	133	127	122	119	117	114	108	106	103	100	98	95	92	90	87	81	79	76	73	71	65	63	60		
	2.9	151	148	145	143	137	131	128	125	122	116	114	111	108	105	102	99	96	93	87	85	82	79	76	70	67	64		
	3.0	156	153	150	147	141	135	132	129	126	120	117	114	111	108	105	102	99	96	90	87	84	81	78	72	69	66		
	3.1	162	159	155	152	146	140	137	134	131	124	121	118	115	112	109	106	103	100	93	90	87	84	81	75	72	69		
	3.2	167	164	160	157	151	144	141	138	135	128	125	122	119	116	112	109	106	103	96	93	90	87	84	77	74	71		
	3.3	172	169	165	162	156	149	146	142	139	132	129	126	123	119	116	113	109	106	99	96	93	90	86	80	76	73		
	3.5	182	179	175	172	165	158	154	151	147	140	137	133	130	126	123	119	116	112	105	102	98	95	91	84	81	77		
	3.6	188	184	180	177	170	162	159	155	152	144	141	137	134	130	126	123	119	116	108	105	101	98	94	87	83	80		
	3.8	198	194	190	187	179	171	168	164	160	152	149	145	141	137	133	130	126	122	114	111	107	103	99	92	88	84		
	4.0	208	204	200	196	188	180	176	172	168	160	156	152	148	144	140	136	132	128	120	116	112	108	104	96	92	88		
	4.1	214	210	205	201	193	185	181	177	173	164	160	156	152	148	144	140	136	132	123	119	115	111	107	99	95	91		
	4.2	219	215	210	206	198	189	185	181	177	168	164	160	156	152	147	143	139	135	126	122	118	114	110	101	97	93		
4.5	234	230	225	221	212	203	198	194	189	180	176	171	167	162	158	153	149	144	135	131	126	122	117	108	104	99			
4.6	240	235	230	226	217	207	203	198	194	184	180	175	171	166	161	157	152	148	138	134	129	125	120	111	106	102			
5.0	260	255	250	245	235	225	220	215	210	200	195	190	185	180	175	170	165	160	150	145	140	135	130	120	115	110			
5.2	271	266	260	255	245	234	229	224	219	208	203	198	193	188	182	177	172	167	156	151	146	141	136	125	120	115			
5.5	286	281	275	270	259	248	242	237	231	220	215	209	204	198	193	187	182	176	165	160	154	149	143	132	127	121			
5.7	297	291	285	280	268	257	251	246	240	228	223	217	211	206	200	194	189	183	171	166	160	154	149	137	132	126			
6.0	312	306	300	294	282	270	264	258	252	240	234	228	222	216	210	204	198	192	180	174	168	162	156	144	138	132			
6.6	344	337	330	324	311	297	291	284	278	264	258	251	245	238	231	225	218	212	198	192	185	179	172	159	152	146			
住宅用グラスウール				10K			16K			20K					24K		32K												
高性能グラスウール															16K		24K	32K	40K	48K									
吹込み用グラスウール		GW-1 GW-2 (※)									30K 35K																		
住宅用ロックウール													マット フェルト		ボード														
吹込み用ロックウール						25K						65K																	
A種ビーズ法 ポリスチレンフォーム保温板									4号		3号			2号	1号		特号												
A種押出法 ポリスチレンフォーム保温板											1種						2種					3種							
A種硬質 ウレタンフォーム保温板																				1種	2種 4号	2種 3号		2種 2号	2種 1号				
建築物断熱用吹付け硬質 ウレタンフォーム											A種3								A種1 A種2										
A種ポリエチレンフォーム 保温板											1種 1号 1種 2号			2種			3種												
A種フェノールフォーム 保温板															2種 1号	3種 1号 3種 2号	2種 2号				2種 3号					1種 1号 1種 2号			
吹込み用 セルローズファイバー											25K 45K 55K																		
断熱材のグループ		A-1	A-2			B					C					D					E				F				

※GW-1は施工密度13K、GW-2は施工密度18K ※K=kg/m³ (密度)

●開口部の評価の方法について

開口部の評価には、(1)熱貫流率と夏期日射侵入率の基準と(2)建具等の基準があります。前者は、基準値に対して、その性能を有する開口部を選択します。後者は、建具の仕様として決まります。ここでは、前者の(1)について解説します。

(1)熱貫流率と夏期日射侵入率の基準

●開口部の熱貫流率の基準

熱貫流率[W/m²K]							
等級	窓の方位	I	II	III	IV	V	VI
4	全方位	2.33	2.33	3.49	4.65	4.65	6.51

●開口部の夏期日射侵入率の基準

夏期日射侵入率[-]							
等級	窓の方位	I	II	III	IV	V	VI
4	真北±30	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55	0.60
	上記以外	0.52	0.52	0.45	0.45	0.45	0.40

《等級4の場合の検討例》

地域	IV地域
----	------

複層ガラスでないと熱貫流率の基準を満たしません

真北±30以外の方位は、夏期日射侵入率が厳しいので注意してください

室名	建具符号	面積	方位	建具の仕様	ガラスの種類	熱貫流率	2%緩和	夏期日射侵入率 η_0	日射遮蔽措置	夏期日射侵入率 η	4%緩和
和室	AW-1	1.850×1.975=3.653	南	金属製-重	複層ガラス	4.65	-	0.79	庇	0.34	-
リビング・ダイニング	AW-2	1.850×1.975=3.653	南	金属製-重	複層ガラス	4.65	-	0.79	庇	0.34	-
キッチン	AW-3	0.650×0.800=0.520	北	金属製-重	複層ガラス	4.65	適用	0.79	なし	0.79	適用
洋室	AW-4	0.945×1.550=1.464	北	金属製-重	複層ガラス	4.65	-	0.79	レースカーテン	0.53	-
リビング・ダイニング	AW-5	1.850×1.975=3.653	東	金属製-重	複層ガラス	4.65	-	0.79	内付ブラインド	0.45	-
玄関	AD-1	0.800×2.000=1.600	南	ハニカムフラッシュ構造	なし	4.65	-	-	-	-	-

床面積の2%までの開口部は、熱貫流率を満たしていなくても構いません

庇の日射遮蔽効果の検討

$Z=1.5$ 、 $Y1=0.8$ 、 $Y2=2.0$ とした

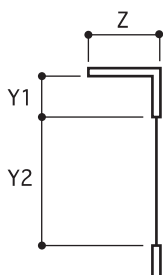
$Q_1=Y1/Z=0.8/1.5=0.53$ 、 $Q_2=(Y1+Y2)/Z=(0.8+2.0)/1.5=1.87$

日除けの補正係数表からIV地域、南だから、

$f_1=0.11$ (安全側で $Q_1=0.5$ とした)、 $f_2=0.35$ (安全側で $Q_2=2.0$ とした)、

$f_c=(f_2 \times (Y1+Y2) - f_1 \times Y1) / Y2 = (0.35 \times (0.8+2.0) - 0.11 \times 0.8) / 2.0 = 0.44$

$\eta = f_c \times \eta_0 = 0.44 \times 0.79 = 0.34 < 0.45$



Z: 軒先から窓面までの水平距離

Y1: 軒天井から窓上枠までの垂直距離

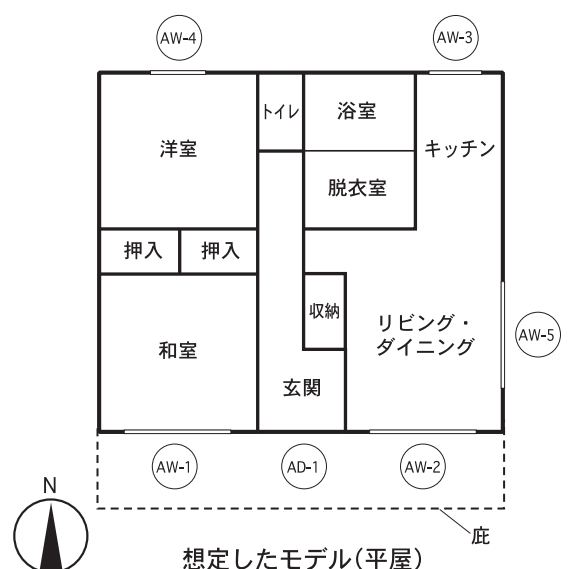
Y2: 窓上枠から窓下枠までの垂直距離

真北±30以外の方位は、高性能日射遮蔽ガラスを使用しない限り、付属部材の設置又は庇の日射遮蔽の検討が必要になると考えてください

4%緩和の検討

$72.9\text{m}^2 \times 0.04 = 2.92\text{m}^2 > 0.52\text{m}^2$

床面積の4%まで、夏期日射侵入率の緩和を受けることができます ※トップライトを除く



●参考 ガラスの日射侵入率 η

ガラスの仕様	空気層	ガラス面の η 値				
		日射遮蔽物等の種類				
		なし	レースカーテン	内付ブラインド	紙障子	外付ブラインド
普通二層複層ガラス	12mm	0.71	0.50	0.44	0.38	0.16
普通複層ガラス	12mm	0.79	0.53	0.45	0.38	0.17
低放射複層ガラスA	12mm	0.75	0.55	0.49	0.44	0.16
低放射複層ガラスB	12mm	0.62	0.48	0.43	0.39	0.15
低放射複層ガラスC	12mm	0.59	0.47	0.43	0.40	0.14
低放射複層ガラスA	6mm	0.74	0.53	0.47	0.42	0.16
低放射複層ガラスB	6mm	0.61	0.46	0.41	0.37	0.15
低放射複層ガラスC	6mm	0.58	0.45	0.41	0.37	0.14
遮熱複層ガラスA	6mm	0.50	0.37	0.33	0.29	0.12
遮熱複層ガラスB	6mm	0.42	0.32	0.29	0.26	0.11
遮熱複層ガラスC	6mm	0.55	0.39	0.35	0.30	0.13
普通単板ガラス	—	0.88	0.56	0.46	0.38	0.19
熱線反射ガラス2種	—	0.55	0.41	0.36	0.32	0.13
熱線反射ガラス3種	—	0.35	0.31	0.28	0.26	0.10

●参考 開口部の熱貫流率 U

建具の構成			計算に用いる 熱貫流率W/m ² K [kcal/(m ² ・h・℃)]
建具の仕様		ガラスの仕様	
窓・引戸・ 框ドア	(一重)木製または プラスチック製	低放射複層(A12)	2.33[2.0]
		三層複層(A12×2)	2.33[2.0]
		複層(A12)	2.91[2.5]
		複層(A6)	3.49[3.0]
	(一重)金属・プラスチッ ク(木)複合構造製	低放射複層(A12)	2.33[2.0]
		低放射複層A6)	3.49[3.0]
		複層(A10～A12)	3.49[3.0]
		複層(A6)	4.07[3.5]
	(一重)金属製熱遮断構造	低放射複層(A12)	2.91[2.5]
		低放射複層(A6)	3.49[3.0]
複層(A10～A12)		3.49[3.0]	
複層(A6)		4.07[3.5]	
(一重)金属製	低放射複層(A6)	4.07[3.5]	
	複層(A6)	4.65[4.0]	
	単板2枚(A12以上)	4.07[3.5]	
	単板2枚(A12未満)	4.65[4.0]	
	単板	6.51[5.6]	
窓・引戸	(二重)金属製+プラスチッ ク(木)製	単板+複層(A12)	2.33[2.0]
		単板+単板	2.91[2.5]
	(二重)金属製+金属製 (枠中間部熱遮断構造)	単板+単板	3.49[3.0]
ドア	木製断熱積層構造	低放射複層(A12)	2.33[2.0]
		三層複層(A12×2)	2.33[2.0]
		複層(A12)	2.91[2.5]
	金属製高断熱構造 扉:断熱フラッシュ構造 辺縁部等熱遮断構造 枠:熱遮断構造	低放射複層(A12)	2.33[2.0]
		複層(A12)	2.91[2.5]
	木製 扉:木製、枠:金属製	複層(A6)	4.65[4.0]
	金属製 扉:断熱材充填フラッシュ構造	複層(A6)	4.07[3.5]
	金属製 扉:ハニカムフラッシュ構造	複層(A6)	4.65[4.0]

●参考 日除けの補正係数 f_1, f_2

Q_1 又は Q_2	I 地域					II 地域					III 地域				
	南	南西	西	北西	北	南	南西	西	北西	北	南	南西	西	北西	北
0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.4	0.08	0.07	0.10	0.13	0.18	0.10	0.09	0.11	0.15	0.19	0.10	0.10	0.12	0.15	0.19
0.5	0.09	0.09	0.13	0.17	0.22	0.12	0.12	0.15	0.18	0.23	0.12	0.12	0.15	0.18	0.23
0.6	0.11	0.11	0.17	0.20	0.26	0.14	0.14	0.18	0.22	0.27	0.14	0.14	0.19	0.22	0.27
0.7	0.13	0.14	0.20	0.24	0.29	0.16	0.16	0.21	0.25	0.31	0.16	0.17	0.22	0.25	0.30
0.8	0.14	0.16	0.24	0.27	0.33	0.18	0.19	0.25	0.28	0.34	0.18	0.20	0.26	0.29	0.34
1.0	0.17	0.21	0.30	0.33	0.39	0.21	0.24	0.31	0.34	0.40	0.22	0.25	0.32	0.35	0.40
1.2	0.19	0.26	0.36	0.39	0.44	0.23	0.29	0.37	0.40	0.46	0.25	0.30	0.38	0.40	0.45
1.4	0.21	0.32	0.42	0.43	0.49	0.26	0.34	0.42	0.44	0.50	0.29	0.35	0.43	0.45	0.50
1.6	0.24	0.37	0.46	0.48	0.53	0.28	0.38	0.46	0.49	0.54	0.33	0.39	0.47	0.49	0.54
1.8	0.27	0.41	0.51	0.51	0.56	0.31	0.42	0.50	0.52	0.58	0.36	0.44	0.51	0.52	0.57
2.0	0.30	0.45	0.54	0.55	0.59	0.34	0.46	0.54	0.55	0.61	0.39	0.47	0.55	0.56	0.60
2.5	0.37	0.54	0.61	0.61	0.65	0.41	0.54	0.61	0.62	0.67	0.46	0.55	0.62	0.62	0.66
3.0	0.44	0.60	0.66	0.66	0.69	0.47	0.60	0.66	0.67	0.71	0.51	0.61	0.67	0.67	0.71
3.5	0.50	0.65	0.70	0.70	0.73	0.53	0.65	0.70	0.70	0.74	0.55	0.66	0.71	0.71	0.74
4.0	0.56	0.69	0.74	0.73	0.76	0.58	0.68	0.73	0.73	0.77	0.59	0.69	0.74	0.74	0.77
4.5	0.60	0.72	0.76	0.76	0.78	0.62	0.71	0.76	0.76	0.79	0.63	0.72	0.76	0.76	0.79
5.0	0.64	0.74	0.78	0.78	0.80	0.65	0.74	0.78	0.78	0.81	0.66	0.75	0.78	0.78	0.81
6.0	0.70	0.78	0.82	0.81	0.83	0.71	0.78	0.81	0.81	0.84	0.71	0.79	0.82	0.81	0.84
8.0	0.77	0.83	0.86	0.85	0.87	0.78	0.83	0.85	0.85	0.88	0.78	0.84	0.86	0.86	0.87
10.0	0.81	0.86	0.89	0.86	0.89	0.82	0.86	0.88	0.88	0.90	0.82	0.87	0.89	0.88	0.90
20.0	0.91	0.93	0.94	0.94	0.94	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95
∞	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Q_1 又は Q_2	IV 地域					V 地域					VI 地域				
	南	南西	西	北西	北	南	南西	西	北西	北	南	南西	西	北西	北
0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.4	0.09	0.09	0.11	0.14	0.18	0.08	0.09	0.13	0.14	0.17	0.09	0.09	0.11	0.13	0.17
0.5	0.11	0.11	0.15	0.17	0.22	0.09	0.12	0.17	0.18	0.21	0.11	0.11	0.15	0.16	0.21
0.6	0.13	0.13	0.18	0.21	0.26	0.11	0.15	0.21	0.22	0.25	0.13	0.14	0.18	0.20	0.24
0.7	0.14	0.15	0.21	0.24	0.29	0.13	0.17	0.24	0.25	0.28	0.14	0.17	0.22	0.23	0.28
0.8	0.16	0.18	0.25	0.27	0.33	0.14	0.20	0.28	0.29	0.31	0.16	0.19	0.25	0.26	0.31
1.0	0.19	0.23	0.31	0.33	0.39	0.18	0.26	0.35	0.35	0.37	0.20	0.25	0.32	0.32	0.37
1.2	0.22	0.28	0.37	0.39	0.44	0.22	0.31	0.40	0.40	0.42	0.25	0.30	0.38	0.38	0.42
1.4	0.25	0.33	0.42	0.43	0.49	0.26	0.36	0.45	0.45	0.47	0.29	0.35	0.43	0.42	0.46
1.6	0.28	0.37	0.47	0.48	0.52	0.31	0.41	0.50	0.49	0.51	0.34	0.40	0.47	0.47	0.50
1.8	0.32	0.42	0.51	0.51	0.56	0.35	0.45	0.54	0.53	0.54	0.37	0.44	0.51	0.50	0.53
2.0	0.35	0.45	0.54	0.54	0.59	0.38	0.48	0.57	0.56	0.57	0.41	0.47	0.56	0.53	0.56
2.5	0.41	0.53	0.61	0.61	0.65	0.45	0.56	0.63	0.62	0.63	0.48	0.55	0.61	0.60	0.62
3.0	0.47	0.59	0.66	0.66	0.69	0.51	0.62	0.68	0.67	0.68	0.53	0.60	0.66	0.65	0.66
3.5	0.51	0.64	0.70	0.70	0.73	0.56	0.66	0.72	0.71	0.71	0.58	0.65	0.70	0.69	0.70
4.0	0.55	0.68	0.73	0.73	0.75	0.59	0.70	0.75	0.74	0.74	0.61	0.69	0.74	0.72	0.73
4.5	0.59	0.71	0.76	0.75	0.78	0.63	0.73	0.78	0.76	0.76	0.65	0.72	0.76	0.75	0.75
5.0	0.62	0.74	0.78	0.77	0.79	0.65	0.76	0.80	0.78	0.78	0.67	0.74	0.78	0.77	0.77
6.0	0.68	0.78	0.81	0.81	0.83	0.70	0.79	0.83	0.81	0.81	0.72	0.78	0.82	0.80	0.80
8.0	0.75	0.83	0.86	0.85	0.86	0.76	0.84	0.87	0.86	0.85	0.77	0.83	0.86	0.85	0.84
10.0	0.80	0.86	0.88	0.88	0.89	0.81	0.87	0.89	0.88	0.88	0.81	0.86	0.89	0.87	0.87
20.0	0.90	0.93	0.94	0.94	0.94	0.90	0.93	0.94	0.94	0.94	0.90	0.93	0.94	0.93	0.93
∞	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

●地域区分の確認

(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準)

- ・「温熱環境」では、全国を寒冷地から温暖地まで6つに地域を区分し、それぞれの地域で基準を定めています。まず建てる住宅の位置がどの地域に属しているかを確認します。

(1) 県別区分

I 地域	北海道
II 地域	青森県 岩手県 秋田県
III 地域	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV 地域 (IVa、IVb)	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V 地域	宮崎県 鹿児島県
VI 地域	沖縄県

※ IVa、IVb は、住宅事業建築主の判断基準による地域区分となります

(2) 次の市町村は、(1)の県別区分にかかわらず、次の各地域に区分されます。

(1)の区分にかかわらず I 地域 に区分される市町村

青森県	十和田市(旧十和田湖町に限る)、七戸町(旧七戸町に限る)、田子町
岩手県	久慈市(旧山形村に限る)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

(1)の区分にかかわらず II 地域 に区分される市町村

北海道	函館市(旧函館市に限る)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く)、島牧村、寿都町	新潟県	十日町市(旧中里村に限る)、魚沼市(旧入広瀬村に限る)、津南町
宮城県	栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る)	山梨県	富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る)
山形県	米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	長野県	長野市(旧長野市、旧大岡村を除く)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る)、東御町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る)、平谷村、下篠村、上松町、木祖村、木曽町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
福島県	会津若松市(旧河東町に限る)、白河市(旧大信村に限る)、須賀川市(旧長沼町に限る)、喜多方市(旧塩川町を除く)、田村市(旧都路村を除く)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村	岐阜県	高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る)、白川村
栃木県	日光市(旧今市市を除く)、那須塩原市(旧塩原町に限る)		
群馬県	沼田市(旧沼田市を除く)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る)		

(1)の区分にかかわらず **Ⅲ地域** に区分される市町村

青森県	青森市(旧青森市に限る)、深浦町	山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る)、都留市、山梨市(旧三富村に限る)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く)、 笛吹市(旧芦川村に限る)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く)、小菅村、丹波山村
岩手県	宮古市(旧新里村を除く)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る)、陸前高田市、釜石市、平泉町	岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く)、 恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る)、郡上市(旧美並村を除く)、 下呂市(旧金山町を除く)、東白川村
秋田県	秋田市(旧河辺町を除く)、能代市(旧能代市に限る)、 男鹿市、由利本荘市(旧東由利町を除く)、潟上市、 にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く)、八峰町、大潟村	愛知県	豊田市(旧稲武町に限る)
茨城県	土浦市(旧新治村に限る)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る)、 笠間市(旧岩間町に限る)、筑西市(旧関城町を除く)、かすみがうら市(旧千代田町に限る)、桜川市、 小美玉市(旧玉里村を除く)、大子町	兵庫県	養父市(旧関宮町に限る)、香美町(旧香住町を除く)
群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る)、桐生市(旧黒保根村に限る)、 沼田市(旧沼田市に限る)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村に限る)、 安中市(旧松井田町に限る)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る)、 上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、 みなかみ町(旧水上町を除く)	奈良県	奈良市(旧都祁村に限る)、五條市(旧大塔村に限る)、 生駒市、宇陀市(旧室生村に限る)、平群町、野迫川村
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る)、小鹿野町(旧両神村に限る)	和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る)、高野町
東京都	奥多摩町	鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る)、若桜町、日南町、日野町、江府町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る)、 黒部市(旧宇奈月町に限る)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る)、 上市町、立山町	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る)、 邑南町(旧石見町を除く)
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る)	岡山県	津山市(旧阿波村に限る)、高梁市(旧備中町に限る)、 新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く)、新庄村、 鏡野町(旧鏡野町を除く)
福井県	大野市(旧和泉村に限る)	広島県	府中市(旧上下町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く)、 庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、安芸高田市(旧八千代町、 旧美土里町、旧高宮町に限る)、安芸太田町(旧加計町を除く)、 北広島町(旧豊平町を除く)、世羅町(旧世羅西町を除く)、神石高原町
		徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る)
		高知県	いの町(旧本川村に限る)

(1)の区分にかかわらず **Ⅳ地域** に区分される市町村

福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町	新潟県	旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る)、 阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る)、佐渡市、 胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、 真岡市、さくら市(旧氏家町に限る)、那須烏山市、 下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、 芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、 都賀町、高根沢町	長野県	阿智村(旧清内路村に限る)、大鹿村
新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、 旧和島村、旧寺泊町に限る)、三条市(旧下田村を除く)、 柏崎市(旧高柳町を除く)、新発田市、見附市、 村上市(旧朝日村を除く)、燕市、糸魚川市、 上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、	宮崎県	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く)、延岡市(旧北方町に限る)、 小林市、えびの市、高原町、西米良村、 諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
		鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る)、 さつま町、湧水町

(1)の区分にかかわらず **Ⅴ地域** に区分される市町村

茨城県	神栖市(旧波崎町に限る)	高知県	高知市(旧高知市、旧春野村に限る)、室戸市、安芸市、 南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、 芸西村、いの町(旧伊野町に限る)、大月町、三原村、 黒潮町(旧大方町に限る)
千葉県	銚子市	福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、小笠原村	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る)、平戸市、 五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く)、長与町、 時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、 西伊豆町(旧西伊豆町に限る)	熊本県	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る)、水俣市、 上天草市(旧松島町を除く)、宇城市(旧三角町に限る)、 天草市(旧有明町、旧五和町を除く)、芦北町、津奈木町
三重県	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る)、御浜町、紀宝町、	大分県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る)
和歌山県	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る)、広川町、美浜町、 日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、 那智勝浦町、太地町、古座川町		
山口県	下関市(旧下関市に限る)		
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町		
愛媛県	宇和島市(旧津島町に限る)、伊方町(旧伊方町を除く)、 愛南町		

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

Ⅳa 地域について（住宅事業建築主の判断基準 別表第1より抜粋）

※鉄筋コンクリート造等の住宅の構造熱橋部の断熱補強を検討する際の地域区分

(1)の区分のうち、Ⅳa については、次の市町村とする

茨城県	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧岩間町を除く)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る)、常総市、常陸太田市、常陸大宮(旧美和村を除く)、筑西市(旧関城町に限る)、土浦市(旧土浦市に限る)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町	京都府	京都市(旧京北町に限る)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る)、南丹市、福知山市、本津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
群馬県	前橋市、みどり市(旧東村を除く)、安中市(旧安中市に限る)、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市(旧黒保根村を除く)、高崎市(旧倉渕村を除く)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、富士見村、吉井町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町	大阪府	堺市(旧美原町に限る)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く)、幸手市、行田市(旧行田市に限る)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る)、長瀬町、東秩父村、宮代町、菖蒲町、白岡町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、栗橋町、杉戸町、鷺宮町、騎西町、大利根町、北川辺町、伊奈町	兵庫県	姫路市(旧姫路市、旧家島町を除く)、豊岡市(旧竹野町を除く)、養父市(旧関宮町を除く)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
千葉県	野田市、香取市(旧佐原市に限る)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、神崎町	奈良県	奈良市(旧都祁村を除く)、宇陀市(旧室生村を除く)、葛城市、五條市(旧大塔村を除く)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添付、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村	和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る)、有田川町(旧清水町に限る)、九度山町
神奈川県	清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市	鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く)、倉吉市(旧倉吉市に限る)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
富山県	高岡市、黒部市(旧黒部市に限る)、射水市、砺波市、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く)、富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町	島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町に限る)、出雲市(旧佐田町に限る)、安来市、江津市(旧桜江町に限る)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く)、雲南市、益田市(旧益田市を除く)、美郷町(旧邑智町に限る)、邑南町(旧石見町に限る)、吉賀町、津和野町、東出雲町、川本町
石川県	かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市(旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く)、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町	岡山県	岡山市(旧岡山市、旧瀬崎町を除く)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備前中町を除く)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る)、和気町
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町に限る)、あわら市、あおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、小浜町、大野市(旧大野市に限る)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る)、南越前町(旧河野村を除く)	広島県	広島市(旧湯来町に限る)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く)、尾道市(旧御調町に限る)、府中市(旧府中市に限る)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る)、安芸太田町(旧加計町に限る)、北広島町(旧豊平町に限る)、世羅町(旧世羅西町に限る)
山梨県	山梨市(旧三富村を除く)、甲州市、甲斐市、甲府市(旧上九一色村を除く)、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市(旧芦川村を除く)、南アルプス市、身延町、南部町(旧富沢町を除く)、北杜市(旧明野村に限る)、大月市、韮崎市、増穂町、鯉沢町、早川町、昭和町、道志村	山口県	下関市(旧豊田町に限る)、岩国市(旧由宇町を除く)、周南市(旧鹿野町に限る)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る)、美祿市、阿東町
岐阜県	山県市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く)、本巣市(旧根尾村に限る)、郡上市(旧美並村に限る)、下呂市(旧金山町に限る)、揖斐川町(旧揖斐川町を除く)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山吹村に限る)、関市、可児市、多治見市、大垣市(上石津町に限る)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町	徳島県	三好市(旧東祖谷山村を除く)、美馬市(旧本屋平村に限る)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る)、つるぎ町(旧貞光町を除く)
静岡県	川根本町、浜松市(旧水窪町に限る)、御殿場市、小山町	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る)、西予市(旧城川町に限る)、大洲市(旧河辺村に限る)、砥部町(旧広田村に限る)、内子町、久万高原町、鬼北町
愛知県	豊田市(旧稲武町を除く)、設楽町、豊根村、東栄町	高知県	いの町(旧吾北村に限る)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
三重県	伊賀市、亀山市(旧関町に限る)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る)、津市(旧美杉村に限る)、名張市	福岡県	矢部村
滋賀県	大津市(旧志賀町に限る)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、安土市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町	長崎県	雲仙市(旧小浜町に限る)
		熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
		大分県	大分市(旧野津原町に限る)、宇佐市(旧宇佐市を除く)、杵筑市(旧山香市に限る)、佐伯市(旧宇目町に限る)、竹田市、日田市(旧日田市を除く)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る)、白布市(旧挟間町を除く)、日出町、九重町、玖珠町

次の市町村にあっては、(1)の区分にかかわらず、Ⅳa 地域に区分されるものとする

福島県	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町	新潟県(つづき)	村上市(旧朝日村を除く)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る)、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町	長野県	阿智村(旧清内路村に限る)、大鹿村
新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る)、三条市(旧下田村を除く)、柏崎市(旧高柳町を除く)、新発田市、見附市、	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

長期優良住宅申請実例サンプル図面

■主要構造部・外部仕上

名 称	仕 様
基礎	ベース A150(GL+130)..... 立ち上り W=150 H=370..... GL+500..... コンクリート強度30N
基礎・換気	基礎バッキン(Joto) 気密基礎バッキン(Joto)
金物	アンカーボルトM12 L=400 ホールダウン金物M16 L=600 鋼製束(Joto)
土台	富士山牌松 135×135
通し柱	富士山牌松 135×135
構造柱	富士山牌松 120×120
梁	松 120×120～
筋交い	松 45×105
間柱	松 120×30
屋根材	エバールーフ 3寸勾配
下屋	カラー
破風板	ガルバリウム鋼ハゼ書き
屋根根廻り	桧無垢材 塗料仕上
軒天	カラー
軒天	UVパネル
雨樋	塗装仕上げ カラー
雨樋	軒樋:ビュルグPPC50・縦樋:60φ カラー
外壁材 (通気工法)	塗り壁
外 壁	カラー／ 通気断熱 718 桧 モイス 95ミリ下地 カラーモルタル仕上げ 遮湿シート
防水	不燃FR防水
防水	トップコート仕上げ
タイル	モルタル ピーモ粒細仕上げ
サッシ	システム 断熱ペアガラス
サッシ	シンフオニーマイルド
サッシ	ガラスLOW-E(日射侵入率0.50)
玄関サッシ	ユダ本工 本製玄関ドア
サッシ	JIS A4710-1996 JIS A1516-1998
勝手口	採風勝手口ドア
サッシ	
サッシ	

■住宅性能

屋根面	旭ファイバー AFポート 80mm
断熱	旭ファイバー アクリアNEXT 105mm
床下	ミラフオーラム3種 65mm
土間下	ミラフオーラム3種 20mm
2階床	プラスチックボード 125mm
遮音	遮音材巻配管
2階排水	タイケン SB0416(3種)
トイレ・洗面	タイケン SB0416(3種)
換気	有効換気量25m ³ /h
火災報知器	タイケン 熱式(光電式・2種)

■内部仕上

階	部屋名	床	幅木	壁	廻縁	天井	備考
1階	玄関	タイル 200・300角 INAX(1部 モルタル仕上げ)	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	UVパネル化粧	
	玄関ホール	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	UVパネル化粧	
	リビング・ダイニング	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	UVパネル化粧	カウンター・TV棚
	LDK4帖	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	勾配天井仕上げ(UVパネル)	
	キッチン	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	UVパネル化粧	送り付キッチン、換気扇
	和室4.5帖	セラミック塗装仕上げ ダイケン量 鹿やかん スリム15	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	化粧ベニア(プレス仕上げ)	真壁仕様 床柱 杉面皮
	洗面所	桧 特等 15mm セラミック塗装仕上げ	桧 造作	耐水PB12.5mm下地 ビニールクロス貼り	桧 造作	耐水PB9.5mm下地 ビニールクロス貼り	洗面化粧台(クリナップ)、洗濯機パン
	浴室	ハーフユニット	桧 造作	桧無地板張り	桧 造作	桧無地板張り	換気扇
	廊下	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	UVパネル化粧	
	トイレ	桧 特等 15mm セラミック塗装仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	PB9.5mm 下地 塗り壁	換気扇
2階	階段	桧UVパネル片面補修 36mm ウレタン塗装仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作		階段手すり(ワイヤー仕様)
	ホール	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	勾配天井仕上げ(UVパネル)	造作カウンター コンセント必要
	洗面コーナー	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	勾配天井仕上げ(UVパネル)	階段腰壁ガラスブロック
	主寝室	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	勾配天井仕上げ(UVパネル)	ICAS
	子供部屋-1	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	ICAS	ICAS
	子供部屋-2	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	ICAS	ICAS
	クロゼット(主寝室)	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	PB12.5mm 下地 塗り壁	桧 造作	ICAS	ICAS
	トイレ	桧 特等 15mm セラミック塗装仕上げ	桧 造作	ワックス仕上げ 塗り壁	桧 造作	ICAS	中段+バイブ(集成材)
	ロフト	桧 特等 15mm ワックス仕上げ	桧 造作	ワックス仕上げ 塗り壁	桧 造作	ICAS	中段+バイブ(集成材)
	押入	桧 特等 15mm 無塗装	桧 造作	桧集成板 9mm	桧 造作	桧集成板 9mm	中段+枕欄(UVパネル+可動レール)
	収納	桧 特等 15mm 無塗装	桧 造作	桧集成板 9mm	桧 造作	桧集成板 9mm	中段(UVパネル+可動レール)

■内装建材

名称	概要
〇〇既製品建具	
玄関ホール	ポリカーボネイトシナ引き戸
洗面所	〇〇 桧
居室	〇〇 桧
押入	押入欄
クローゼット	〇〇 桧
収納	〇〇 桧
下駄箱	既製品
窓枠・建具枠・巾木	桧造作 自然塗装仕上
廻り縁	桧造作 自然塗装仕上
階段手すり	階段手すり(ワイヤー仕様)
造作材	

■住宅設備機器

名称	概要
オリジナル家具(DAMONDE)	
廊下	桧 廊下 グラノール仕上げ
キッチン	カウンター 人造大理石
シンク	未定
コンロ	IH仕様
換気扇	有リ
食洗機	有リ
キッチンパネル	有リ
ハーフユニット送り付浴槽	
浴槽ユニット	未定
水栓	未定
壁	桧板張り
天井	桧板張り
扉	桧板張り
1階 クリナップ	未定
ミラー・キャビネット	未定
2階 造作カウンター 陶器ボウル	未定
ボウル	未定
水栓	未定
1階・2階 アラウーノ	未定
便器・タンク	手洗い付き
便座	温水洗浄便座
給湯器	給湯器
ユーティリティー部材(TOTO)	
洗濯機パン	740×640
水栓	ウォーターハンマー低減付水栓
給湯器	
給湯器	コロナ エコキュート
電灯変ロ・スイッチ	居室1室に付き1ヶ所 他通所
コンセント(2口)	居室1室に付き2ヶ所 他通所
アーケス付きコンセント	4ヶ所(冷蔵庫、洗濯機、便器)
専用アーケス付きコンセント	2ヶ所(レンジ、食洗機)
エアコン専用コンセント	4ヶ所(リビング、寝室、子供部屋)
防水コンセント	2ヶ所(給湯器等)
TEL配線(OD管)	1ヶ所(リビング)
TV配線(分配器失)	4ヶ所(リビング、寝室、子供部屋)

〇〇様邸 仕様書

仕上表

平成〇〇年〇月〇日

長期優良住宅仕様

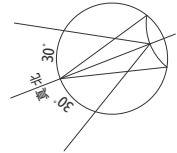
承認

営業

設計

工事

凡 例



※外壁には断熱材 厚105 充填

通柱 135 x 135

天井裏等を示す

非居室を示す

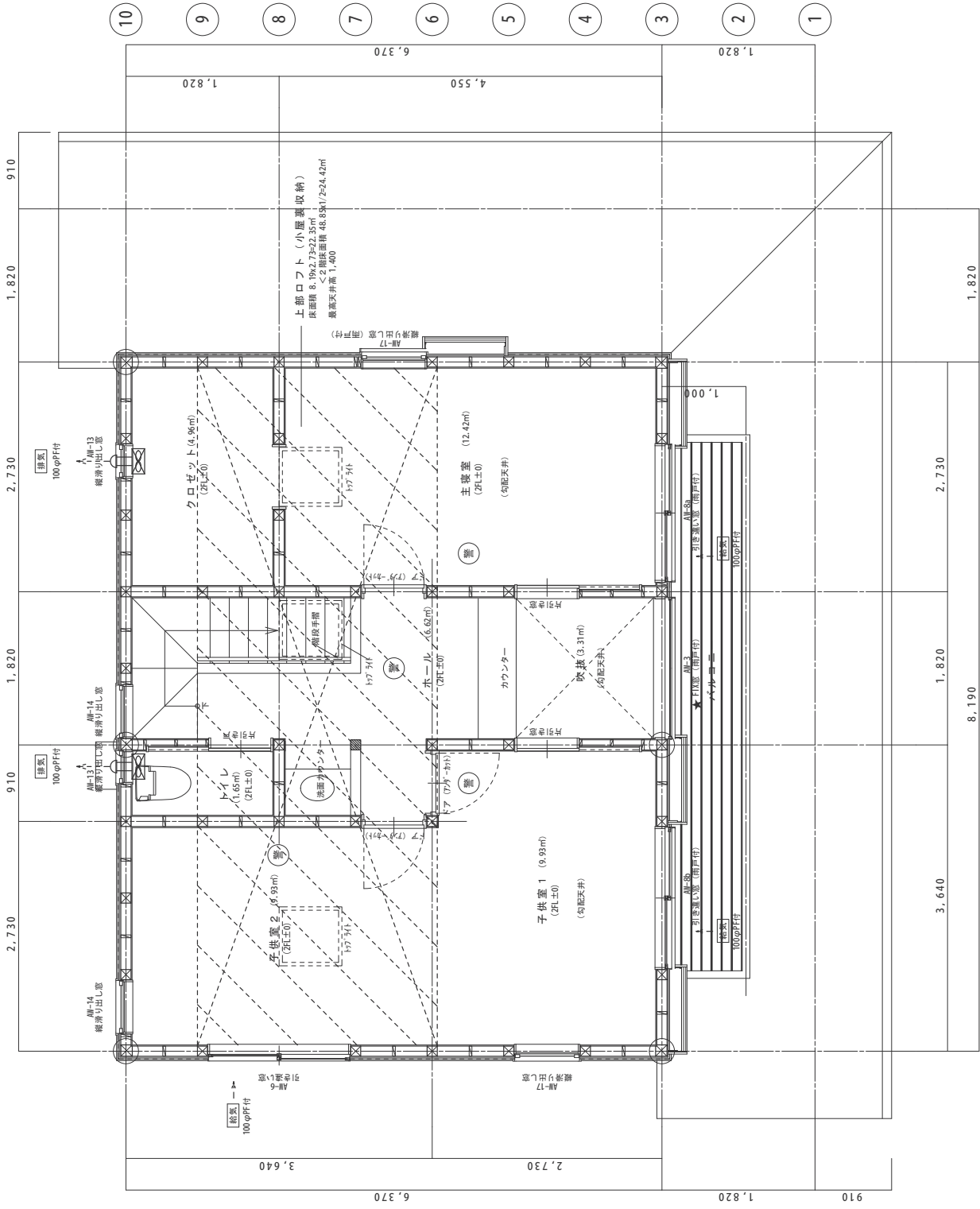
住宅用防災警報器

「構造材・羽柄材に国産材を100%使用」

子供室1			
	形状	計算式	面積(m ²)
A1	矩形	3.640×2.730	9.937200
合計			9.93

子供室2		
	形 状	計 算 式
A1	矩形	2.730×3.640
		面積(m ²)
		9.937200
合計		9.93

主覽室			
	形 狀	計 算 式	面 積 (m ²)
A1	矩形	2.730×4.550	12.421500
合 計			12.42

[illegible]

〒○○○-○○○○ 東京都○○○○○○○○

TEL 03-0000-0000

縮尺 1/50, 100

[illegible]

○○○様邸新築工事

2階平面図

記 号	AW-18 (東-1)
寸 法	1600W×2000H
形 式	Fix窓
設 置 室	居室
単純開口 3.20 m ²	

記 号	AW-15 (東-1)
寸 法	600W×1100H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	居室
単純開口 0.66 m ²	

記 号	AW-2 (東-2)
寸 法	1600W×300H
形 式	Fix窓
設 置 室	非居室
単純開口 0.49 m ²	

記 号	AW-5 (西-1)
寸 法	1600W×1100H
形 式	引違い2枚窓
設 置 室	非居室
単純開口 1.76 m ²	

記 号	AW-11 (西-1)
寸 法	360W×700H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	居室
単純開口 0.25 m ²	

記 号	AW-16 (西-1)
寸 法	600W×1100H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	居室
単純開口 0.66 m ²	

記 号	AW-4 (西-1)
寸 法	1600W×900H
形 式	引違い2枚窓
設 置 室	居室
単純開口 1.44 m ²	

記 号	AW-9 (南-2)
寸 法	1600W×2000H
形 式	引違い2枚窓
設 置 室	居室
単純開口 3.20 m ²	

記 号	AW-5' (南-1)
寸 法	1650W×1100H
形 式	引違い2枚窓
設 置 室	居室
単純開口 1.81 m ²	

記 号	AD-2 (南-1)
寸 法	940W×2200H
形 式	片開き戸
設 置 室	非居室
単純開口 2.06 m ²	

記 号	AD-3 (北-1)
寸 法	740W×2200H
形 式	片開き戸
設 置 室	非居室
単純開口 1.62 m ²	

記 号	AW-1 (北-1)
寸 法	1190W×300H
形 式	Fix窓
設 置 室	非居室
単純開口 0.35 m ²	

記 号	AW-10 (北-1)
寸 法	260W×1100H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	非居室
単純開口 0.28 m ²	

記 号	AW-11 (北-1)
寸 法	360W×1100H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	非居室
単純開口 0.40 m ²	

記 号	AW-12 (北-1)
寸 法	600W×900H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	非居室
単純開口 0.54 m ²	

記 号	AW-7 (北-1)
寸 法	1720W×1350H
形 式	引違い2枚窓
設 置 室	居室
単純開口 2.32 m ²	

記 号	AW-3 (南-1)
寸 法	1650W×1800H
形 式	Fix窓
設 置 室	非居室
単純開口 2.97 m ²	

記 号	AW-6 (西-1)
寸 法	1650W×900H
形 式	引違い2枚窓
設 置 室	居室
単純開口 1.48 m ²	

記 号	AW-8a (南-1)
寸 法	1600W×1800H
形 式	引違い2枚窓
設 置 室	居室
単純開口 2.88 m ²	

記 号	AW-13 (北-2)
寸 法	360W×900H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	非居室
単純開口 0.32 m ²	

記 号	AW-14 (北-1)
寸 法	600W×900H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	非居室
単純開口 0.54 m ²	

記 号	AW-14 (北-1)
寸 法	600W×900H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	居室
単純開口 0.54 m ²	

記 号	AW-17 (西-1)
寸 法	740W×900H
形 式	縦すべり窓
設 置 室	居室
単純開口 0.66 m ²	

記 号	AW-17 (東-1)
寸 法	740W×900H
形 式	すべり出し窓
設 置 室	居室
単純開口 0.66 m ²	

方位別開口比

方位	開口面積 (m ²)	方位別開口面積 (m ²)	開口面積合計 (m ²)	方位別開口比 (%)
東	1.60×2.00=3.20	4.52	4.52	15 % 以上
	0.60×1.10=0.66			
	0.74×0.90=0.66			
西	1.60×0.90=1.44	4.49	4.49	15 % 以上
	0.36×0.70=0.25			
	0.60×1.10=0.66			
	0.74×0.90=0.66			
	1.65×0.90=1.48			
南	1.65×1.10=1.81	17.03	28.90	58 % 以上
	1.60×2.00=3.20			
	1.60×2.00=3.20			
	1.65×1.80=2.97			
	1.60×1.80=2.88			
北	1.65×1.80=2.97	2.86	2.86	9 % 以上
	1.72×1.35=2.32			
	0.60×0.90=0.54			
真上		0.00	0.00	0 %

1階：43.06+7.45=50.51m²
2階：9.93+9.93+12.42=32.28m²
50.51+32.28=82.79m²

単純開口率

開口総面積 (m ²)	28.90
居室の総延面積 (m ²)	82.79
単純開口率 (%)	34 % 以上

記 事		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇
--------	--	--

使用建築材料表

クロルピリポスの使用	■ 無
------------	-----

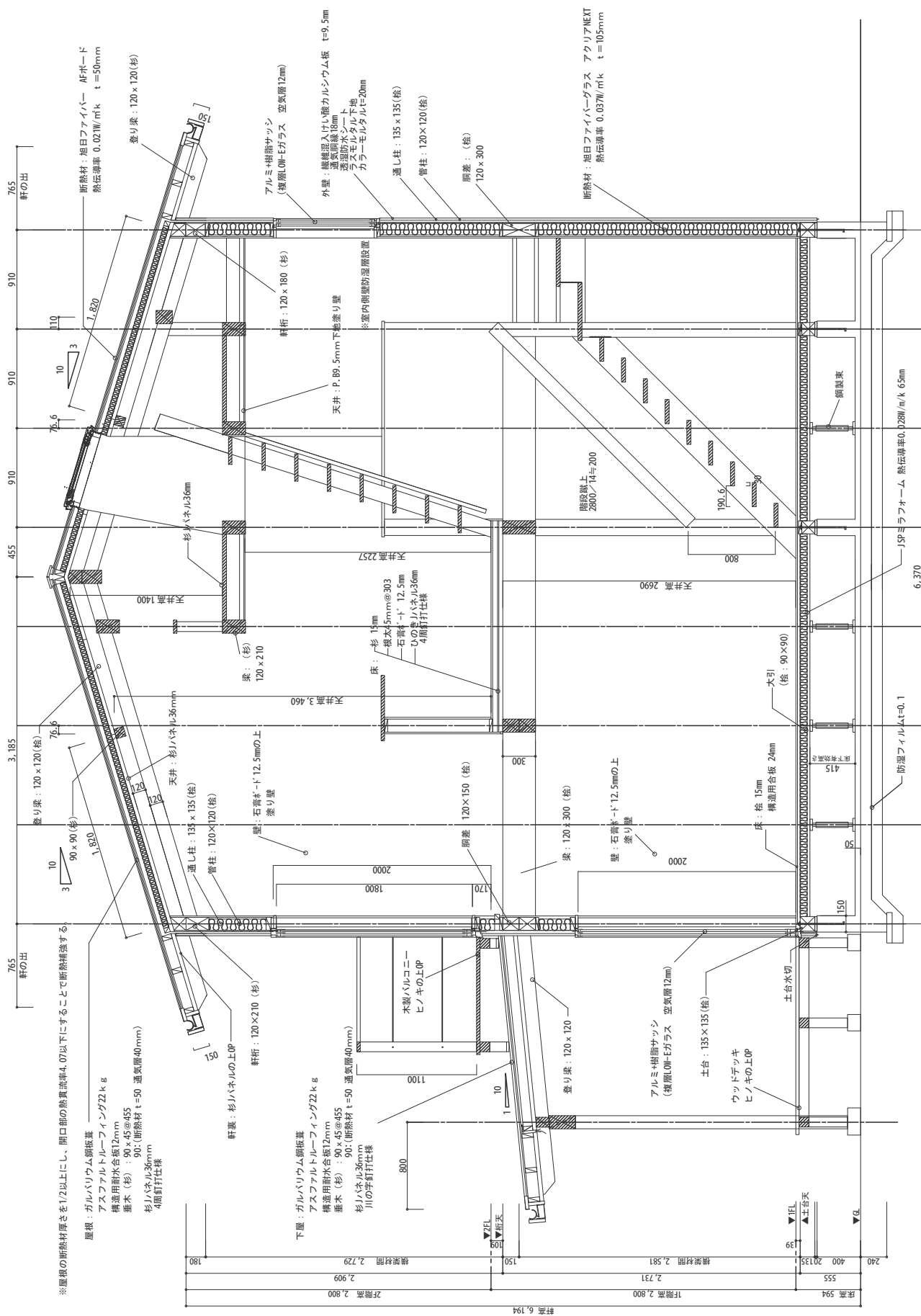
居室の種類	☒ 住宅等の居室 ☐ 住宅等の居室以外の居室
換気設備の換気回数	☐ 0.3回／h以上 ☒ 0.5回／h以上 ☐ 0.7回／h以上

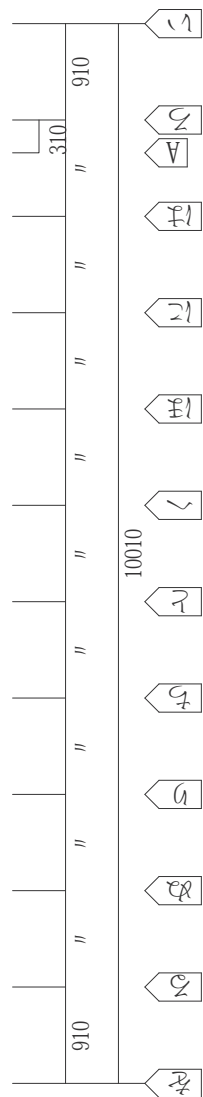
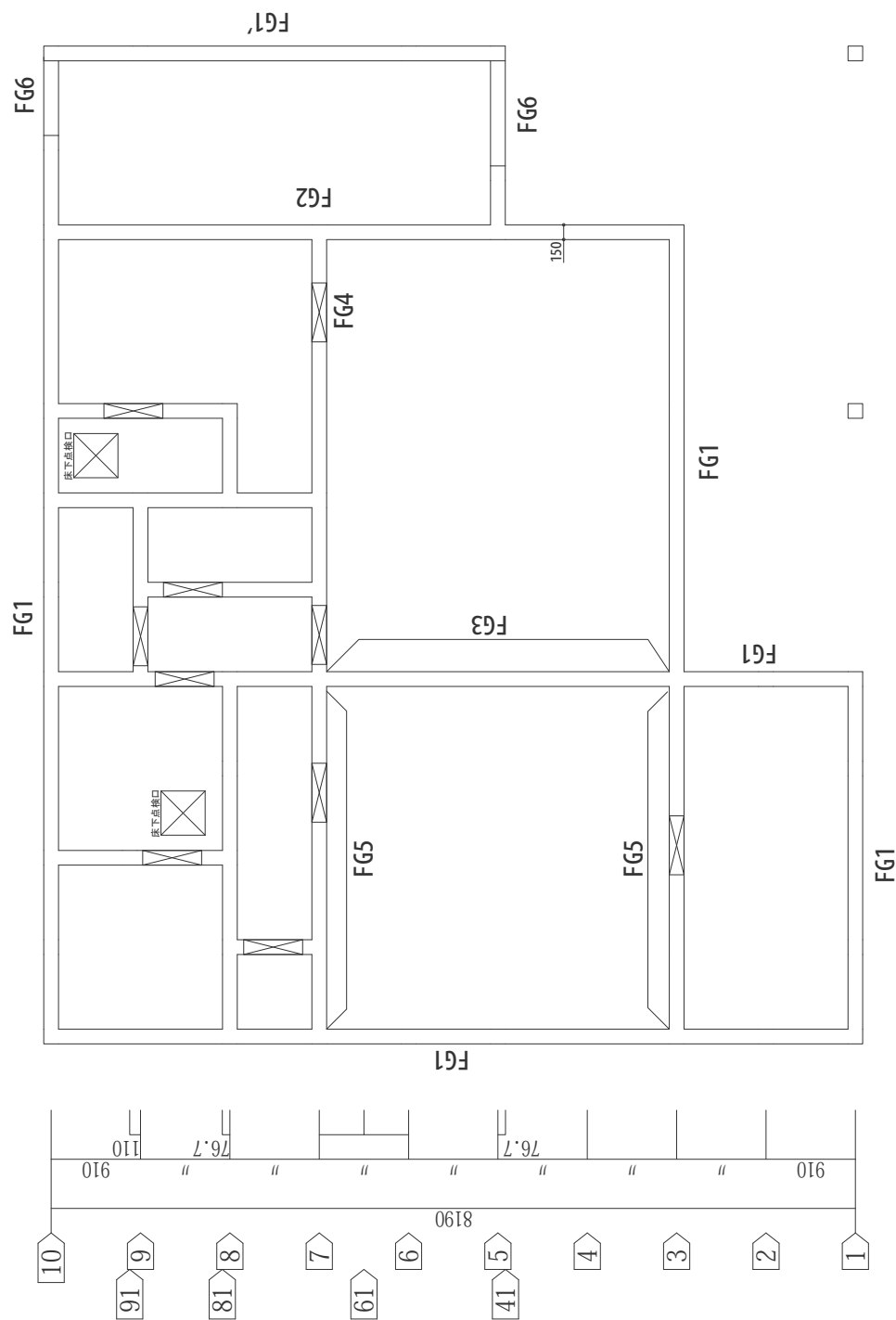
階数	室 名	床面積 ㎡	内装の仕上 の部分	種別	面積 ㎡	低敷	使用面積	使用面積合計 (判定結果)
1階	和室4.5帖 床の間	8.27	床	規制対象外				
			壁	規制対象外				
			天井 建具	規制対象外				
	LDK	43.06	床	規制対象外				
			壁	規制対象外				
			天井 建具	規制対象外				
	洗面室	3.31	床	規制対象外				
			壁	規制対象外				
			天井 建具	規制対象外				
	トイレ	1.65	床	規制対象外				
壁			規制対象外					
天井 建具			規制対象外					
2階	ホール	6.62	床	規制対象外				
			壁	規制対象外				
			天井 建具	規制対象外				
	吹抜	3.31	床	規制対象外				
			壁	規制対象外				
			天井 建具	規制対象外				
	主寝室	12.42	床	規制対象外				
			壁	規制対象外				
			天井 建具	規制対象外				
	子供室 1	9.93	床	規制対象外				
壁			規制対象外					
天井 建具			規制対象外					
子供室 2	9.93	床	規制対象外					
		壁	規制対象外					
		天井 建具	規制対象外					
トイレ	1.98	床	規制対象外					
		壁	規制対象外					
		天井 建具	規制対象外					
クロゼット	4.96	床	規制対象外					
		壁	規制対象外					
		天井 建具	規制対象外					
階段	3.31	床	規制対象外					
		壁	規制対象外					
		天井 建具	規制対象外					
ロフト	22.35	床	規制対象外					
		壁	規制対象外					
		天井 建具	規制対象外					
合 計								O K

[illegible][illegible]

					十 月 廿 一 日	土 石 學 有 限 公 司
--	--	--	--	--	-----------------------	---------------------------------

縮尺	1/110	工事名称	〇〇様邸新築工事
	設計年月日	図面名称	換気計算書・使用建築材料表



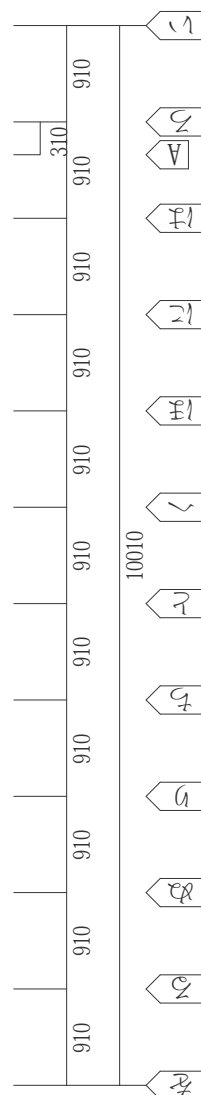
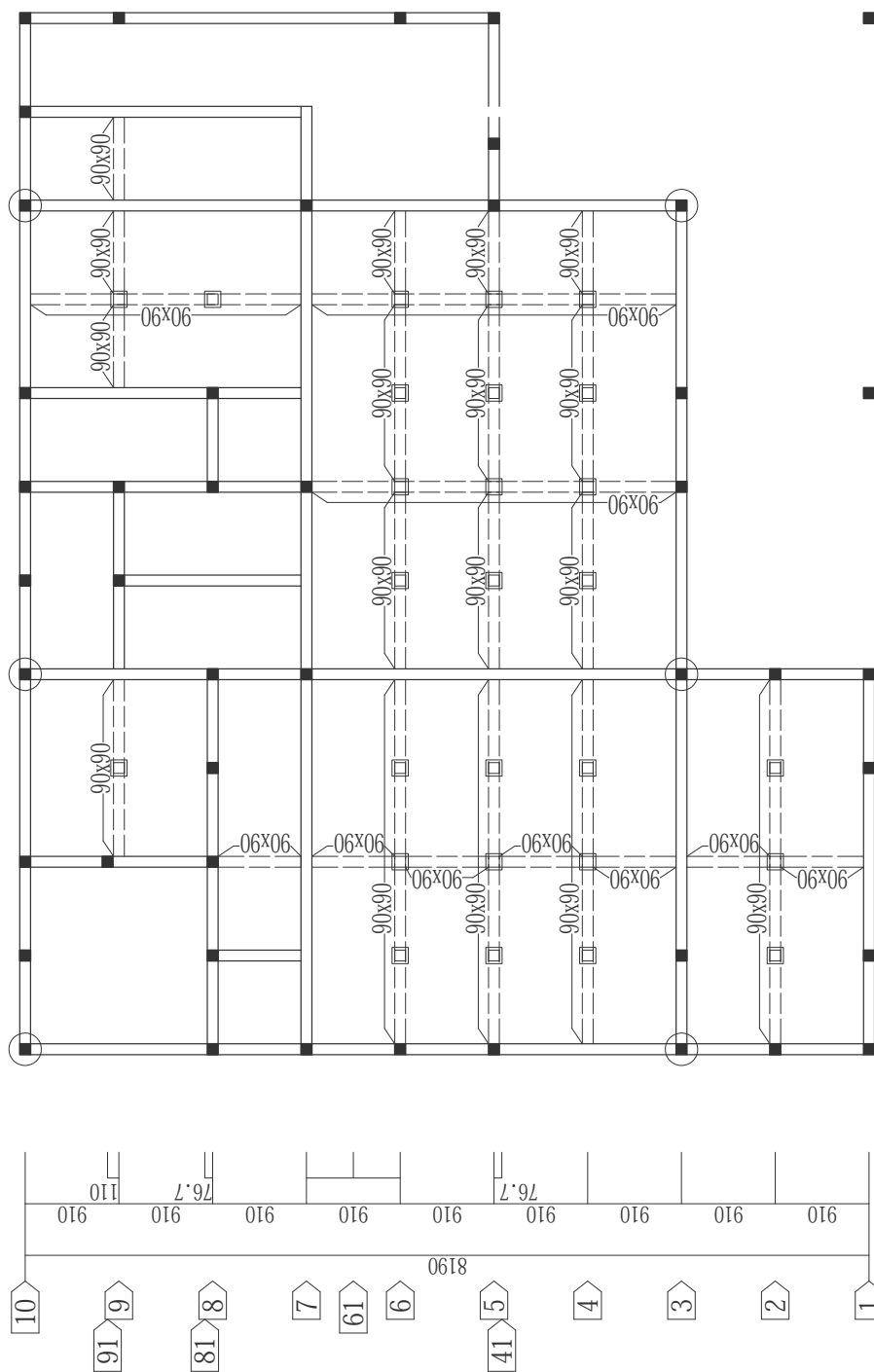


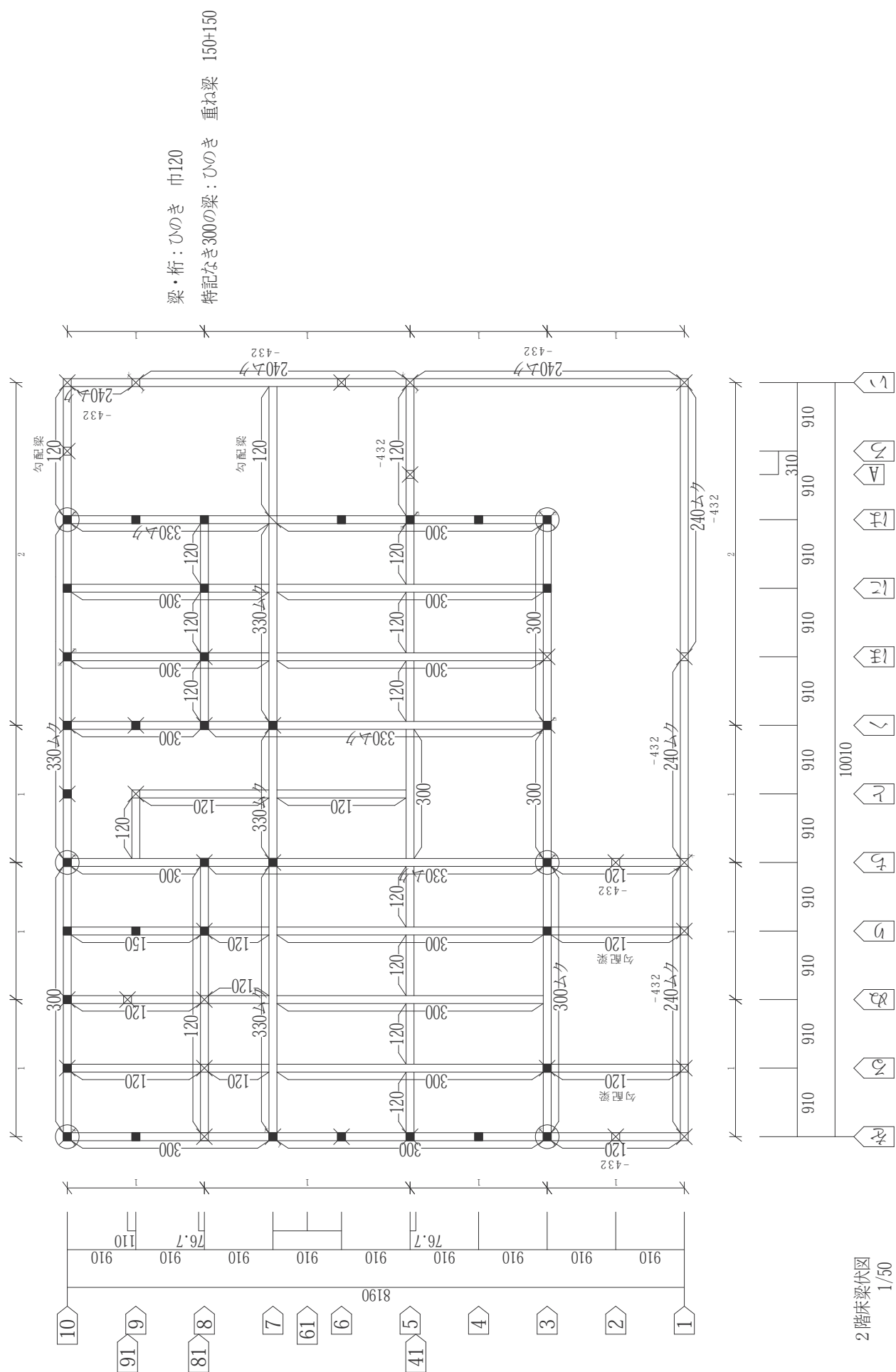
特記無き内部地中梁は、(F2)(F4)基礎仕様は計算書による。

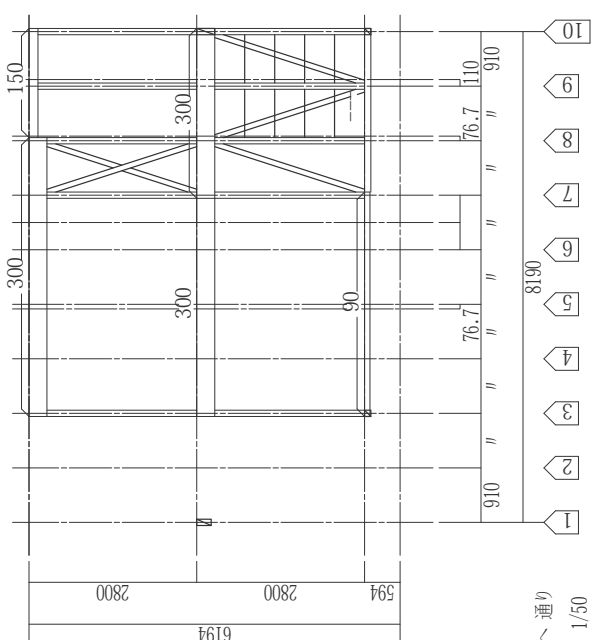
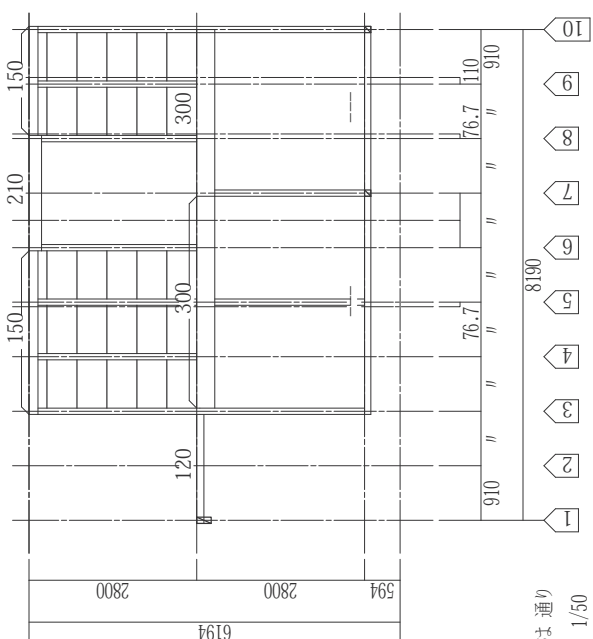
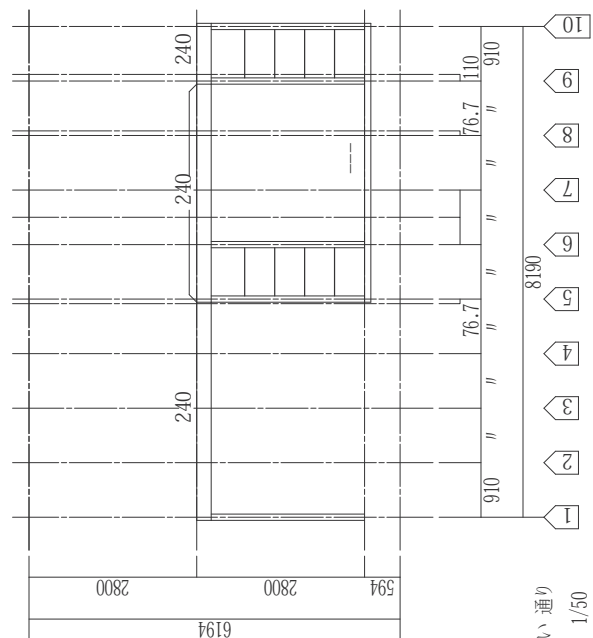
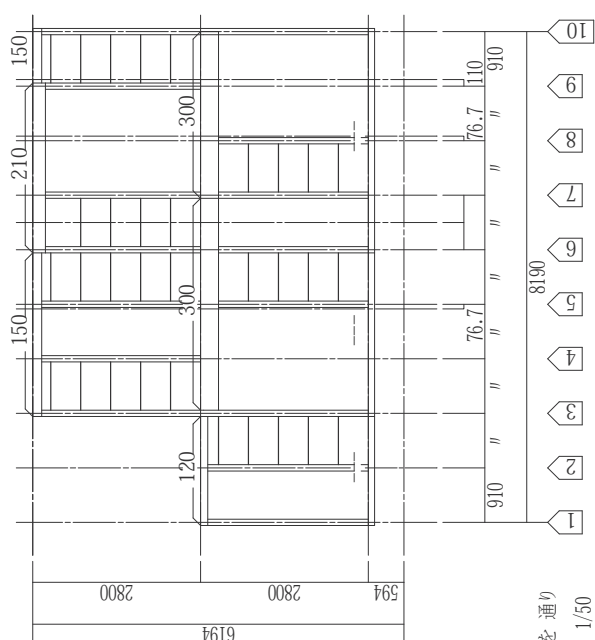
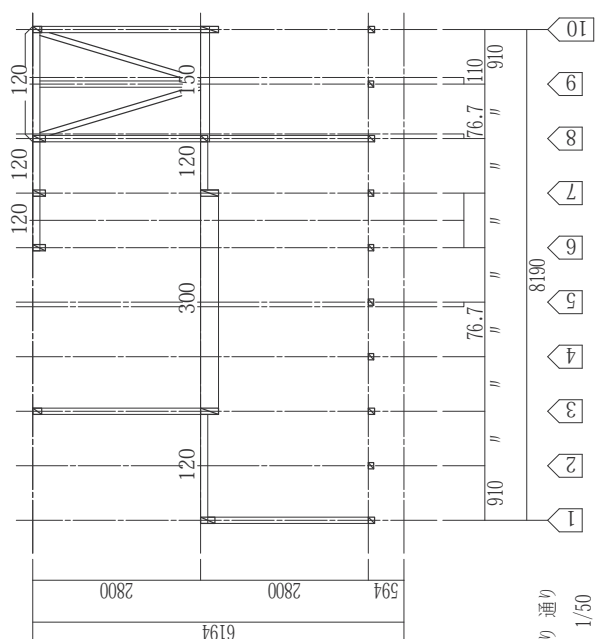
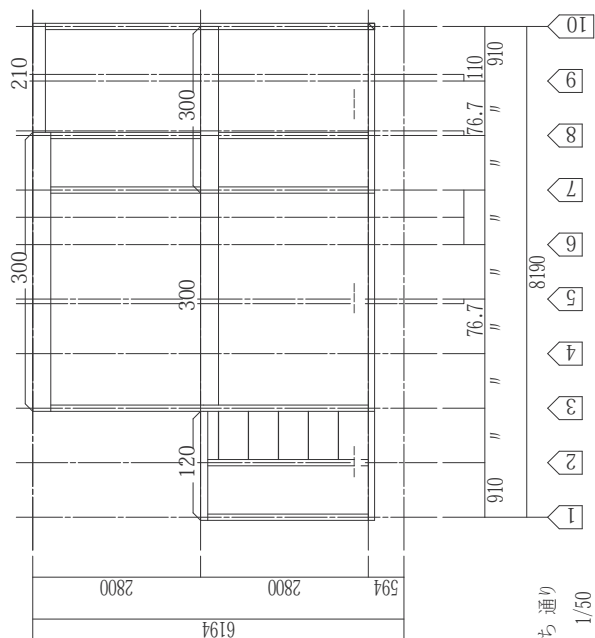
基礎の立上り幅15 cm

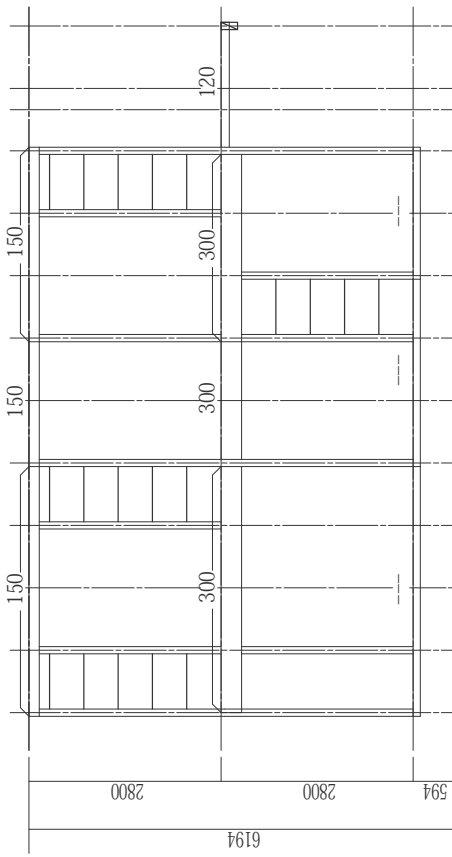
コンクリート強度 $30\text{N}/\text{m}^2$ （呼び強度）とし、現場抜き取りにより第三者機関にて強度試験を行う。（打設ごと）

記 事		○○○○○○○○建築士事務所 〒○○○-○○○ 東京部○○○○○○○ TEL 03-○○○○-○○○○ ○○建築士登録 第○○○○○○号 ○○太郎	縮尺 1/50	工事名称	○○様邸新築工事 基礎伏図	図面番号
				図面名称		

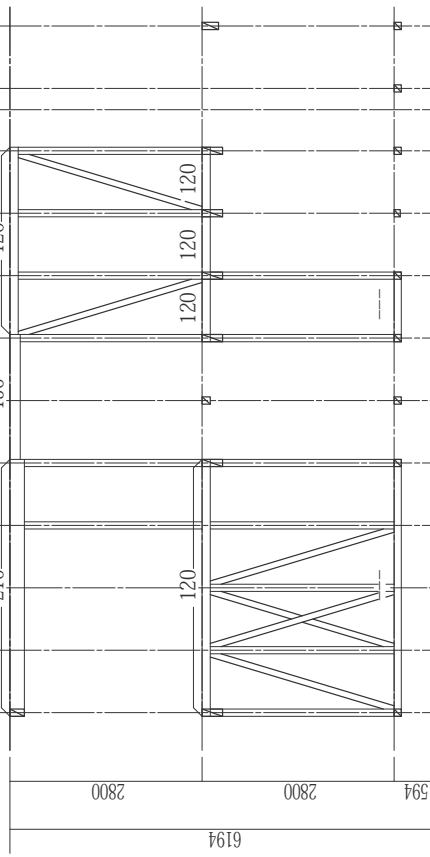




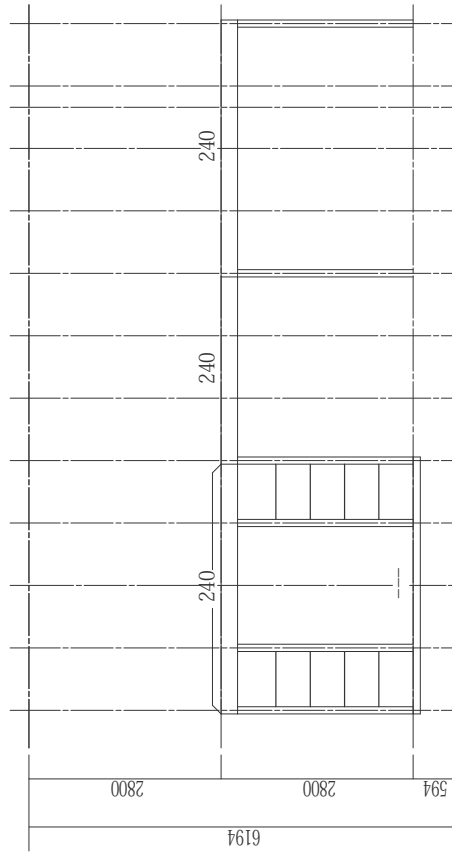




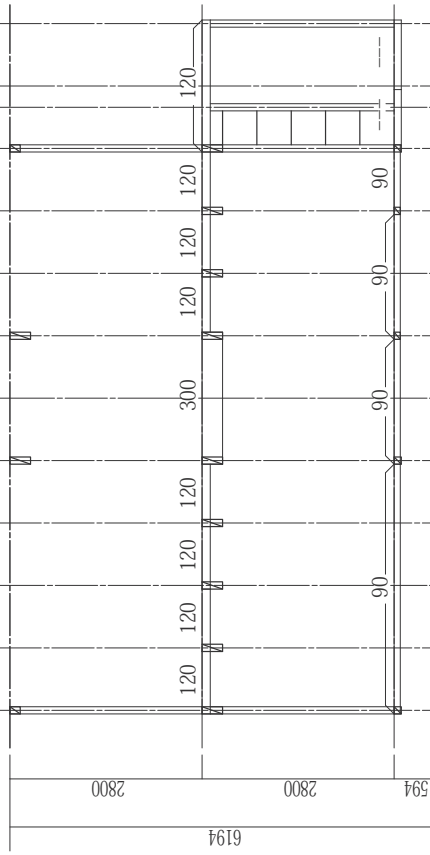
3 通り
1/50



8 通り
1/50



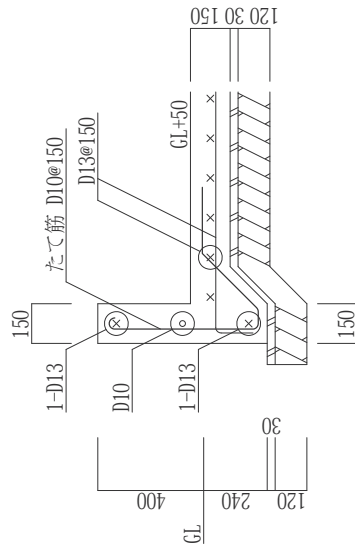
1 通り
1/50



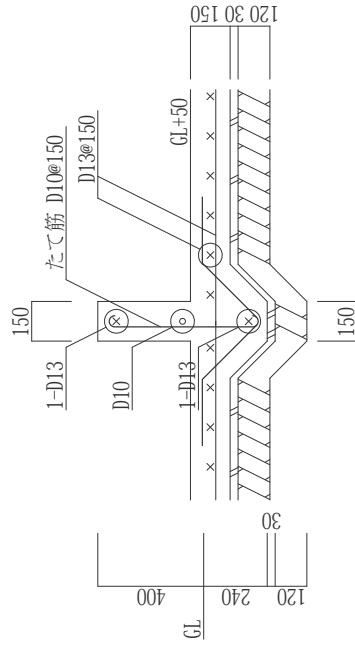
5 通り
1/50

記 事	縮尺 1 / 50			工事名称 〇〇様邸新築工事	図面番号
	〇〇〇				

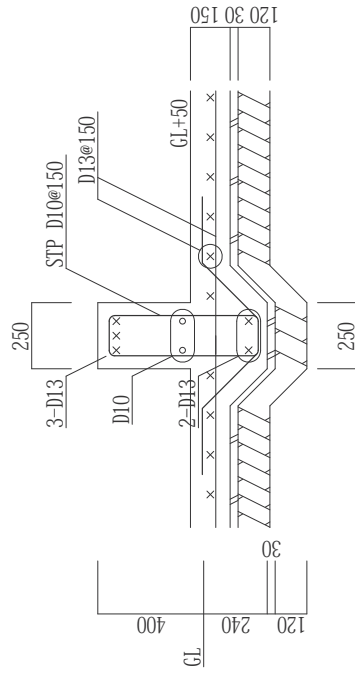
外周地中梁FG1(150×640)



内部地中梁FG2(150×640)



内部地中梁FG3(250×640)

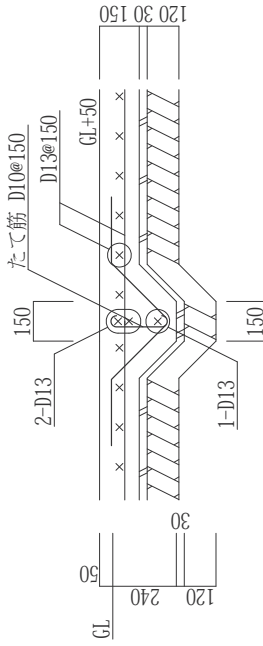


基礎スラブFS1

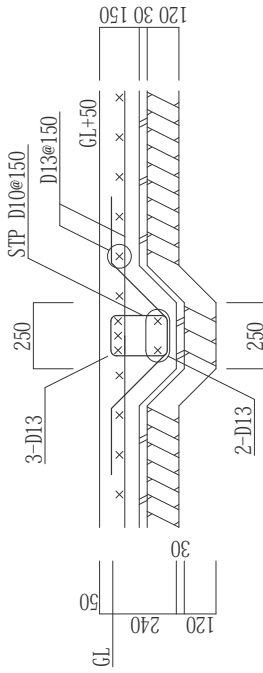
基礎スラブFS1

基礎スラブFS1

人通口地中梁FG4(150×290)



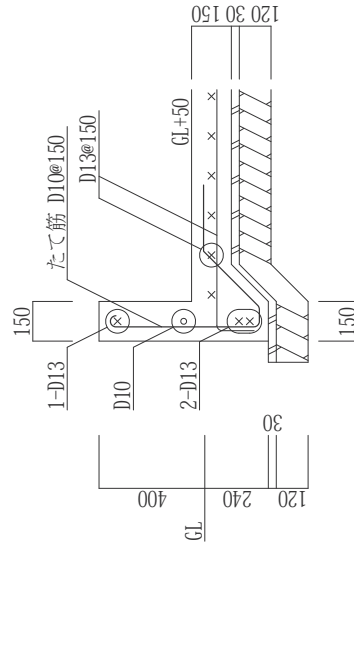
人通口地中梁FG5(250×290)



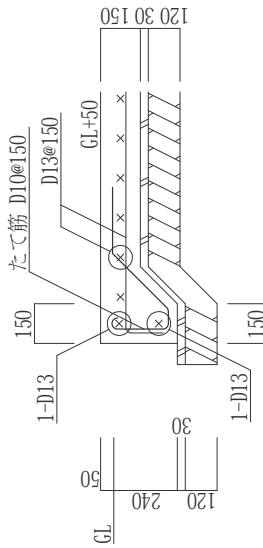
基礎スラブFS1

基礎スラブFS1

外周地中梁FG1' (150×640 v 通り)



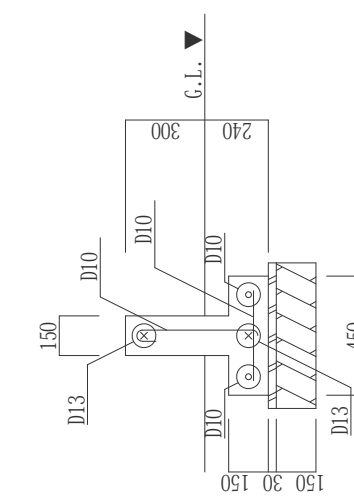
玄關地中梁FG6(150×290)



基礎スラブFS1

基礎スラブFS1

獨立基礎

[illegible]

[illegible]

所管行政庁 検索方法

申請書類の提出先である所管行政庁は、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページにて検索することができる。申請時の確認に是非ご活用下さい。

URL：http://chouki.hyoukakyoukai.or.jp/p/

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

長期優良住宅建築等計画の認定申請をされる皆様へ

■長期優良住宅建築等計画の認定の申請について

認定を申請する所管行政庁は建設地により決まります。

検索システムに建設地を入力して、申請先をご確認下さい。

検索結果に2つの行政庁が表示される場合がありますが、建物の規模等により提出する所管行政庁が異なりますので、「対象建築物」の欄をご確認下さい。

■登録住宅性能評価機関による技術的審査について

登録住宅性能評価機関による技術的審査の活用及び活用する場合の範囲については検索結果で確認できます。

なお、技術的審査を実施可能な登録住宅性能評価機関の一覧が表示できますのでご活用下さい。

[「長期優良住宅建築等計画の認定申請をされる皆様へ」](#)（評価協会HPのページへ）

長期優良住宅建築等計画の認定を行う所管行政庁の検索

建設地の指定

都道府県: (選択してください) 市区町村: (選択してください)

検索

コチラに申請物件の建設地を入力し、検索を行って下さい。

[illegible]

長期優良住宅 申請マニュアル

発行日
参考/引用

2011 年 3 月（初版）
■ 国土交通省 HP
■ 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 HP
■ ハウスプラス住宅保証 株式会社 HP
■ 一般財団法人 中小建設業住宅センターHP

印刷・製本

株式会社 橋本確文堂

編集・発行

全国建設労働組合総連合
〒169-8650 東京都新宿区高田馬場 2-7-15 3F
TEL：03-3200-6221 FAX：03-3209-0538
URL：http://www.zenkensoren.org/index.html